

自治会 ハンドブック 令和8年度

1 ページ	スケジュール帳
7 ページ	組織・運営
18 ページ	安心・安全
29 ページ	環境・生活
35 ページ	福祉・交流
40 ページ	課題解決
47 ページ	各種補助金
76 ページ	資料集

TOPICS

自治会における女性活躍	14ページ
自治会活動のデジタル化	15ページ
地域での防災活動	23ページ

はじめに

～地域の「安全・安心」と「つながり」

を未来へつなぐために～

今年度、自治会長という地域にとって最も重要な役割をお引き受けいただき、心より敬意と感謝を申し上げます。

私たちのまち長浜には、美しい自然や歴史だけでなく、互いに声を掛け合い、助け合うあたたかな風土が息づいています。

環境美化やこどもたちの見守り、夏祭りや運動会などの親睦行事、そして防災活動。これら日々の地道な「自治会活動」こそが、私たちが安心して快適に暮らすための土台であり、かけがえのない財産です。

その一方で、社会の形は大きく変わりました。少子高齢化やライフスタイルの多様化が進み、「役員の担い手が見つからない」「行事の準備が大変」「未加入者が増えている」といった切実な課題に、多くの自治会が直面されています。

こうした時代の変化に対応し、自治会の負担を減らしつつ、より効率的で持続可能な地域づくりを進めるために、私たちはこれまでの「自治会ハンドブック」を抜本的に見直し、全面的にリニューアルいたしました。

地域づくりに、唯一の「正解」はありません。このハンドブックを困ったときに頼れる「道具」として自由にご活用ください。

決して無理することなく、皆さまの地域に合った、新しい自治会の形を楽しみながら作っていただければ幸いです。

令和8年4月

長浜市連合自治会

目次

スケジュール帳	1
---------	---

第1章 組織・運営

1. 自治会とは？	7
2. 長浜市の自治会・各連合自治会	8
3. 自治会の役員について	9
4. 担い手不足・未加入者への加入促進	12
5. 自治会における女性参画の推進	14
6. 自治会活動のデジタル化	15
7. 個人情報の取り扱い	17

第2章 安心・安全

1. 地域での防犯活動	18
2. 地域での防災活動	23
3. 交通安全	26

第3章 環境・生活

1. ごみの収集	29
2. 地域の環境美化活動	32
3. 多文化共生	33

第4章 福祉・交流

1. 見守り支え合い制度	35
2. 寄付、募金などについて	36
3. 用具の貸出・施設の利用	37
4. 出前講座の活用	38
5. 関係団体	39

第5章 課題解決

1. 長浜市からの財政支援	40
2. 自治会に関するアンケート調査	41
3. 自治会の合併・連携	42
4. よくある質問Q&A	45

第6章 各種補助金

(1) 自治会館整備事業補助金	49
(2) コミュニティ助成事業助成金	52
(3) ふれあい備品購入助成事業補助金	53
(4) 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金	54
(5) 鳥獣害防止対策事業補助金	55
(6) 自主防犯活動支援事業補助金	56
(7) 広域自主防犯活動支援事業補助金	57
(8) 防犯灯設置補助金	58
(9) 草の根災害対応事業補助金	59
(10) 草の根防災体制育成事業補助金	60
(11) 交通安全推進活動補助金	62
(12) 近隣景観形成協定修景対策補助金	63
(13) 景観まちづくり支援事業補助金	64
(14) 児童公園設備費等補助金	65
(15) 空き家活用地域活性化事業助成金	66
(16) 法定外公共物改修等補助金	67
(17) 除雪機械購入補助金	68
(18) 地域除雪作業委託補助金	69
(19) 市道路愛護活動事業補助金	70
(20) きれいなまちづくりパートナーシップ事業補助金	71
(21) ゴミ集積所整備事業補助金	72
(22) 地域介護予防通所活動支援補助金	73
(23) 長浜市老人クラブ活動補助金	74
(24) ふれあいサロン助成金	76

第7章 資料

例規等	77
規約例	90
書式例	101
文書例	107
自治会一覧	116
地域づくり協議会一覧	128
長浜市地域づくり協議会の区域	129
自治会と関連のある担当連絡先	裏表紙

4月



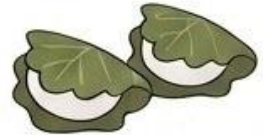
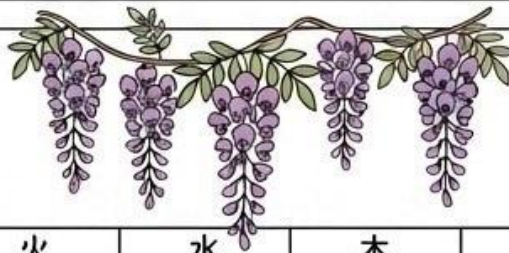
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24 自治会 発送到着	25
26	27	28	29	30		



MEMO

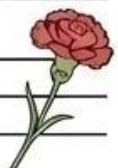


5月

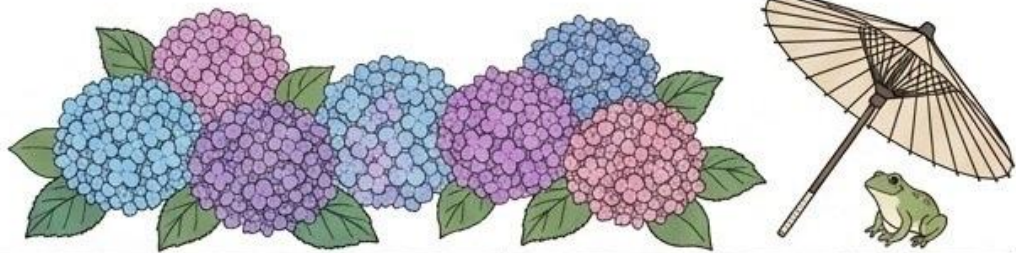


日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16 長浜市 連合自治会 定期総会
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29 自治会 発送到着	30

MEMO



6月



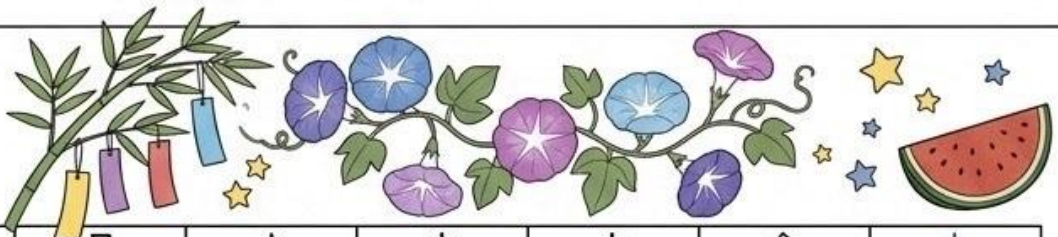
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26 自治会 发送到着	27
28	29	30				



MEMO



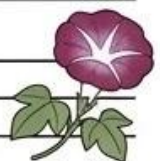
7月



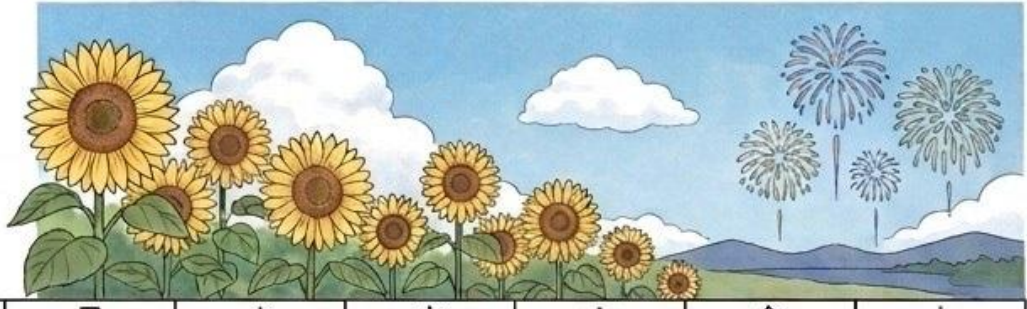
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24 自治会 发送到着	25
26	27	28	29	30	31	



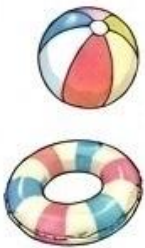
MEMO



8月



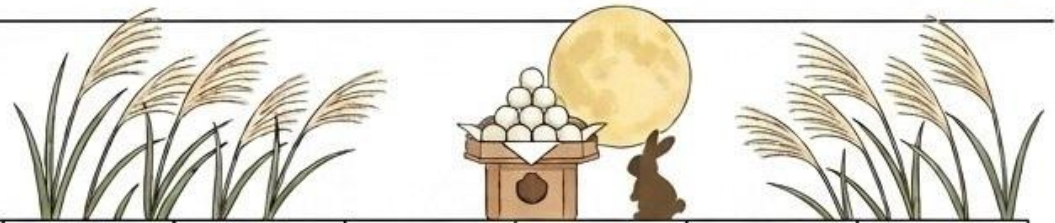
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24 31	25	26	27	28 自治会 発送到着	29



MEMO



9月



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



MEMO 自治会発送到着日は調整中・長浜市防犯自治会費の納入



10月



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29 自治会 発送到着	30	31



MEMO



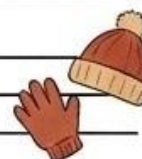
11月



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27 自治会 発送到着	28
29	30					



MEMO 地域安全市民大会



12月



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25 自治会 発送到着	26
27	28	29	30	31		



MEMO



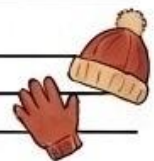
1月



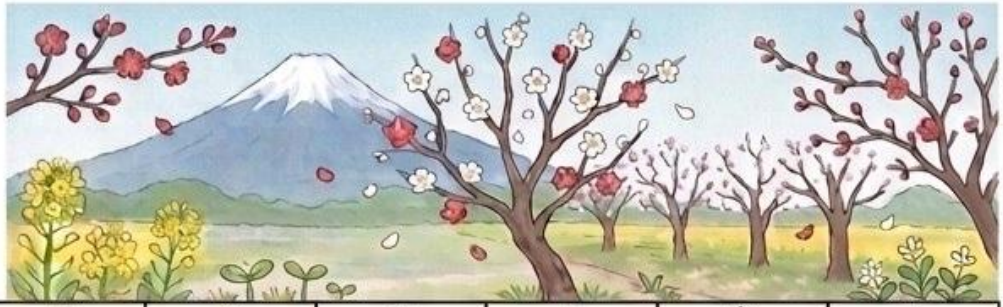
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29 自治会 発送到着	30



MEMO



2月



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26 自治会 発送到着	27
28						

MEMO

3月



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26 自治会 発送到着	27
28	29	30	31			

MEMO

第1章 組織・運営

1. 自治会とは？～みんなで作る、安心と絆のまち～

■私たちの願いを形にする「地域の力」

私たちの住む地域には、「今よりもっと住みよいまちにしたい」「子どもたちが安全に遊び、学べる環境をつくりたい」「自分の住むまちをきれいにしたい」といった、住民みんなの共通の願いがあります。

こうした願いや地域が抱える課題は、行政の力だけですべて解決できるわけではありません。そこで重要になるのが、私たち住民自身の力です。

個人や一つの家庭だけでは、できることに限界があります。しかし、同じ地域に住む私たちが互いに理解し合い、「自治会」として結束すれば、一人ひとりでは難しいことも実現できる大きな力を発揮します。

■いざという時に命を守る「共助」と「絆」

では、なぜ今、地域での助け合い（共助）の力を高めることが求められているのでしょうか。

それは、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に、地域のつながりが欠かせないからです。

○災害時の助け合い

阪神・淡路大震災では、多くの人が消防や警察の到着を待つことなく、地域の人たちの手によって救出されました。日ごろからコミュニティ活動が活発な地域ほど、いざという時の対応が早く、救出率も高かったといえます。

○復興を支える力

東日本大震災においても、同じ地域に住み、普段の何気ない暮らしの中で長い年月をかけて培われてきた人と人との「絆」が、被災地の人々の命を守り、支え合いながら生きる力となり、ふるさと復興への原動力となりました。

■日々の暮らしに「安心」を

少子高齢化が進み、一人暮らしのお年寄りが増えていく中で、個人や家族だけでは解決できない課題も増えています。

そんな時、いざという時に支え合える人が近くにいることは、日々の暮らしの中で私たちに大きな安心を与えてくれます。

自治会を通じた地域のつながりは、私たちの毎日を支える大切な基盤なのです。



2. 長浜市の自治会・各連合自治会

■自治会（単位自治会）

現在、長浜市には427の単位自治会があり、それぞれの地域に応じた活動が展開されています。

長浜市では自治会加入率が全国トップクラスで90%を超えており、住民自治・地域コミュニティの重要性の意識が非常に高くなっています。

一方で、少しずつではありますが、自治会加入率は低下傾向であり、また、多くの自治会では、住民の高齢化による活動の低下や役員のなり手不足、市からの依頼事項の負担等が課題となっています。

■地区連合自治会

学校区などの一定の地域単位の複数の単位自治会で組織されている団体を「地区連合自治会」と呼び、市内で27の地区連合自治会があります。

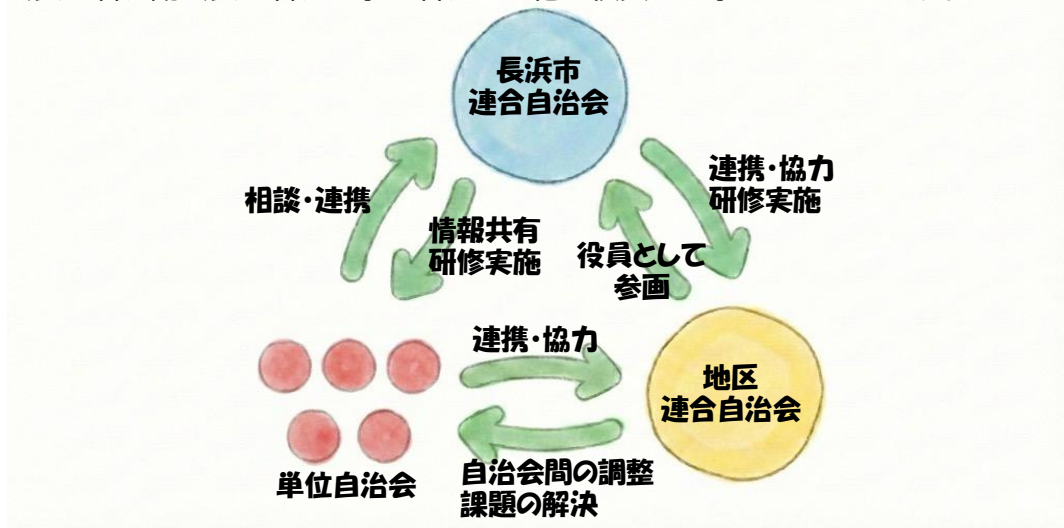
単位自治会で解決できない課題も、地域単位や多くの人数で取り組む方がより効果があることがあるように、単位自治会では解決しにくい課題も、地区連合自治会として取り組むことでより効果のある対応ができることがあります。

地区連合自治会は、単位自治会と上下の関係にあるものではなく、互いに連携しあう集合体であり、したがって、単位自治会の自主性を尊重して、単位自治会間の調整を行うことが大切です。

■長浜市連合自治会

単位自治会の会長を会員とする「長浜市連合自治会」は、1市2町の合併の際に協議を重ね、平成18年4月2日に、新しい自治連合組織として設立されました。また、平成22年1月の1市6町の合併に伴い、連合自治会の組織も拡大しました。

自治会組織全体における課題の検討や連絡調整、さらには、それぞれの活動の幅を広げるための学習機会の確保や情報の提供、単位自治会・地区連合自治会からの相談窓口などを担っています。役員には地区連合自治会で互選された正副会長があたり、会長1名、副会長3名、監事2名、その他の役員は理事となっています。



3. 自治会の役員について

自治会長をはじめとする役員は、自治会を円滑に運営するうえで大きな役割を担っています。代表的な役員と選出方法等について説明します。

■役職と活動内容（★マークは、市に報告が必要な役職）

○会長 ★

自治会をまとめていく責任者として、対外的には自治会の意思を市に伝える代表者としての役割があります。

また、「市政事務嘱託員」として市政事務の一端を担っており、職務上知り得た事項の守秘義務が課せられています。

○副会長

会長を補佐し、会長が不在のときは会長の職務を代行します。会長と連携・協力し、自治会を運営します。

○会計

出納事務や会計帳簿の整備、備品管理などの責任者です。適正、正確な事務処理が、住民の信頼につながります。

○組長

自治会のなかに、近隣の数戸で組織された組がある場合、その組の世話役としての役割を担います。

○会計監査（監事）

通帳や出納事務のチェックを行います。自治会が適正に運営されているかを確認する役割があります。

○地域安全指導員・交通安全推進員

安心安全なまちづくりを進めるため、犯罪防止活動、交通安全など地域安全活動の推進を担当します。防犯・交通安全を複数の方で担っていただくことも有効です。

○防災推進員

自治会の防災リーダーとして、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わります。自主防災組織が設置された自治会では、災害発生時の活動を統括します。

○消防班員

自治会内での防火活動、消防訓練、火災が発生した場合の初期消火活動や住民の避難誘導などを担当します。

○環境推進員 ★

自治会の環境保全活動のリーダーとして、ごみの適正な排出や、環境美化・環境保全の啓発を行います。（環境保全活動（15ページ）を参照してください。）

○福祉対策推進員

高齢者の認知症予防啓発事業やひとり暮らし高齢者の見守り、児童虐待の防止など社会的弱者の福祉対策を担当します。

○文化推進員

自治会の文化振興のリーダーとして、文化祭などの文化振興事業の企画・運営等を

行います。

○体育推進員

自治会の体育振興のリーダーとして、地域スポーツ活動の活性化や総合型地域スポーツクラブの支援を行います。

○人権学習推進員 ★

自治会の人権学習のリーダーとして、人権学習会の開催などを行います。
(33ページを参照してください。)

○広報委員

自治会での事業の紹介やお知らせなどの広報事務を担当します。(広報活動(9ページ)を参照してください。)

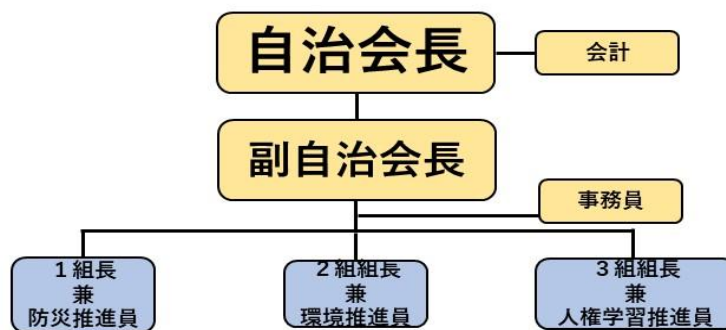
■任期・選出方法等

役員の任期は、自治会ごとに様々ですが、会長については、約9割の自治会が1年交代となっています。また、その場合でも、自治会の円滑な運営を継続していくため、副会長が次期の会長となるように工夫している自治会もあります。

役員についてそれぞれ別の人を充てることが困難な場合もありますので、状況によっては兼任としている自治会もあります。

役員や委員の選出には、選挙・推薦・選考委員会・輪番制等いろいろな方法がありますが、それぞれの自治会の事情により、一番望ましい方法で選出することが重要です。輪番制による場合は、乳幼児がいて子育てに忙しい世帯や介護を要する家族がいる世帯、高齢者だけの世帯など、それぞれの事情を配慮することも必要です。

【組織参考図】



■役員の心がけ

役員は、自治会を上手にまとめ、運営していくために、次のことを心がけましょう。

○責任を持つ

前任者に頼まれて仕方なく役員になった、という方もおられるかもしれませんが、いったん引き受けたからには、自分に任された仕事を、責任をもってやりとげましょう。

○住民みんなのことを考える

役員は住民みんなの代表です。住民のため何が必要か、住民が何を求めているかを考え、ただ去年のとおりというのではなく、新しいことにも積極的に取り組みましょう。

○相手の考えを尊重する

10人の住民には10通りの考え方があります。しっかりと相手の意見を聞き、少数意見にも耳を傾けましょう。自治会活動の思わぬヒントとなるなど、協力者になっていただけることもあります。

○プライバシーを守る

役員になると、住民のプライバシーを知る機会が増えてきます。役員の活動は、住民からの信頼がなければ成り立ちません。役員になって知り得た秘密は、家族も含め人に話さないようにし、役員を退任してからも口外しないようにしましょう。

○仕事はみんなで分担する

自治会の仕事はたくさんあり、自分だけで抱え込むと本当に大変です。役員以外の人にもお願いして、それぞれの得意分野で活躍していただくようにしましょう。

○市や他の自治会等との連携を図る

自治会だけでできることもあれば、市や地域づくり協議会、NPO団体、隣の自治会などと連携して取り組む方がうまくいくこともあります。市の担当職員や、他の自治会等の役員さんとも情報交換をするようにしましょう。



4. 担い手不足・未加入者への加入促進

■「次の役員が決まらない」をどう変える？～無理のない組織づくり～

高齢化、退職年齢の引き上げ、ライフスタイルの変化など…。社会情勢は大きく変化しています。それに伴い、多くの自治会であがってくるのが「役員の担い手不足」という課題。令和7年度に長浜市連合自治会で実施したアンケート調査では「自治会役員の選出」を負担と感じている自治会が40%を超えています。

この現状を変えるには、「負担を減らす」と「入口を広げる」の両輪が必要です。

STEP 1 仕事の「断捨離」をしてみましょう（負担軽減）

まずは、一度「例年通り」を疑ってみましょう。役員の負担が減れば、引き受けてくれるハードルも下がります。

- 行事の見直し : 参加者が少ない行事の簡略化や、隔年開催など検討してみましょう。
- 会議の削減 : デジタルツールを使ってのウェブ会議や書面会議などを検討してみましょう。
- 業務のデジタル化 : 紙媒体での周知を減らし、デジタルでの配信も一つの手段として検討してみましょう。また、市への報告・提出物などは、ウェブでもできることが非常に多いです。積極的に活用しましょう。

STEP 2 「すべて役員」の仕事から「みんなで手伝う」の仕事へ

「役員になると1年中拘束される」というイメージを変えましょう。役員以外にも手伝ってもらえる仕事は積極的にお願ひすることで役員の負担を分散することができます。

- サポーター制度 : 「役員」ではなく、「お祭り担当」「掃除担当」など、イベントごとのボランティア（実行委員会）を募集してみましょう。

STEP 3 ターゲットを広げる

「いつものメンバー」以外にも声をかけてみましょう。役員を引き受けてくれる人もいるかもしれません。

- 女性・若者の登用 : 登用することで、様々な視点が生まれ、自治会活動がより活発になります。

■「入らない」を「入ろうかな」に変える無理のないアプローチ

自治会の未加入者の増加は、長浜市だけでなく全国的に大きな問題となっています。加入しない原因は、「忙しい」、「メリットがない」「役員の負担が大きい」などです。

○もしもの時、自治会に入っていることで互いに助け合うことができる。

(阪神淡路大震災、令和6年能登半島地震)

○住みやすく、快適な暮らし

(ごみ集積所や防犯灯の管理、見守り活動をしているのは自治会)

○情報が入りやすい

(広報の配布されることや、地域のイベント情報が回覧で回ってくる)

自治会に入ることでのメリットや、普段当たり前に感じているものは、自治会の活動のおかげであることを周知して、加入を呼びかけてみましょう。

STEP 1 よいタイミングで声をかけましょう。

未加入者が一番自治会に入りやすいタイミングは、引っ越してきたタイミングです。

積極的に声をかけて、勧誘してみましょう。また、長浜市では、転入転居の手続き時に、自治会のメリットを記載した

「自治会加入促進チラシ※」を配布しています。チラシに沿って説明していただくと理解してもらいやすくなります。

※自治会加入促進チラシはそれぞれの自治会名を追記できるよう市ホームページでワードデータが公開されていますのでご活用ください。



▲市ホームページ
(自治会加入促進チラシ)

STEP 2 負担が少ないことを強調しましょう

「役員はすぐに回ってきません」「お祭りの参加は自由です」など、今の自治会は昔ほど大変ではないことを伝えましょう。また、同時に「このイベントは楽しい」、「子ども会もすごく楽しく活動している」など、自治会に入って楽しいことも伝えてみましょう。

STEP 3 断られてもいつでも入れる環境を整える

もし断られても、深追いは裏目にでることもあります。関係が悪化しては元も子もありません。「わかりました。もし状況が変わったり、困ったことがあったら声をかけてくださいね。」と笑顔で引き下がり、「味方である」という印象を与えましょう。また、定期的に自治会の未加入者に自治会の活動を報告できる環境を作ることも大切です。



ワンポイント！

区域内に、アパートやマンションなどの集合住宅がある場合は、管理会社・管理組合と連携・協力することで自治会の加入を推進しやすい環境になります。

5. 自治会における女性参画の推進

長浜市内の自治会では、役員会など意思決定の場に男性が多く、女性が少ない状況が見られます。そのため、話し合いで取り上げるテーマや優先順位、役割分担の考え方が、知らず知らずのうちに偏ってしまうことがあります。

女性の地域への参画が進むと、課題のとらえ方が広がり、取組が幅広いニーズを踏まえたものになります。防災・防犯、子育て、健康づくり、見守り、環境美化など、生活に近いテーマほど、多様な立場の声が計画や運営の工夫につながります。誰もが意見を出しやすい場を整え、持続可能な地域づくりを進めましょう。

■女性参画の工夫

参加しやすい「仕組み」づくりが重要です

- 👉 ○集まり・会議のスタイル見直し
開催時間の見直し、
子連れOK、毎回参加しなくてもOK、
意見が出やすい会場レイアウト等
- 👉 ○役の「見える化」
「何を・いつ・どれくらい・どうやって」
の可視化（例：役の1年を文書化するなど）
- 👉 ○まずは最初の一步！参加の入口を増やす
小さな参加（単発の手伝い・見学だけ）から、
自治会を知ってもらい、参加の機会を増やす。
- 👉 ○1人にしない
役を決めるとき、2人以上のペア・チームでの
担当にする。

滋賀県内の自治会役員（会長・副会長）に占める女性の割合

市町名	自治会数	うち女性代表等自治会数	女性比率 (%)
大津市	713	257	36.0
草津市	222	56	25.2
栗東市	126	28	22.2
野洲市	92	20	21.7
守山市	71	14	19.7
湖南市	43	8	18.6
近江八幡市	169	27	16.3
彦根市	324	46	14.2
甲賀市	202	10	5.0
高島市	202	9	4.5
東近江市	402	19	4.7
米原市	108	2	1.9
長浜市	427	5	1.2
(市部計)	3,101	501	16.2
竜王町	32	3	9.4
日野町	82	1	1.2
愛荘町	61	0	0.0
豊郷町	14	0	0.0
甲良町	13	0	0.0
多賀町	48	0	0.0
(郡部計)	250	4	1.6
(県計)	3,351	505	15.1

令和7年4月1日現在

■アドバイザーの活用

長浜市では、「活動に女性が関わってほしい！でもその方法がわからない・・・」とお悩みの自治会に専門的な知識や経験を持つアドバイザーを派遣しています。

お気軽にご活用ください。

支援内容

- 女性が運営に参加しやすい環境づくり
- 女性の参画が進んだ事例紹介 など



▲市ホームページ
(アドバイザー詳細)



アドバイザー派遣の様子
(令和7年10月相撲町自治会)

6. 自治会活動のデジタル化

「デジタル化」といっても、難しいプログラミングをするわけではありません。普段から皆さんが使っているスマートフォンやタブレットを、自治会活動に少し取り入れるだけで、役員の負担は驚くほど軽くなります。

まずはLINEで連絡を回したり、会議の資料をデータで送ったりするところから。「楽をするための工夫」として、できることから少しずつデジタルを取り入れてみませんか。

■デジタル化の例

従来の方法だと…



電話連絡

電話がつながらず、何度もかけなおす…

会議

役員が集まれる日の日程調整が大変…

回覧

不在でなかなか回らない…
後から見返せない…

デジタル化すると！



SNSでの連絡

LINEで役員全員に
一斉送信！既読もわか
って安心！

オンライン会議

自宅、出先でも参加可
能！会議の幅が広がる

回覧

HP、SNSでお知ら
せ！いつでも確認！

■デジタル化ツール

自治会の情報を会員向けに発信したい

○LINE公式アカウント ○Googleサイト



会議をオンライン化したい

○ZOOM

○Teams



デジタル化してみたい…
もう少し便利なものはない
かななど、お困りごとがあれば
お気軽に連合自治会事務
局まで相談してください！
(TEL 65-8711)

■長浜市発行「自治会デジタル化サポート通信」

長浜市では、各自治会のデジタル化の事例を共有するため、「自治会デジタル化サポート通信」を発行しています。ぜひデジタル化を進める第1歩の参考にしてください。

自治会デジタル化サポート通信 Vol.05 R7.12発行

Digital Transformation

研修会やセミナー、アドバイザー、出前講座、補助金を活用して自治会のデジタル化に取り組まれている事例を紹介します。

長浜市 市民活躍課
☎0749-65-8711

自治会のデジタル化に取り組みはじめました！

LINE公式アカウントを導入

下坂浜町自治会

56世帯



▲補助金を活用して購入したパソコンを自治会館に設置して作業しています

きっかけ
下坂浜町は、昔からの家と新興住宅地の新しい家が半々で混在する地域です。今までは有線放送で自治会内の連絡を行っていたるほか、町内を北陸線と長浜新川が交差し、4つに分断されるため、線路を挟んで向こう側には無線で放送を飛ばしておられました。しかし、窓を閉め切った状態や、家に不在の場合、放送だけでは連絡が行き渡らないことから、放送設備による対応が限界となってきました。この通信でLINE公式アカウントを知り、自分たちの自治会でも導入してみようかという

導入に向けて

市の研修会やセミナー、補助金を活用して進めました。

- R6.4 基礎研修会受講
- R6.6 補助金を活用して自治会のパソコンを購入
- R7.6~ セミナーや相談会を利用して自治会のLINE公式アカウントを立ち上げ
- R7.11 自治会員に周知チラシを配布し友だち登録依頼

運用について

LINEの登録名だけでは誰か分からないためチャットに返信をしてもらい、フルネーム+組名でわかるように登録修正されました。登録済の方とまだ登録されていない方を管理して、未登録の方には登録してもらえよう声かけしていきたいとのこと。利用料金については、はじめは無料の範囲内(月200通)に納まること。ここからは、年3回(春夏秋)の清掃活動や消防訓練、その他自治会主催で行っているフェスティバルや事業の案内をLINEを使ってしていきたい。LINEの運用は始めたばかり。模索しながら進めていきます！」と河瀬自治会長は話されました。



▲LINEの周知チラシ



▲左：河瀬自治会長 右：今井総代

その他の自治会デジタル化サポート通信は右のQRから！



7. 個人情報の取り扱い

■自治会も「個人情報の保護に関する法律」の対象団体です

平成29年に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が改正され、自治会も個人情報保護法が適用されることとなりました。

名簿を作る、氏名入りの地図を作る、連絡網を回す…、これらはすべて個人情報の取り扱いです。

しっかりとルールを守ることは、住民の皆さんからの信頼を守ることに繋がります。

■これだけは守ろう！「4つの鉄則」

鉄則1 使い道を伝える

法第21条

何に使うかをはっきりと伝えて個人情報を集めましょう。（自治会のお知らせをするため、災害時の安否確認など）

入会届などにあらかじめ利用目的を書いておき、承諾してもらうのが一番確実です。

鉄則2 目的以外に使わない

法第18条

本人の同意なく鉄則1で伝えた使い道以外に、使用してはいけません。

（例：選挙事務所に伝える、他の自治会員に教える 等）

鉄則3 保管時はカギをかける

法第23条

紙の名簿を保管するときはカギのかかる引き出しや金庫に保管しましょう。

デジタルの名簿の場合はファイルにパスワードを設定し、USBの持ち出しには十分注意しましょう。

鉄則4 渡すときは同意を得る

法第18条

本人の許可なく会員名簿を他の人や団体に見せてはいけません。

【例外】

人の命や財産に関わる場合や警察からの正式な照会などは同意なしでも提供できます。



ワンポイント

自治会で名簿を集めるとき、個人情報を理由に断られ困っているというご相談が多くあります。

そういった場合は、自治会の活動に、特に「防災活動」において必要不可欠なものであること、自治会活動以外には使用しないことを丁寧に説明し、納得していただきますよう。

第2章 安心・安全

1. 地域での防犯活動

県内における令和7年中の刑法犯認知件数は、8,669件(前年比+522件)に、本市では700件(前年比+48件)といずれも前年度よりも多くの犯罪が発生しています。

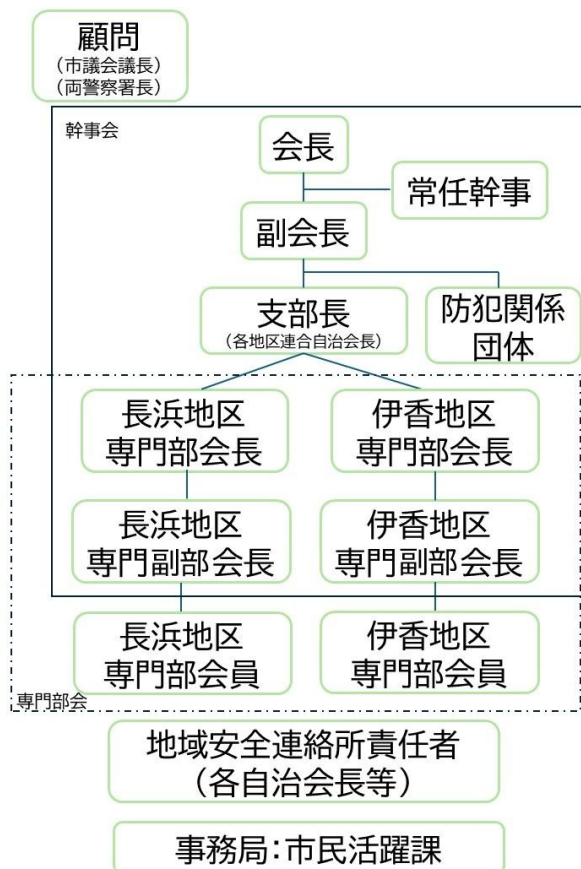
このような中、誰もが安心して暮らせる長浜市にするためには、警察、行政、地域団体、そして地域住民が協力し合い、みんなで「安全安心なまちづくり」に取り組むことが大切です。

■長浜市防犯自治会

「長浜市防犯自治会」は、自主防犯意識の高揚、暴力追放の推進など、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に寄与するための自主防犯団体で、地域安全意識の普及啓発、地域安全の日防犯パトロール、警察署の行う地域安全活動への協力、功労者等への表彰を行っています。

長浜市長が「会長」となり、各地区連合自治会長・防犯関係団体・警察などで構成される「幹事会」、各自連合自治会から推薦いただく部会員で構成される「専門部会」、各自治会長に担っていただく「地域安全連絡所責任者」で組織されています。

防犯自治会組織図



■「地域安全連絡所」「地域安全連絡所責任者」

長浜市防犯自治会では、市民生活に危害を及ぼす犯罪などを防ぐとともに、地域住民全体で、防犯意識を向上させるための地域の自主安全活動の拠点となるよう、各自治会に「地域安全連絡所」を設置し、自治会長の皆さまに「地域安全連絡所責任者」を担っていただいています。

地域安全連絡所責任者の職務

1. 連絡調整

- 住民、自治会との連携
- 他の地域安全連絡所責任者との協議
- 交番・駐在所・その他の関係機関との会議などへの参加

2. 周知啓発

- 防犯自治会および警察署からの地域安全情報や連絡事項等を自治会内で迅速・効果的に周知啓発を行う。

3. 推進

- 自治会内での自主的な防犯活動を推進する。

4. 相談

- 犯罪情報などの通報、困りごとについての相談窓口

5. 行事への参加

- 責任者自らが、地域安全行事（地域安全長浜市民大会など）に参加するとともに、地域住民へ参加の呼びかけを行う。

6. 要望

- 地域安全に関する住民の意見とりまとめを行い、長浜市防犯自治会および所轄警察署に要望する。



「ぽけっとポリスしが」をダウンロードしよう！

滋賀県警察のスマホアプリ。身近な犯罪発生情報がわかるマップ機能など、安全安心に役立つ機能がこのアプリで利用可能です！ぜひ自治会役員の皆さまでダウンロードいただき、地域防犯活動に活用してください。



▲ダウンロードはこちら



■「子ども110番の家」

「子ども110番の家」は、子どもが「不審者によるつきまといや痴漢」などの被害にあった、またはあいそうになり助けを求めてきたときに、保護するとともに、警察・学校・家庭などへ連絡するなど、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

令和7年12月現在、主に小学校単位で市内930か所に設置していただいています。通学路や子どもが集まる公園の近くなどで、常に大人がいる民家や商店、事業所などに設置をお願いしています。ぜひご協力ください。



このコーンが目印！

「子ども110番の家」の新設などの方法

○新設の場合

学校を通じて防犯自治会までお申し込みください。

後日、黄色いコーンをお渡しします。

○コーンの破損の場合

学校を通じて防犯自治会までご連絡ください。

後日、新しいものをお渡しさせていただきます。

○登録内容に変更が生じた場合

学校を通じて防犯自治会までご連絡ください。

防犯自治会で管理している登録を更新します。

○廃止される場合

学校を通じて防犯自治会までご連絡ください。コーンについては、学校を通じてご返却いただくか、破損している場合は、各自で処分してください。

■防犯教材（啓発DVD）の貸出

長浜市防犯自治会では、地域での防犯意識向上のために、防犯教材（啓発DVD）を貸し出しています。

貸出を希望される場合は、右のQRコードから申し込むか長浜市防犯自治会（65-8711）まで電話でご相談ください。



タイトル	啓発内容	時間
振り込め詐欺に騙されたらあきまへんで	特殊詐欺	24分
阿藤快のあっ、と撃退！悪質商法お年寄りを守るご近所の力	悪質商法の被害防止について	23分
「ファミリーレストラン」劇場	特殊詐欺被害防止劇場	6分
チャレンジ ～万引きをゆるさない街づくり～	万引き防止活動 パトロール活動 等	30分

■わんわんパトロール

犬の飼い主の皆さんに“ながら防犯”をしていただき、地域の防犯力を向上するために、令和5年度から「わんわんパトロール」の登録者を募集しています。愛犬の散歩のときに、周囲に少し気を配っていただくだけでOK！一人でも、散歩仲間と一緒に気軽にできるボランティアです。登録された方にはとてもかわいいリードカバーをお渡ししていますので、ぜひご参加ください。

申込方法

電話、メール、ウェブで登録を受け付けています。
ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。

【場 所】長浜市防犯自治会
(長浜市役所市民活躍課内)

【電 話】65-8711

【メー ル】katsuyaku@city.nagahama.lg.jp

【電子申請】<https://logoform.jp/form/BJcW/294589>

活動上の注意点

- 活動は自己責任となります。自身に危害が及ぶような危険な行動はしないでください。
- もし不審者・不審車両などを見かけたらまずは自分の身の安全を確保して、警察に通報してください。
- 特別なコースを歩いたり危険な場所に近づく必要はありません。
- リードカバーは数に限りがありますので、なくなり次第終了とさせていただきます。

登録者に
プレゼント！



申込はこちらから！

■防犯灯の球切れ

市内に設置されている街路灯は、その目的により「防犯灯」「道路照明灯」「商店街灯」などがあります。街路灯の球切れを見つけた場合、それぞれの管理者へご連絡ください。管理者が不明な場合は、市民活躍課（65-8711）にご連絡いただくか、電子申請（<https://logoform.jp/form/BJcW/1460670>）から報告してください。

管理元を調べる際には、「街路灯の所在地」「街路灯が取り付けられている関西電力柱の番号」「関西電力中に取り付けられていない場合、電線をたどり大元の電柱番号」が必要ですのでご準備ください。



▲防犯灯球切れ報告

関電柱
番号



■コラム：防犯パトロールの時には“ホットスポット”に気をかけよう！

犯罪が起こりやすい「入りやすい＋見えにくい」場所を“ホットスポット”と呼びます。地域で防犯パトロールを行う際には、“ホットスポット”を重点的にパトロールすることで、犯罪者にプレッシャーを与えることができます。

ホットスポットにしばらく（5分～10分程度）とどまりながら、パトロールすると効果的です。

入りやすい＋見えにくい



ホットスポットの例

公園

誰でも入りやすく、木や遊具などで、周囲から死角になりやすいです。また、管理が悪いと地域の関心がないと捉えられ、犯罪をしやすい場所になります。



空き地・空き家

ロープなどで囲まれていなければ誰でも入りやすくなり、人の関心も少なく犯罪をしやすい場所になります。



落書きが多い場所

落書きが多い場所は、地域の関心が薄く管理されていない場所と認識され、犯罪をしやすい場所になります。



高い塀や植木が続く道

歩いている姿が周りから見えにくく、連れ去りなどの犯罪をしやすい場所になります。



2. 地域での防災活動

「いざとなれば、すぐに消防車や救急車が来てくれる（公助）」。私たちは普段そう思いがちです。

しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災、そして能登半島地震のような大災害では、道路の寸断・建物の倒壊・同時多発的な火災により救助隊がすぐに到着できないといった過酷な現実がありました。

過去の震災において、倒壊した家屋から救出され命を取り留めた人の多くは、近隣住民や自治会・自主防災組織などの「共助」により救助されています。

普段の備えがもしもの際の人命救助に直結する。ぜひ皆さまの自治会でも共助について考えてみてください。

■自主防災組織とは？

自主防災組織とは、「住民による自主的な防災活動が効果的・組織的に行われることを目的とした自主的な組織」のことです。自治会が一つの基本となります。自治会がそのまま自主防災組織になるほか、下部組織に自主防災活動部門を作る、自治会が中心となって別組織として作るなど様々なパターンがあり、令和7年度に実施した自治会アンケート（回答自治会数：342）の結果では市内で254自治会が自主防災組織を立ち上げています。

	自治会と同組織型	自治会と別組織型	
		下部組織型	別組織型
タイプ	自治会役員が自主防災組織の役員も兼務する。	自治会長の下に独自の役員を持つ自主防災活動部門を作る。	自治会が中心となって自治会とは別個に自主防災組織を作る。
長所	<ul style="list-style-type: none"> ○組織作りが容易 ○活動を継続しやすい ○住民にとって組織の仕組みがわかりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織作りが容易 ○役員の負担少ない ○人員が固定でき、活動や専門的な訓練ができる ○活動の独自性が発揮できる 	
短所	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会の役員交代によって活動方針や熱意が変わる 	<ul style="list-style-type: none"> ○独自の組織ができることにより、自治会との活動の兼ね合いが難しい ○災害時の命令系統が複雑化する 	



■ 日常的な活動

災害や地域を知ろう

地域防災力を高める最初の一步は「災害とはどのようなものか」を知ることです。災害の種類や最近の傾向、災害発生メカニズム、被害の種類など、災害そのものを知ることから始めましょう。また、過去の災害事例を知ることや災害を体験した人の体験談を知るとは、災害時の社会状況を知るうえで、非常に役に立ちます。

災害とは

地震、風水害、土砂災害などの天災のほか、大規模な火災や爆発などが原因で生ずる被害

地域を知ろう

地域をよく知り、地域と災害危険との関係をできるだけ正確に把握することは地域での防災活動を行う上で、非常に重要です。地域内の住民の把握や、地域内外での危険個所の把握をすることで始めてみましょう。

自主防災組織で、定期的に災害時用名簿の更新を行うほか、長浜市が公表しているハザードマップの確認、実際に地域を回っての危険個所の確認を行うことで地域の実情を把握することができます。

また避難時要配慮者を把握（詳細は35ページ）したり、地域内で災害時に役立つ知識や技術をもっている人がいるかを把握することも大切です。



▲ハザードマップ

周知・啓発をしよう

「地域全体の防災意識を高めること」は、自主防災組織の重要な役割の一つです。

いざ災害が起きた時、限られた人数の役員や防災リーダーだけで地域全員の命を救うことは不可能です。被害を最小限に抑える最大のカギは地域住民全員が自分の命を守り、近所と助け合う「自助・共助」の意識を持つことにあります。地域住民が災害・防災について知る機会を増やし、住民一人ひとりを「防災チームの一員」へと育てていきましょう。

広報の発行

住民に対する最も有効なPRとなる広報。自主防災組織の活動や、地域と災害の関係の記事を掲載してみましょう。組回覧や全戸配布するほか、LINEなどのSNSで発信することも効果的です。

訓練・研修会

訓練・研修会はより深く実践的な知識をつけるために有効な手段です。

長浜市では、市が地域に出向いて講習などを行う「防災出前講座」を実施しています。ぜひご活用ください。

■備えておくべき防災敷材

	個人・近隣レベル	自治会レベル
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器 ○タオル、軍手 ○消火バケツ ○ヘルメット 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器★ ○可搬式ポンプ★ ○消火栓用ホース★ ○スタンドパイプ★
救出活動	<ul style="list-style-type: none"> ○タオル、軍手、ヘルメット ○懐中電灯 ○ペンチ、ハンマー、バール ○のこぎり、ジャッキ、スコップ ○シーツ、毛布 ○防塵メガネ、防塵マスク、安全靴 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害用毛布★ ○掛矢、おの、鉄線はさみ★ ○鉄パイプ、丸テコ棒、角材 ○はしご、ロープ ○つるはし、ハンマー、バール★ ○チェーンソー、可搬ウィンチ★ ○投光器、発電機★ ○油圧式ジャッキ★
救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○タオル、シーツ、毛布 ○風呂敷、三角巾 ○いす ○ビニールシート、副木 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急セット★ ○リヤカー ○パンクレス車いす★ ○担架★
避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> ○タオル、軍手、ヘルメット ○懐中電灯 ○非常持ち出し袋 ○警笛 ○安全靴 	<ul style="list-style-type: none"> ○旗（提灯） ○任務別腕章 ○拡声器★ ○誘導棒 ○ロープ、リヤカー
情報収集 伝達活動	<ul style="list-style-type: none"> ○バイク・自転車 ○携帯ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ○拡声器★ ○回覧板 ○掲示板（安否確認・伝言等）
生活維持活動	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水 ○非常食 ○携帯充電器 ○小銭 	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯トイレ、簡易トイレ★ ○炊飯セット★ ○掲示板 ○ろ水器または浄水器★

※★マークは長浜市が実施する「草の根防災体制育成事業補助金」の対象となる場合があります。詳しくは長浜市防災危機管理局（65-6555）まで。



3. 交通安全

交通事故を防ぐためには、一人ひとりが交通マナーを守り、交通安全を心がけるような環境づくりが必要です。そのためには、地域での交通安全啓発が非常に有効です。

■交通安全啓発活動

交通安全運動の調整や各種制度などの周知

○交通安全運動の目的や活動期間などを地域に広め、市民総ぐるみによる交通事故防止運動を推進する。

○自転車保険の加入の義務化周知

○自転車ヘルメットの努力義務化、自転車の青切符制度についての周知

○運転免許証の自主返納制度や交通事故相談窓口など各種制度についての周知

地域での呼びかけ

○こどもに対して：「道路で遊ばない」、「歩くときは右側を」

○高齢者に対して：「夜間の明るい服の着用」、「反射材の利用」

交通安全街頭指導の実施

○通学路や交通量が多い道路の交差点や横断歩道において、学生や高齢者などの保護誘導の実施

交通安全教室の開催

○会議やお祭りなどの地域のイベントを利用しての交通安全教室の実施

■交通安全施設の点検と連絡

自治会内の区域内で交通安全施設の破損などを発見した場合、関係機関にご連絡をお願いします。なお、ご連絡いただいた内容によっては、すぐに対応ができない場合がありますのでご了承ください。

例：カーブミラー・ガードレールなどの破損、路面・路肩などの破損 など

国道8号

近畿地方整備局滋賀国道事務所彦根維持出張所 TEL0749-22-1140

上記以外の国道

滋賀県長浜土木事務所道路計画課 TEL65-6638

滋賀県長浜土木事務所木之本支所道路計画課 TEL82-3889

市道・農道

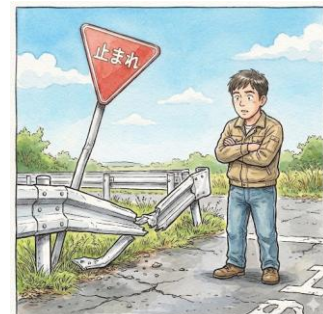
市道：道路河川課 TEL65-6531

農道：森林田園整備課 TEL65-6526

横断歩道・一時停止などの路面標示・交通規制看板

長浜警察署交通課 TEL62-0110

木之本警察署交通課 TEL82-3021



■街頭指導（交通立ち番）について

交通啓発を行う中で、街頭指導（交通立ち番）を行うことは自治会内の交通安全環境の維持に有効な手段の一つとなります。実施の際は、安全に行えるよう十分に注意して実施しましょう。

活動日時・服装など

- 活動日については交通安全啓発日や高齢者交通安全の日である1日・15日、交通安全運動期間などに実施すると効果的です。
- 通学路や交差点、横断歩道などで交通誘導などを行いましょう。
- 実施箇所はそれぞれの地域の交通状況などに応じて決定してください。
- 啓発ベストや横断旗などの備品を着用し、自身の安全にも十分注意してください。

立ち位置

- 見通しがよく、交通状況が把握できる場所で活動するようお願いします。
- 活動者自身が危険でない安全なところで待機してください。

街頭指導の進め方

- 車両の速度や距離に注意し、安全確認を行ってから歩行者を横断させてください。
- 「旗を降ろせば、車はすぐ停まる」といった考え方はせず、必ず安全確認をしてから速やかに横断させてください。
- 横断歩道では歩行者などの横断が優先されますが、無理に自動車を停めるなど交通の流れを妨げないようにしてください。

交通事故に遭遇した、目撃したとき

- 負傷がいる場合は、その救護を優先してください。
- 周囲の方を安全な場所に避難誘導するようお願いします。
- 救急車の手配をお願いします。
- 警察に通報し事故現場とその状況、負傷者の有無について連絡してください。
- 事故の大小、人身・物損に関わらず必ず警察に届け出てください。



■交通安全のぼり旗

長浜市ふるさと交通安全推進協議会（事務局：長浜市市民活躍課内）では、交通安全のぼり旗を配布しています。詳しくは事務局（65-8711）までお問い合わせください。

【配布場所】長浜市役所本庁舎3階
市民活躍課窓口

※配布するのは「旗」のみです。設置用の
ポールは各自治会でご準備ください。



※写真は一例です。数に限りがあります。まずは電話でお問い合わせください。

■交通安全教材の貸出について

地域の交通安全意識向上を目的に、長浜市では交通安全教材（啓発DVD）の貸出を行っています。貸出を希望される場合は、右のQRコードから申し込むか長浜市市民活躍課（65-8711）まで電話でご相談ください。



タイトル	啓発内容	時間
自転車は車の仲間です	自転車安全利用 等	24分
いつまでも安心して暮らすために ～高齢者の交通安全～	自転車運転時・道路横断時の注意 点 等	22分
高齢者の皆さん！ いつも安全確認していますか？	高齢歩行者の交通死亡事故につ いて 等	17分
子ども、高齢者、自転車 相手の動きを予測し危険を回避する！	飛び出し、道路横断時の事故 等	22分
あおり運転、厳罰化！ 道路交通法改正と「あおられない運転」	あおり運転にあわない、あったと きの対応	17分
はなかつぱの交通安全 ケーキを求めて右・左・右	【子ども向け】 交通安全について	13分

■交通安全強調日（月）、交通安全運動一覧

名称	実施日（月）	備考
交通安全啓発日、自転車安全利用日	毎月1日	土日祝の場合は 次の平日
近畿交通安全日、高齢者交通安全の日	毎月15日	
シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月20日	土日祝の場合は 次の平日
横断歩道利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日	毎月25日	土日祝の場合は 次の平日
ノーマイカーデー	毎週金曜日	
飲酒運転根絶啓発日、飲酒運転について考 える日	毎月第4金曜日	
自転車安全利用月間	5月	
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	
春の全国交通安全運動	4月6日～15日	
夏の交通安全県民運動	7月15日～24日	
秋の全国交通安全運動	9月21日～30日	
年末の交通安全県民運動	12月1日～31日	
新入学（園）児と高齢者の交通安全事故防止 運動	3月15日～4月15日	

第3章 環境・生活

1. ごみの収集

■環境推進員の役割

長浜市は「長浜市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例」に基づき各自治会に「環境推進員」の設置を依頼しています。

環境推進員は、地域の快適な生活環境を守るため、地域における自主的な活動を促すリーダーとして、また市と地域住民とのパイプ役として、市が実施する環境事業、地域での学習活動や奉仕活動などへの助言など、環境保全活動の推進役として活動いただきます。

■ごみの出し方・分け方

危険物の出し方

スプレー缶や燃料缶、リチウム電池などが原因と考えられるごみ収集車の火災事故が過去5年間で7件発生しました。また、安全措置がとられていない刃物などがごみに紛れており、収集員が怪我をする事例も発生しています。自治会内でも同様のケースが起こらないよう周知啓発をお願いいたします。

品目	正しい出し方
スプレー缶	必ず穴をあけて、資源ごみの日に「スプレー缶類」と書かれた収集容器に入れてください。
塗料・燃料缶	必ず使い切って、ふたを取って資源ごみの日に「スプレー缶類」と書かれた収集容器に入れてください。
ライター	できるだけ使い切って、資源ごみの日に「ライター」と書かれた収集容器に入れてください。
乾電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー	資源ごみの日に「使用済み乾電池類」と書かれた収集容器に入れてください。
電池を取り外せない小型電子機器	バッテリーが内蔵されており、製品とバッテリーが簡単に外せない場合は資源ごみの日に「使用済み乾電池類」と書かれた収集容器に入れて出してください。電動歯ブラシのブラシや電気シェーバーの刃など取り外せる部品は外してください。
マッチ・花火	必ず水で濡らしてから可燃ごみに出してください。
石油ストーブなど	燃料を空にして、粗大ごみに出してください。 ※燃料を使用しない電気ストーブなどは不燃ごみにだせます。
ポリタンク	キャップは外し、空の状態して粗大または不燃ごみに出してください。
刃物類、割れたガラス	紙や布などに包むなど安全措置をして不燃ごみにだしてください。また、包んで物に内容物を記載してください。

ごみ収集時刻

収集時刻はごみ量や天候、道路工事などによる交通事情で日々変わりますので、必ず午前8時30分までに集積所に出すよう、自治会内で周知をお願いいたします。

自然災害発生時のごみ収集

地震や大雨、大雪などの自然災害時は、安全のためにごみ収集を一時停止することがあります。収集が中止になる場合は、長浜市および湖北広域事務センターのホームページやLINEアプリなどに掲載されます。

また積雪時は、収集車が集積所に近づくことができず、収集できないことがあります。集積所周りの除雪についてご理解、ご協力をお願いいたします。

不適正排出対策（イエローカード）

指定袋以外、または分別されずに排出されたごみは、黄色のステッカー（イエローカード）を貼り、集積所に残しておくことで警告されます。ごみの減量化、資源の有効活用を推進するため、イエローカードが貼られていた場合は適正な分別について、再度指導・啓発をお願いいたします。

自治会不適正排出対応ごみ袋の配布

長浜市では環境保全課、北部合同庁舎くらし窓口課、各市民サービス窓口で「自治会不適正排出対応ごみ袋」を一定枚数配布されています。イエローカードが貼られ改修されなかったごみについては、分別したのち自治会不適正排出ごみ袋に入れて集積所に出しなすか、処理施設に直接持ち込んでいただく必要があります。ご不明な点は長浜市環境保全課（65-6513）までお問い合わせください。

■ごみ集積所

新設・変更・廃止

ごみ集積所を新しく設置、変更、廃止される場合は、環境保全課に届出書を提出していただく必要があります。届出書を窓口でご提出いただくほか、ウェブでの申請も可能です。

【参考】

- 可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装：約30世帯に1か所
- 粗大ごみ、資源ごみ：約80世帯に1か所



資源ごみ容器預かり協力金

資源ごみ容器を預かり、資源ごみ収集日に準備をする自治会は資源ごみ容器預かり金協力金（5,000円）が受けられます。

詳しくは湖北広域事務センター（62-7143）まで

カラスネットの配布

集積かごが設置できないごみ集積所用に、長浜市からカラスネットの配布を受けられ

ます。自治会長または環境推進員から環境保全課へご申請ください。

■その他

粗大ごみ

粗大ごみは1年間に2回、各自治会の指定集積所での回収を行っています。各家庭から出せるのは1年間に6個までで、1個ごとに名前を記入した「エフ」をつけて集積所に出してください。「エフ」は3月1日号の自治会発送で自治会長の皆さまに世帯数分（1世帯×6枚）をお配りしています。広報などと合わせて、自治会員に配布していただきますようお願いいたします。

【収集対象】

大きさ：ごみ指定袋に入らないもの

重 さ：1品目あたり60kg程度まで

数 量：各家庭で年に6個まで

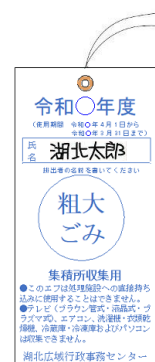
※上記の制限を超える粗大ごみはクリーンプラントまたは伊香クリーンプラザまで持ち込む必要があります。

【注意点】

○昨年度までのエフは使用できません。

○エフは紛失した場合でも再交付できません。

○リサイクル家電、バイク、ボイラー、消火器、バッテリー、タイヤ、ホイール、電気温水器、ガスボンベなどは収集も持ち込みもできませんので、販売店などで引き取ってもらってください。



ごみカレンダー

毎年、自治会発送3月1日号で広報と同数をお送りしています。広報と同様に自治会員全戸へ配布してください。

注意啓発チラシの翻訳について

外国人の方は、日本語がわからず間違ったごみの出し方をすることがあります。市民活躍課では、自治会が作成する注意啓発チラシの翻訳を行っています。詳しくは市民活躍課（65-8711）までお問い合わせください。

CHECK 便利なアプリ版「こほくる〜る」を活用しましょう！

ごみカレンダーや、ごみの出し方、通知機能も備わっている便利なアプリ「こほくる〜る」。

ぜひ自治会の皆さまにもお勧めしてください！

ダウンロードは右のQRコードから



iOS 版



Android 版

2. 地域の環境美化活動

■環境美化活動

住んでいる地域の環境を美しくすることで、住み心地がよくなるとともに、しっかりと地域の管理が行き届いていると認識され、犯罪が起きにくいまちづくりにつながります。

【自治会で清掃活動を行う際の注意点】

- 清掃活動で回収されたごみは、可燃・不燃に分別してください。資源ごみであっても、汚れているペットボトルは可燃、びんや空き缶は不燃に分別してください。
- 除草作業によって発生した草など、土壌に還元できるものはできるかぎり地域内で処分するようにしてください。

■環境美化活動への長浜市からの支援

処分料の免除

自治会の清掃活動で発生したごみは自治会で処理施設まで持ち込む場合、処分料が減免になります。減免を受ける場合は環境保全課または北部合同庁舎くらし窓口課、各市民サービス窓口で「公用ごみ処分依頼書」を受け取らなければいけませんので、事前にご連絡してください。

なお、第4日曜日に持ち込まれる場合、閉庁日となりますので開庁日に事前に環境保全課、くらし窓口課または各市民サービス窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

ボランティア清掃用ごみ袋の配布

長浜市では、ボランティア清掃活動に必要なごみ袋を無償で配布しています。ボランティア清掃用としてごみを出す場合は、1回の収集日につき、1自治会10袋まで集積所へ出すことができます。

ごみ袋は、環境保全課または北部合同庁舎くらし窓口課、各市民サービス窓口で配布しています。

啓発看板の配布

長浜市ではペットの糞の放置禁止や不法投棄禁止の啓発看板を自治会へ配布しています。ご希望される場合は、環境保全課（65-6513）までお問い合わせください。

※設置にあたって必要な土地の使用許可などの調整は各自治会で行ってください。

※風などで飛ばないように設置の際はしっかりと固定してください。



3. 多文化共生

長浜市の外国人の人口は年々増加しており、令和8年2月1日現在で4千人を超える人たちが暮らしています。地域のルールが守られていないといったトラブルを耳にすることもありますが、その多くは「ルールを無視している」のではなく「日本のルールを知らない」「日本語の案内が読めない」だけであることが多いのです。

外国人も「地域の人と仲良く暮らしたい」という思いは同じ。お互いが気持ちよく暮らすために、まずは自治会からほんの少し歩み寄ってみましょう。

■やさしい日本語を使ってみましょう

長浜市に住む外国人の母国語は英語、ポルトガル語、スペイン語など様々です。それぞれ母国語でコミュニケーションを取ろうとすると、苦勞しますが、多くの外国人は「やさしい日本語」なら、理解できます。

まずは、普段の案内やチラシなどの「やさしい日本語」にしてみましょう。

やさしい日本語のポイント

○ことばを優しく言い換える

- ・避難所→みんなが逃げるところ
- ・厳禁 →やってはいけない

○情報量を少なくしいらぬ言葉をつけない

- ・各戸に配る自治会のお知らせを見てください

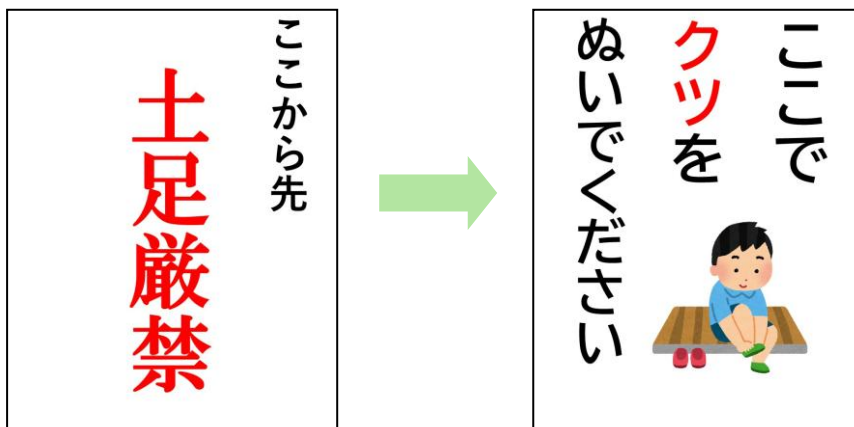
↓

- ・自治会のお知らせをくばります。その紙を見てください。

○わからないことは例を出す

- ・筆記用具を持ってきてください→ペンなど書くものをもってきてください

【例】



やさしい日本語ガイドラインを確認してみましょう！

出入国在留管理庁では、「やさしい日本語ガイドライン」を公表しています。ぜひ自治会の役員間でも一度ご確認いただき、やさしい日本語について学んでみてください！



▲出入国在留管理庁HP

■ 翻訳アプリをご活用ください

国が多言語音声翻訳アプリとして作成した「VoiceTra (ボイストラ)」。様々な音声入力、21言語の音声出力ができる無料アプリです。外国人とスムーズにコミュニケーションが取れ、誰もが暮らしやすい環境を作る手助けとなること間違いなし！ぜひ、ダウンロードしてご活用ください。

STEP 1

まずは下のQRからアプリをダウンロードしてください



STEP 2

アプリを開いたら言語を選択してOKを押してください。
(初期設定で日本語になっています)
その後利用規約とプライバシーポリシーに同意してください。(初回のみ)



STEP 3

このマークを押すと、文字入力もできます。

マイクマークを押して話しかけてください。

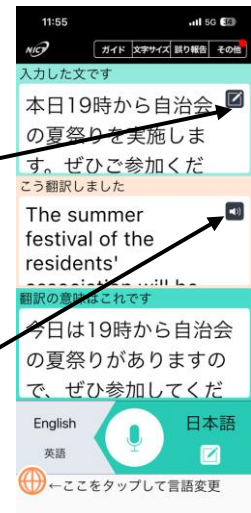
このマークを押すと翻訳先の言語を選べます。



STEP 4

ニュアンスが違っていたらこのマークを押して編集してください。

スピーカマークを押すと翻訳語の文書を読み上げてくれます。



ワンポイント！

市内の自治会では、インドネシア人の青年が自治会活動に積極的に参加している事例もあります。公園の整備を行った後は、みんなでお昼ごはん！インドネシア伝統料理を教えながらみんなで作りました！



第4章 福祉・交流

1. 見守り支えあい制度

■～「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる～

近年多発する大きな災害。その災害に備えるためには、地域住民での助け合いが非常に重要です。得にお年寄りや体の不自由な人（要配慮者）の避難支援や安全確保のために、身近な人の「支えあいの体制」は欠かせません。

「見守り支えあい制度」は要配慮者から申し出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくとともに、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

■自治会の役割（日ごろの取組）

- 長浜市長寿推進課から1月～2月ごろに、「災害時要配慮者登録申請者台帳」を自治会長様に送付します。会長が変わられたら、必ず引継ぎを行ってください。（同様の台帳を民生委員・児童委員にも送付しています）
- 台帳は年1回以上更新し、情報の管理を行ってください。
- 台帳を活用し、要配慮者の日ごろの見守りを行いましょう。また、防災訓練時に実際に要配慮者の避難支援を想定した訓練を行うなど、もしもの時に備えましょう。

■自治会の役割（災害時）

地震の場合

- まずご自身および家族の安全確保、安否確認をおこなってください。
- 避難支援者等と連携し、要配慮者の安否確認を行ってください。要配慮者がケガをしている場合などは近くにいる人に声をかけ、自主防災組織などと連携して可能な範囲で救護を行ってください。
- 要配慮者を避難場所（一時避難場所、指定避難所）に誘導してください。

風水害の場合

- 市から避難情報（「高齢者等避難」）が発令されたら、災害対策本部から自治会長などへ電話やショートメールで情報提供を行います。
- 要配慮者へ情報伝達を行い、避難が必要であることを説明してください。
- 要配慮者を避難場所（一時避難場所、指定避難所）に誘導してください。

CHECK 災害時要配慮者避難支援ハンドブックを確認しましょう！

長浜市がホームページで公開している「災害時要配慮者避難支援ハンドブック」には、見守り支えあい制度の詳細のほか、要配慮者自身の行動、要配慮者支援のポイントが掲載されています。ぜひ一度ご確認いただき、もしもの時に備えましょう。



▲見守り支えあい市HP

2. 寄付、募金などについて

自治会には、年間を通じて各団体から寄付・募金などのとりまとめの依頼が届きます。集められた資金は、福祉活動や環境整備など、私たちの暮らしを守る大切な「助け合い」の原資となります。

自治会でとりまとめを行っていただく際には、「あくまで任意であること」「趣旨への賛同が前提であること」にご注意いただき、集金する側の無理のない範囲で進めてください。

■各団体から長浜市を經由して依頼する寄付、募金一覧

名称	依頼元	時期	趣旨
緑の募金	長浜市住みよい緑のまちづくりの会事務局	4月	国内外の森林整備や都市の緑化、環境教育、震災復興支援などを通じて、健全で緑豊かな国土を次世代に引き継ぐことを目的としています。
日本赤十字社活動資金	長浜市社会福祉協議会	5月	国内外の災害救護、医療事業、献血事業、救急法講習、ボランティア育成など日赤が展開する多岐にわたる人道的支援を支えることを目的としています。
赤い羽根共同募金	長浜市社会福祉協議会	10月	住民が主体となって地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援することを目的としています。
歳末たすけあい募金	長浜市社会福祉協議会	11月	支援が必要な高齢者、しょうがい児者、生活困窮者などが地域で安心して暮らせるよう、住民やボランティアの協力で多様な福祉活動を支援することを目的としています。
長浜曳山まつり協賛募金	長浜曳山祭協賛会事務局	2月	長浜曳山まつりを広く全国に紹介し、未長く後世に保存伝承することを目的としています。

3. 用具の貸出・施設の利用

■ふれあい用具貸出

長浜市社会福祉協議会では地域福祉活動を推進される団体（自治会等）を対象に、地域行事で活用できる備品の貸し出しを行っています。

※営利を目的とする活動および個人への貸し出しは行っておりません。

使用料

無料

申込

貸し出しを希望される日の3か月前から受付（土日祝日の場合は、その前日）。予約については、先着順。

申込先

長浜市社会福祉協議会 各センター窓口

※各センターによって取り扱っている物品が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

貸出物品一覧

【調理器具】

- ポップコーン機 ○綿菓子機 ○たこやき機 ○かき氷機 ○鉄板やき機
- クレープ焼き機 ○網焼き機

【レクリエーション道具】

- ビンゴゲーム ○輪投げ（サークル・回転式） ○ストラックアウト
- スカットボール ○ストライクナイン ○かるた ○室内ゴルフゲーム
- カロム ○ポケットボールセット ○コミュニケーションマーじゃん など

【イベント用具】

- プロジェクター・スクリーン ○テント ○机 ○パイプ椅子

お問合せ先

長浜市社会福祉協議会地域福祉課 TEL 62-1804

■各まちづくりセンター等の利用

自治会活動の一環として、市内の各まちづくりセンター等の施設を利用される場合、使用料が免除されます。詳しくは、市民活躍課（65-8711）までお問い合わせください。

4. 出前講座の活用

長浜市・関係団体は、市の施策や制度、情報などを講座のメニューとし、皆さんからの“ご注文”に応じて、職員が“出前”する「出前講座」を実施しています。皆さんが日ごろ感じておられる身近な疑問など、市政などについて気軽に学ぶことができますので、ぜひお気軽にご注文ください。

■出前講座の概要

対象

市内在住、または在勤の10人以上のグループ
(自治会・老人クラブ・地域づくり協議会など)

実施メニュー

右のQRコードを読み取り、ページ内のPDFをご参照ください。
それぞれの講座の詳細はPDF内の申込先にお問合せください。






申込方法

1か月以上前にPDF内のQRコードを読み取って、電子フォームで申し込むか、申込先に電話でお申し込みください。

注意点

- ご希望する日程に添えない場合があります。
- 会場の確保や当日の運営、会場使用料などの経費負担は依頼されるグループでお願いします。

■出前講座の人気メニュー

講座名	内容	申込QRコード	申込先(担当課)
自主防災のすすめ 防災出前講座	本市の被害想定や危険性などの説明をはじめ、家庭でできる備えの取組、自主防災組織の説明など。		防災危機管理課 Tel 65-6555
やさしい日本語	外国人にもわかりやすいように配慮した「やさしい日本語」についての説明。		市民活躍課 Tel 65-8711
地縁による団体の認可 について	「自治会の法人化の趣旨」「自治会の法人化の要件」「認可までの流れ」「認可申請のときに必要な書類」等についての説明。		市民活躍課 Tel 65-8711

5. 関係団体

市内には、自治会とは別に地域をよくするために事業を行っている関係団体があります。関係団体と連携協力を行うことで、よりよい自治会活動を行えます。

■ 関係団体一覧

地域づくり協議会

旧町の区域または概ね連合自治会区域を単位として、市内で24の地域づくり協議会があります。

地域づくり協議会は、「地域課題の解決に向けた取り組み」、「身近な公共サービスの創造と提供」、「地域住民の声を集約して行政に反映」、「地域の特性や資源を活かした個性あふれる地域づくり」などの役割を担います。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域の住民や福祉関係者が協力しながら、地域の福祉課題を解決し、安心して暮らせるまちづくりを進める民間の非営利団体です。社会福祉法に基づいて設置され、住民の参加を大切にしながら地域福祉活動の中心的な役割を担っています。自主性を持つ民間組織でありながら、公共性の高い活動を行うことが特徴です。

■ 「地域づくり協議会」と「地区連合自治会」

自治会・地区連合自治会	地域づくり協議会
<ul style="list-style-type: none">○一般的に役員の任期は単年度であることから、1年間に限った取り組みや定型的な事業を毎年行うことに適している。○全市的にほぼ同じ組織で構成されているため、市域に共通した課題への対応や市からの依頼を行うことに適している。○自治会制度は長い歴史と実績があり、広く市民に認知されているため単独でも確実な事業の推進が可能となる	<ul style="list-style-type: none">○一般的に役員や構成員が一定期間替わらないため、地域の課題に中長期的に取り組むことができる。○地域の特徴的な課題に取り組む団体知識のある人、関心のある人が構成員になることから、課題に対し自主的・専門的な取り組みが期待できる。○地域づくり協議会を中心として、自治会を含めた様々な団体や個人との連携、協力により、多面的・効率的な取り組みが可能となる。

第5章 課題解決

1. 長浜市からの財政支援

■ 市政事務嘱託員報償金

長浜市では自治会長を市政事務嘱託員として委嘱させていただき、「市と市民との連絡や調整」、「市と市民とのパートナーシップの構築」、「災害時において、被害状況を的確かつ迅速に把握し、その状況を市へ連絡するとともに、市民の避難所などへの誘導を適切に行う」といった職務をしていただいています。

その職務に対し、「市政事務嘱託員報償金」が支給されています。

金額は1年間で定額分の10,500円と自治会の世帯数に850円を乗じた金額の合計額となります。4月～12月分が1月支給、1月～3月分が4月支給となります。

■ 自治会活動振興交付金

自治会が行う総会や役員会などの会合、住民の親睦およびレクリエーションなどのふれあい活動、環境美化活動、自治会館の維持管理などの活動に対して交付金が支給されます。

金額は1年間で定額分の17,000円と、自治会の世帯数に590円を乗じた金額の合計額となり、秋ごろに支給されます。交付金を受けた自治会は、自治会の事業に関し、その用途および成果を確認できる書類を市に提出する必要があります。

■ 自治会活動に対するその他の補助金

長浜市には自治会活動に対するさまざまな補助金制度が用意されています。補助金の内容などにかかる問い合わせや申し込みについては、「第6章 各種補助金」をご確認ください。

■ 補助金の申込などの各種申請のデジタル化

長浜市では、自治会活動の負担を減らすため、窓口に来ていただくなくてもスマホひとつで各種申請が行えるようデジタル化を進めています。

補助金など、紙での申請に自治会長の署名、または自治会長印の押印が必要なものの申請には毎年自治会発送4月1日号で送付される「自治会ID」と「認証キー」が必要です（有効期間4月1日～3月31日）。

大切に保管していただき、有効期間内で自治会長が交代となる場合は、新しい自治会長に引き継いでください。

2. 自治会に関するアンケート調査

長浜市連合自治会では令和2年度および令和7年度に、所属する全自治会を対象にアンケート調査を実施させていただきました。結果は長浜市ホームページに掲載していますので、自治会活動の参考にしてください。

■令和7年度アンケートの概要

調査対象

市内全自治会（長浜市連合自治会所属）の自治会長

調査対象数

420自治会（425自治会のうち5自治会は休会中）

調査期間

令和7年7月24日～令和7年9月30日

調査方法

アンケート調査（郵送回収・電子申請フォームでの回収）

調査項目

- 自治会役員について
- 自治会の収支について
- 自治会員について
- 自治会組織について
- 自治会活動について

調査票の回収状況

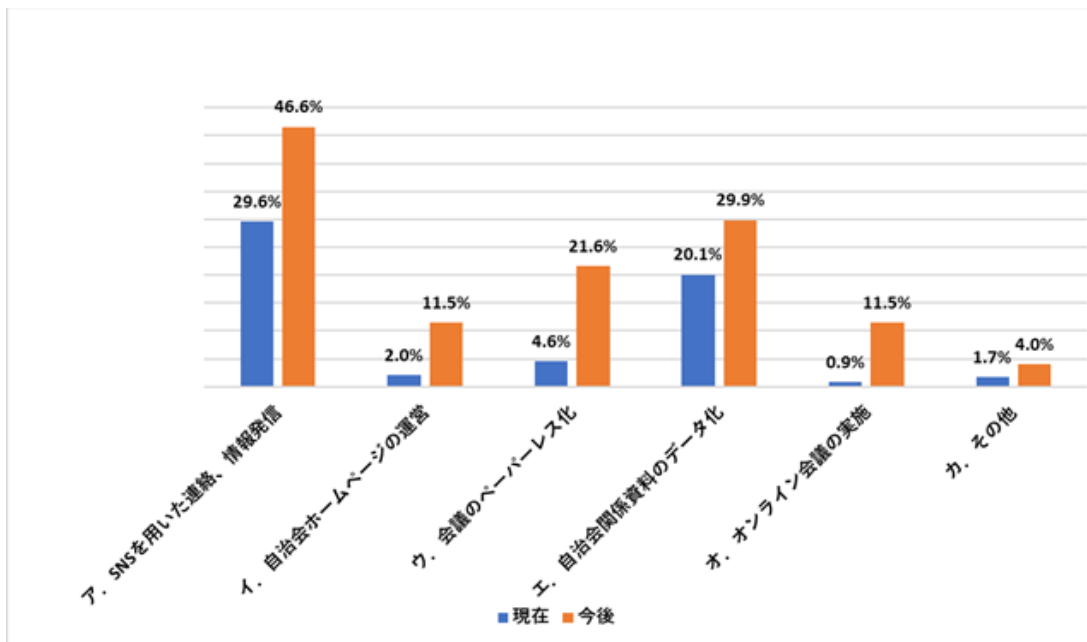
348自治会（回収率：82.9%）



▲アンケート結果はこちら！

ワンポイント

令和7年度の調査では、デジタル化の取組の中の「SNSを用いた連絡、情報発信」が現在取り組んでいる自治会が29.6%、今後取り組みたい自治会が46.6%と非常に高い割合となりました。今後ますます自治会活動のデジタル化が進むと予想されます。



3. 自治会の合併・連携

「役員のなり手が少ない」「行事の準備が年々しんどくなってきた」。そんな悩みを抱えながら、なんとか今の形を維持しようとしていませんか。

少子高齢化が進む中、これまで通りのやり方を単独で続けることにはどこかで限界がやってきます。

市内でも現在運営の見直しを行っている自治会がありますが、その見直しの選択肢の一つとして「合併・連携」をいれてみませんか。

■自治会の合併とは

2つ以上の近接している自治会が、一つの自治会になることです。合併には、合併しようとする自治会が一度解散し、新たな自治会が設立される「新規合併」と受渡自治会は解散となり、受入自治会は組織変更となる「吸収合併」があります。

■自治会の連携とは

2つ以上の近接している自治会が、地域活動を一体的に行うことです。市との連絡調整役の「市政事務嘱託員」を1人にするほか、役員会・イベントなどを合同で実施することです。

■合併・連携のメリット

役員の負担が減る

人が増えるため、「数年に一度」回ってきていた役員が、「10年に一度」になるなど、一人あたりの負担が大きく減ります。また「会計が得意」「パソコンが得意」など、自治会活動に役立つスキルを持つ人が見つかりやすくなります。

行事や活動に活気が戻る

人数が少なくてやめてしまった夏祭りや、負担が大きかった防災訓練も人数が増えることで、参加者も増えて活気が生まれます。子どもたちにとっても楽しい自治会活動ができるようになります。

資金のゆとりと効率化

別々に維持していた集会所や防災備蓄品などを共有することで、無駄な出費が減ります。

■合併・連携のデメリット（乗り越えるべき壁）

ルールや会費のすり合わせに時間がかかる

例えばA町は自治会費が月500円、B町は1,000円など、それぞれの別々だったルールを1つにまとめるには、根気強い話し合いと妥協が必要です。またそもそもの所有している財産の処遇についても話し合いをする必要があります。

地域の名前や伝統が変わるといふさみしさ

「昔からある自治会名が消えてしまうのではないか」「自治会特有の神事がなくなってしまふのではないか」といふ不安やさみしさが伴います。合併前の自治会名を組名で残すなど一定の工夫が必要になります。

エリアが広がり、目が行き届きにくくなる

地域が広がることで、「今までの顔見知りだったのに知らない人が増えた」「回覧板を回す距離が遠くなった」といふ物理的な不便さや、人間関係の希薄化を心配する意見が出ることもあります。

■合併後の自治会運営

合併時には様々な点を協議していたとしても、なかなか予定通りにスムーズに行くものではありません。細部においていろいろな問題が起こってくるのが考えられますので、少なくとも最初の1年は常に運営状況のチェックを行うことが望ましいです。

一方で日々のトラブルばかりを気にしては「合併しなければよかった」となりかねませんので、むしろ合併による小さな成果を小さなことでも積み上げていくことが大事です。

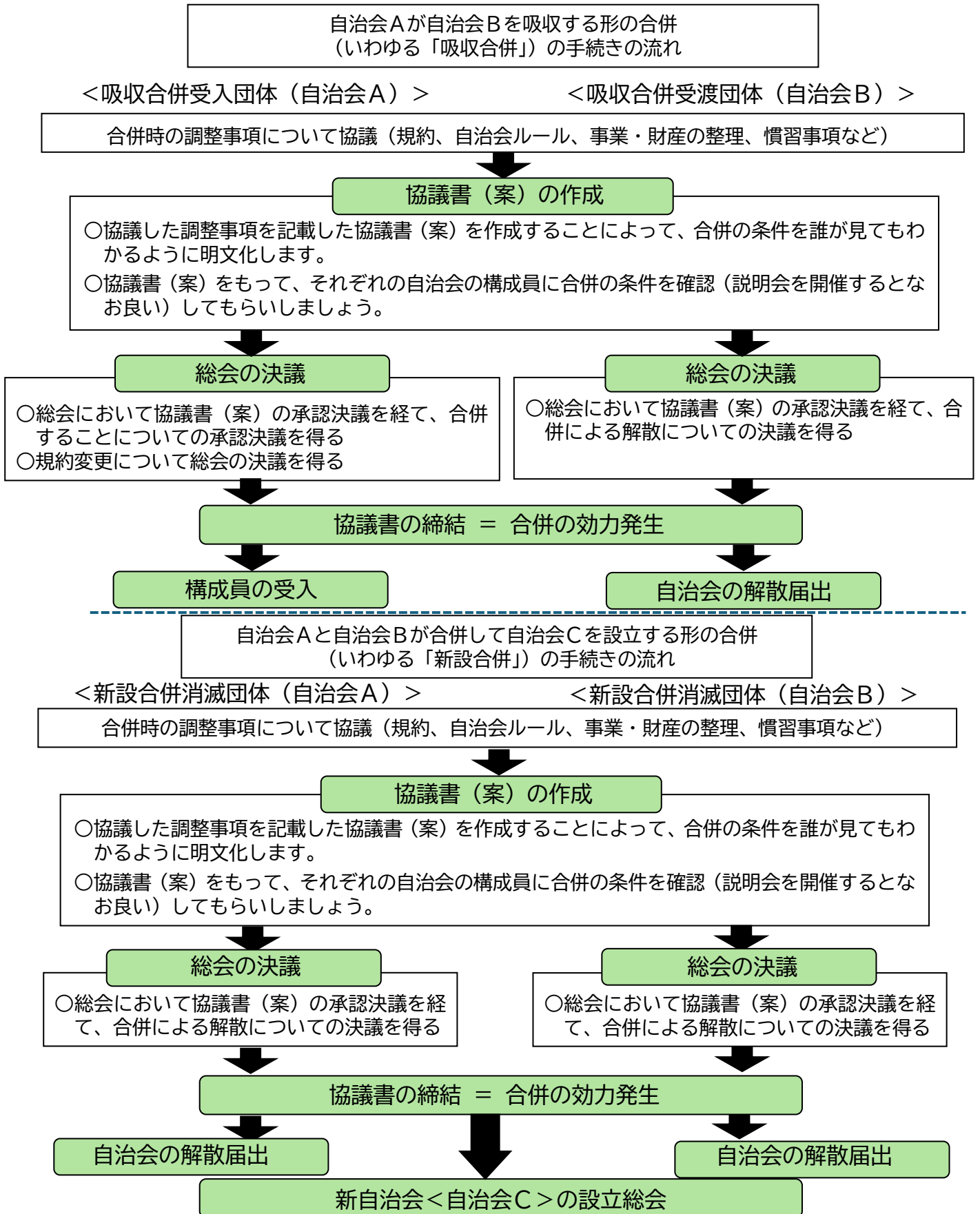
ぜひ総会や役員会などで良かった点を話し合い、それを自治会員に広報するなど、新しい自治会運営を盛り上げていってください。

■長浜市自治会合併・連携支援交付金交付要綱

自治会の合併や連携によって設立された新自治会に対して、交付金が支給されます。交付金額は、 $27,500円 \times (\text{合併する自治会数} - 1) \times 5$ となります。必ず合併を予定する前の年度の9月末までに事前協議書の提出が必要ですのでご注意ください。



■合併時のフロー図（概略）



4. よくある質問（Q&A）

■Q1.自治会への加入を断られた場合、どのような対応をすればよいですか？

A:加入は任意であるため無理強いせず、まずは断られた理由を丁寧にお聞きし、良好なご近所関係を保つことを最優先にしてください。具体的な対応としては、以下のステップを参考にしてください。

1. 無理に勧誘せず、理由を傾聴する

自治会は任意団体ですので、加入を強制することはできません。「なぜ加入したくないのか」その理由（役員の負担が不安、会費の負担、ご近所付き合いが苦手など）を丁寧にお聞きしてください。頭ごなしに否定せず、相手の事情に理解を示すことが大切です。

2. 自治会の役割やメリットを正しく伝える

誤解や情報不足が理由の場合は、自治会の活動内容を分かりやすく説明してください。

- 災害時の安否確認や助け合い（防災）
- 防犯灯の管理や防犯パトロール（防犯）
- ごみステーションの維持管理（環境）
- 市からの重要なお知らせの回覧（情報）

など、日々の安全・安心な暮らしに自治会が関わっていることをお伝えし、検討をお願いしてみてください。

3. 柔軟な対応や代替案を提示する（可能な場合）

「役員ができないから」という理由であれば、「当面は役員を免除する」「行事の参加は無理のない範囲でよい」など、自治会のルールの中で柔軟な対応が可能であれば提案してみてください。

4. 未加入であっても、地域の一員として接する

最終的に加入を見送られた場合でも、関係を悪化させないことが重要です。災害時には助け合いが必要になることや、ごみ出しのルール（未加入者のごみステーション利用に関する地域の取り決めなど）については、トラブルにならないよう冷静に確認・共有しておきましょう。

ポイント

「今回は見送るけれど、将来的に状況が変われば加入するかもしれない」というケースもあります。いつでも加入を歓迎する姿勢を伝え、笑顔で挨拶を交わすなど、日頃からの緩やかなつながりを保つようにしてください。

■Q2. 「自治会費が高いので自治会を脱退したい」など、自治会費負担に関する問い合わせには、どのように対応すればよいですか？

A：自治会費は防犯灯の電気代、ごみステーションの維持など、普段の生活に欠かせない必要な経費であるということを説明しながら、そして会計もわかりやすくするなど努めていただくことで理解を得られやすいです。※37ページの自治会アンケートで自治会費についても調査を行っていますので参考にしてください。

■Q3. 自治会を退会した人にごみ庫を使わせないことはできますか？

A：ごみ庫を自治会が所有している場合、その使用权は自治会にあります。一方的に退会者（未加入者）に使わせないようにすることは違法となる可能性があります。まずは自治会と当人で話し合い、「維持管理費の負担」や「ごみ集積所に関してだけ当番があたる」ことなどを提案してみてください。

■Q4. 自治会と宗教のかかわり方について教えてください。

A：自治会活動と特定の宗教活動は、基本的に分けて考えるべきです。そのため、地域の神社の祭礼や維持・修繕費用への寄付、宗教行事への参加を自治会が強制することは個人の宗教の自由を侵すおそれがあります。

一方で、地域のお祭りは伝統行事として歴史的文化的な価値を持ち、地域の絆を深める役割も果たしています。こうした文化を継承することは重要です。したがって、宗教的な要素と自治会活動を切り離しながら、お祭りを維持する工夫が必要です。

具体的には、

○宗教行事への参加や寄付は、個人の自由意思に委ねること

○自治会の会計と神社の祭礼費用を明確に分けること

このように運営することは、宗教の自由を尊重しつつ、地域文化を守ることにつながります。

■Q5. 自治会への配送物の部数が少ないのですがどうしたらいいですか？

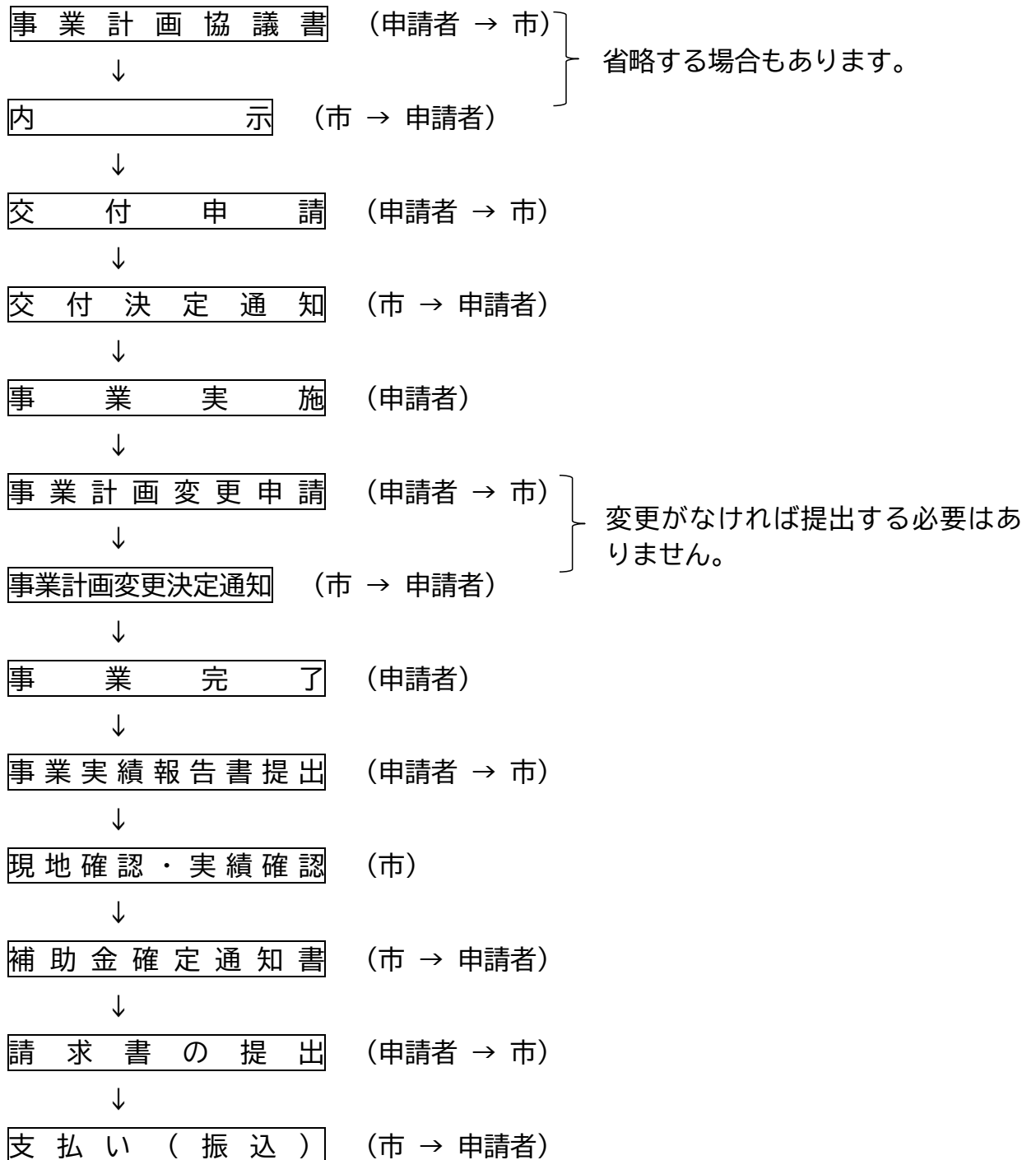
A：自治会への配布物は、市が取りまとめて送付しているものと、地域づくり協議会などの関係団体が送付しているものに分かれます。市から送付しているものは、配送物一覧リストに掲載していますので、リストをご確認の上、市の送付物の場合は市民活躍課（65-8711）、それ以外の場合は地域づくり協議会にお問い合わせください。

なお、転入・転出などで必要部数の変更がある場合は市民活躍課までご報告ください。（報告のタイミングによっては次号への反映が間に合わないことがありますのでご了承ください）

第6章 各種補助金

この章では、長浜市および関係団体が実施する各種補助金を紹介します。各種補助金の詳細は担当課にお問い合わせください。

補助事業などの事務の基本的な流れ



事業実施にかかる注意事項

■「申請＝採択」ではありません。

補助事業は申請すれば必ず採択されるというものではありません。また、個々の費用についても補助対象とならず、交付決定額が申請額より減額される場合もあります。申請どおりに採択されると思い込み、準備を進めてしまうと大きな問題になります。なお、予算の範囲内で採択されますので、計画されているところはお早めに相談をお願いします。

■「事前着工（着手）」はしてはいけません

補助事業の実施は交付決定後であり、補助金交付決定前の事前着工（着手）はできません。したがって「実施済」はもちろん「着工（着手）済」の場合は、不採択または採択取消の場合もありますのでご注意ください。

■実施内容を変更されるときは連絡・申請を

補助事業は、申請された目的・内容等が補助の趣旨と合致しているか、等を判断して交付決定しています。したがって、事業内容を変更する場合は、事前に変更申請書を提出する必要があります。変更された内容が補助事業として趣旨に合っていない場合は認められないこともあります。

■報告書には「支払済・領収書添付」が基本です

補助金の支払いは、事業実施後の実績払いです。実績報告書の添付書類には、事業対象経費が全て支払われた領収書（写）の添付が必要です。よって、補助金分を一時立て替えていただく必要があります。

■事業完了後は速やかに事業実績報告を

市には、「出納閉鎖」という期限があり、5月末日までに支払いまでの事務処理をする必要があります。年度末（3月末）が事業完了日になりやすい事業が多いですが、スムーズな会計処理のために事業完了後の速やかな提出をお願いします。

■「独自の判断」は危険です

「たぶん～だろう」と、独自に判断されると、後で交付基準等に合わないことがわかり、予定していた補助金が交付されないことがあります。少しでも疑問に思われたことは問い合わせる等、・・・お互いに事業実施にあたっての「報告・連絡・相談」を密にしましょう。

※記載事項は令和8年度当初予算(案)の内容を基にしています。一部の制度では、県等他団体が関連するほか、条例改正や制度の見直しなどにより、補助要件・金額が変更される場合もあります。また、補助事業によって予算額や事業採択数の上限、期限を設けていますので、担当課までお問い合わせください。

まちづくりに関する補助金

(1) 自治会館整備事業補助金【電子申請可】

■目的

コミュニティの形成を通じて市民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図り、市民主役の地域社会の健全な発展に資するため、自治会館の建設事業や、自治会館のバリアフリー化または耐震化の改修事業について支援します。

■事業実施主体

自治会

■補助対象となる自治会館

対象となる自治会館は、「集会および対話に必要な機能」、「自ら研修し、教養を高めるのに必要な機能」、「老人の憩いの場として必要な機能」を備えたものです。

■補助対象となる経費および補助金額

事業名	補助対象経費	補助基本額	限度額・補助率
自治会館 建設事業	自治会館の新築または購入に要する経費 ※ただし、外構工事費、既存建物除去費、備品整備費等は除く。	次の方法により算出した金額 延床面積は、180㎡を限度とする。 (1) 新築購入の場合 延床面積に建築単価20万円/㎡を乗じて得た額。ただし、自治会館の新築に要した実費用、もしくは自治会館の購入費(土地代を除く。)を実延床面積で除して得た額が建築単価を下回る場合は、当該額を建築単価とする。 (2) 新築購入以外の場合 建築単価(A)に固定資産評価基準に定める経年減点補正率(B)を乗じて得た額に延床面積を乗じて得た額。 ただし、実際の購入平米単価(C)が(A)×(B)の額を下回る場合には、(C)に延床面積を乗じて得た額とする。	1,200万円 ・補助基本額の3分の1以内

事業名	補助対象経費	補助基本額	限度額・補助率
自治会館 バリアフ リー化改 修事業	(1) 洋式便器への取替 え (2) 手すりの取付け (3) 床段差の解消 (4) 引き戸への扉の取 替えまたはドアノブ の取替え (5) 2階等への昇降機 の設置 (6) その他高齢者の利 便性を図るための改 修	左記のいずれかに要する経費と その改修に付帯して必要となる 経費の合計額。 なお、洋式便器への取替えにおけ る下水道接続にかかる配管工事 に要する経費は除くものとする。 合計額が400万円を超える場 合は400万円とし、50万円未 満の場合は補助対象としない。	260万円 ・補助基本額の 2分の1以 内
自治会館 長寿命化 改修事業	(1) 主体工事 (ア) 屋根の葺替え (イ) 外壁の修繕 (ウ) 床の張替え (2) 附帯工事 (ア) シロアリの駆除 および防除 (イ) 樋の交換	左記のいずれかに要する経費と その改修に付帯して必要となる 経費の合計額。 「自治会館バリアフリー化改修 事業」、「自治会館耐震改修事業」 または「自治会館大規模改修事 業」に該当する改修を除く。	100万円 ・補助基本額の 3分の1以 内
自治会館 大規模改 修事業	(1) 壁の改修 (2) 柱の改修 (3) 床の改修 (4) はりの改修 (5) 屋根の改修 (6) 階段の改修 ※建築基準法における大 規模修繕にあたるもの。	補助対象経費の合計額とし、20 0万円未満の場合は補助対象と しない。 「自治会館バリアフリー化改修 事業」または「自治会館耐震改修 事業」に該当する改修を除く。	1,200万円 ・補助基本額の 3分の1以 内
自治会館 耐震診断 事業	耐震診断に要する経費	補助対象経費の合計額	木造8万円 非木造20万 円 ・補助基本額の 3分の1以内
自治会館 耐震改修 事業	耐震結果に基づいて実施 する耐震改修工事に要す る経費 ・木造の場合 上部構造評点が1.0 未満と診断された建物の 上部構造評点等を1.0 以上に引き上げる工事 ・非木造の場合 IS値(構造耐震指標) が0.6未満と診断され た建物のIS値を0.6以 上に引き上げる工事	補助対象経費の合計額	木造260万 円 非木造320 万円 ・補助基本額の 3分の1以内

事業名	補助対象経費	補助基本額	限度額・補助率
自治会館照明LED化改修事業	既存の照明（LED照明を除く。）を新品のLED照明に交換するために要する経費。ただし、設置工事を伴わないランプの交換のみの場合を除く。	補助対象経費の合計額	30万円 ・補助基本額の2分の1以内

※1自治会につき各事業1回限りの交付です。また、同一年度内においては、いずれかの補助金のみでの交付となります。ただし、自治会館耐震診断事業に引き続き、自治会館耐震改修事業を実施する場合は、交付対象となります。

※自治会館バリアフリー化改修事業については、平成12年度以前に建築された自治会館を対象とし、自治会館耐震診断事業及び自治会館耐震改修事業については、昭和56年5月31日以前に着工された自治会館を対象にしています。

※自治会館長寿命化改修事業及び自治会館大規模改修事業については、建築後30年を経過した自治会館を対象としています。

※自治会館照明LED化改修事業については、今年度(令和8年度)は予算上限に達したため、受付終了しています。

令和9年度以降に実施する場合は、前年度の9月末までに事前協議書をご提出いただく必要があります。

■申込時期

事業実施前年9月末まで（翌年実施）

■問合せ先

市民協働部市民活躍課（TEL 65-8711）



(2) コミュニティ助成事業助成金

■目的

コミュニティの健全な育成と宝くじの普及広報が期待できる事業に助成を行います。(一般財団法人 自治総合センター助成事業)

■事業主体

コミュニティ組織(自治会等の地域に密着した団体、自主防災組織など)

■補助対象となる経費

○一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業

○コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業

○地域防災組織育成助成事業(自主防災組織育成助成事業)

一定地域の住民が災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業

※(一財)総合センターの「コミュニティ助成事業実施要項」に基づきます。

■補助金額(上限額等)

令和8年度助成事業(抜粋)

○一般コミュニティ助成事業 100万円~250万円

○コミュニティセンター助成事業 2,000万円

○地域防災組織育成助成事業 30万円~200万円

■申込時期

事業実施前年9月頃(翌年実施)

■その他

○市は申請の窓口であり、事業の採択決定権はありません。

○申請しても必ず採択されるものではありません。

○実施事業については、変更になる可能性があります。

■問合せ先

市民協働部市民活躍課(Tel 65-8711)



(3)ふれあい備品購入助成事業補助金

■目的

この事業は、共同募金の配分事業のひとつとして、備品の購入助成を通じて自治会員相互のふれあいを深めるとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的に実施します。

■事業主体

自治会（過去10年以内に助成を受けた自治会を除く）

■助成自治会数

20自治会

※申込が20自治会を超える場合は、選考により助成自治会を決定させていただきます。

■補助対象となる経費

自治会員相互のふれあいを深めるとともに、地域福祉の増進のため自治会が必要とする備品の購入費

過去の助成例

◇テント ◇ベンチ ◇掃除機 ◇刈払機 ◇エアコン ◇ノートパソコン
◇フルカラー複合機 ◇卓上アンプ ◇液晶テレビ ◇プロジェクター
◇ガスコンロ ◇湯沸器 ◇折りたたみ会議テーブル ◇お座敷用椅子
◇充電式クリーナー ◇音響ミキサー・スピーカーセット ◇会議机・椅子
◇空気清浄機 ◇ポッチャ（セット） ◇ターゲットゲーム など

■補助金の額

事業費（備品購入費）の3分の2

ただし、助成額50,000円を上限とし100円未満は切り捨てとする。

■申込時期

令和8年5月7日（木）～令和8年5月29日（金）

※期限厳守

■問合せ先

長浜市社会福祉協議会地域福祉課（TEL 62-1804）

(4) 鳥獣害に強い地域づくり支援事業補助金

■目的

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図り、地域ぐるみの鳥獣害対策を推進することを目的に交付します。

■事業主体

自治会

■補助対象経費、補助率等

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額
野生獣追払い用具整備事業	追い払い用火火、威嚇用電動ガン、忌避剤や防鳥糸の購入費	1/2	2万円
野生鳥獣が近づきにくい環境づくり事業	耕作放棄地の刈り払い及び放任果樹伐採のための燃料、機器、消耗品の購入費	1/2	5万円

■申込時期

事業実施年度の1月末まで

■問合せ先

産業観光部 農政課（65-6522）



(5) 鳥獣害防止対策事業補助金

■目的

野生鳥獣による農林水産被害の防止を図り、地域ぐるみの鳥獣害対策を推進することを目的に交付します。

※既設の防護柵を多獣種に対応するために、かさ上げ等の機能強化も対象となります。

(例) サル対策のために既設の柵に電気柵を追加施工する場合

高さ1m程の既設柵を2mの高さに変更する場合

■事業主体

自治会

■補助対象経費、補助率等

事業区分	補助対象経費	補助率	限度額	
防護柵整備事業	①防護柵整備のための資材の購入費 ②機材の使用料及び委託料（専門的な作業に限る）	2/3	①新設	30万円
			②機能強化	30万円
			③市推奨のワイヤーメッシュ柵の新設	50万円
◆①②③をあわせて行う場合は、限度額を30万円とする。 ◆隣接する2以上の自治会が協働で事業を実施する場合、上記の金額に参画自治会数を乗じた額を限度額とすることができる。				
防護柵修繕事業	①既設防護柵の修繕のための資材の購入費 ②機材の使用料及び委託料（専門的な作業に限る）	1/2	20万円	
			◆隣接する2以上の自治会が協働で事業を実施する場合、上記の金額に参画自治会数を乗じた額を限度額とすることができる。	
野生獣捕獲檻整備事業	野生獣捕獲用檻の購入費	2/3	6万円	

■申込時期

事業区分	期日
防護柵整備事業	11月末日まで
防護柵修繕事業	11月末日まで ※緊急性を伴う場合は別途ご相談ください。
野生獣捕獲檻整備事業	購入予定年度の1月末日まで

■問合せ先

産業観光部農政課（TEL 65-6522）



防犯・防災・交通安全に関する補助金

(6) 自主防犯活動支援事業補助金【電子申請可】

■目的

自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費の一部を補助し、住民による自主防犯活動を支援します。

■事業主体

自治会（自治会内の防犯団体を含む。）または自主的に取り組む地域団体

■補助対象となる経費

- ①自主防犯計画づくり事業に要する経費
計画づくり会議費（飲食費は除く。）、啓発資料作成費、計画書印刷費等
- ②自主防犯活動事業に要する経費（※2年継続事業であること）
防犯巡回、防犯診断、防犯教室・講演会の開催、広報啓発に要する経費等
- ③資機材整備事業に要する経費
防犯隊等被服費（制服、制帽）、腕章、拡声器、懐中電灯、防犯ベル、合図灯、指示棒、看板、掲出幕、防犯カメラ(※)等

■補助金の額

- ①自主防犯計画づくり事業
1万円に、当該団体を構成する世帯数に200円を乗じた額を加えて得た額と2万円とを比較していずれか低い方の額。※1団体あたり1回に限る。
- ②自主防犯活動事業
1万円に、当該団体を構成する世帯数に100円を乗じた額を加えて得た額と補助対象経費にかかる実支出額に2分の1を乗じて得た額を比較していずれか低い方の額。ただし、年間3万円とし、2年を限度とする。
- ③資機材整備事業
補助対象経費にかかる実支出額に3分の2を乗じた額（既にこの要綱による補助金を受けたことのある自治会等に対する補助金については、補助対象経費にかかる実支出額に3分の1を乗じた額）。ただし、10万円を限度とする。

■申込時期

防犯カメラ：今年度(令和8年度)は予算上限に達したため、受付終了しています。
防犯カメラ以外：随時
※予算枠に限りがありますので、お早めに相談願います。

■問合せ先 市民協働部 市民活躍課（TEL 65-8711）



(7) 広域自主防犯活動支援事業補助金【電子申請可】

■目的

小学校区等の区域において、安全なまちづくりに関して取り組んでいる自主防犯団体が行う事業に要する経費の一部を補助し、地域の防犯活動を支援します。

■事業主体

小学校区またはおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全なまちづくりに関する活動に取り組んでいる自主防犯団体（連合自治会、連合自治会内の自主防犯団体等）

■補助対象となる事業

次に掲げる活動のうち3以上の活動について具体的な活動計画を策定した事業。ただし、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき県が補助を行う事業に限る。

- ①地域におけるパトロール活動
- ②防犯診断活動
- ③防犯灯の点検活動
- ④防犯器具のあっせんまたは配布
- ⑤玄関灯点灯運動
- ⑥防犯教室・講座の開催
- ⑦「子ども110番の家」マップ等の作成
- ⑧通学路における安全指導
- ⑨通学路・公園等の安全点検
- ⑩広報・啓発活動
- ⑪防犯機器の設置
- ⑫その他安全安心なまちづくりに関する自主的な防犯活動

■補助金の額

補助対象事業を実施するために要する経費（ただし、人件費、食糧費、賞金・賞品に係る経費は除く）に10分の9を乗じて得た額と500,000円を比較していずれか低い方の額。ただし、1団体あたり1回に限る。

■申込時期

事業実施前年9月まで（翌年実施）

※希望される場合は、その旨のみ早い時期にお知らせください。

■問合せ先

市民協働部 市民活躍課（TEL 65-8711）



(8) 防犯灯設置補助金【電子申請可】

■目的

夜間等に照明の必要な箇所への防犯灯の設置費用に対して助成金を交付することにより、自治会における地域防犯活動を支援します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

防犯灯を電柱・電話柱等に添架、もしくはポール等を建植して防犯灯を設置するのに必要な経費

■補助金の額

補助基準		補助限度額	備考
電柱・電話柱等に防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）		5,000円	年間1自治会 2灯を限度とする
ポール等を建植して防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）		10,000円	
電柱・電話柱等に防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）	宅地造成等により新たに防犯灯の設置が必要となった場合	10,000円	年間1自治会 10灯を限度とする
ポール等を建植して防犯灯を設置するとき1灯につき（LED灯）		24,000円	

※上記助成金額以下で設置された場合は、設置に要した額を助成金額とする。また、設置後の維持管理費は対象外とする。

■申込時期

随時 ※予算枠に限りがありますので、お早めに相談願います。

■問合せ先

市民協働部 市民活躍課（TEL 65-8711）



(9) 草の根災害対応事業補助金【電子申請可能】

■目的

災害により、自治会が管理する生活道路、水路、広場などの地域住民が共同して利用している施設を自治会員自らが速やかに応急復旧し、市民生活の安定に寄与するもので、復旧作業に必要な経費を予算の範囲内で補助します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

自治会が生活道路や水路等の応急復旧を行う場合に必要な資材等の購入費、重機等の借上げ料などの費用（人件費や修繕委託料、工事費は対象になりません。）

【補助の対象となる施設の参考例】

生活用道路等	市道、農道、法定外公共物（里道）、自治会が管理する道路
用排水路等	用水路、排水路
林業用施設	林道
その他	自治会が共同利用している広場

【補助対象の経費となる参考例】

原材料費	砕石、生コンクリート、板材、杭等
消耗品費	土のう袋、ブルーシート等
借上料	機械（重機等）の借上料

■補助金額（上限額や補助率等）

1自治会、1災害について、補助対象経費の総額に対し、10万円を限度とします。

■申込時期

随時（被災を確認したら、随時、防災危機管理課までご相談ください。）

■問合せ先

防災危機管理課（TEL 65-6555）



(10) 草の根防災体制育成事業補助金【電子申請可能】

令和8年度の変更点

- 資機材購入事業（第3種）の利用は、1団体につき1度きりとします。
- 資機材購入事業（第3種）の申請期限を、4月末日に短縮します。
- 資機材購入事業（第3種）の予算枠を限定し申請多数の場合は抽選とします。
- 対象経費を一部変更します。

■目的

災害に強いまちづくりをめざし、地域住民による自主防災組織の育成および防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業にかかる経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付します。

■事業主体

自主防災組織または自警団がすでに結成されているまたは、今後結成される見込みのある自治会もしくは自治会を構成単位として組織された団体（連合自治会、地域づくり協議会等）

■補助対象となる経費及び補助金額（上限額や補助率等）

種類	補助率	補助 限度額	補助対象経費
防災訓練 実施事業	補助対象 経費の3 分の1以内	2万円	災害発生時に備えて自治会等が実施する、防災訓練に要する経費（消火器充填費、訓練用燃料費、訓練用消耗品等）※ 飲食費（お弁当やお茶等）は対象外
避難啓発 事業	補助対象 経費の3 分の1以内	5万円	災害発生時にスムーズな避難を行うために、自治会等が設置する避難誘導看板等や、防災マップ作成等に要する経費
備蓄食料 品購入事 業	補助対象 経費の3 分の1以内	5万円	自治会等が自治会館等で保管する、災害時に必要な5年以上長期保存できる備蓄食料品（アルファ米、カンパン、飲料水等）の購入費※個人への配布分は対象外
資機材 購入事業 (第1種)	補助対象 経費の3 分の1以内	10 万円	自治会等が管理し、災害発生時に使用する資機材の購入費 ※各戸配布用を除く ①初期消火用資機材、消火用資機材 消火器、作業服（難燃性で災害での消火・救助活動用）、消火用バケツ、消火栓ボックス、消火栓用ホース、可搬式小型動力ポンプ、可搬式小型動力ポンプ用ホース、ノズル等
資機材 購入事業 (第2種)	補助対象 経費の2 分の1以内	50 万円	②情報収集伝達用資機材 電池式メガホン、携帯ラジオ、トランシーバー等
資機材 購入事業	補助対象 経費の2	100 万円	③避難・救出・救護用資機材 簡易トイレ、携帯トイレ、救急セット、担架、ヘルメット、

(第3種)	分の1以内 ただし、補助対象経費が30万円以上のものに 限る。		投光器、発電機、毛布（概ね10年保存できるもの）、AED、 チェーンソー、ジャッキ、ウィンチ、エンジンカッター等 ④給水・給食用資機材 給水タンク、ガス炊飯器等、移動式炊飯器、飲料水用ろ水器 等 ⑤その他 資機材庫（基礎工事を伴わず、床面積が10㎡未満のもの）、 かまどベンチ
防災士 養成事業	補助対象 経費の10 分の10	5万円	①日本防災士機構が認証した研修機関による研修に係る教本 代 ②防災士資格取得試験受験料 ③防災士申請認証登録料 ④防災士資格取得の特例該当者による資格取得に係る費用

※資機材購入事業（第2種）の補助金の交付を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含む5年間は、資機材購入事業（第2種）の補助金の交付を受けることができません。

※資機材購入事業（第3種）の補助の交付は、1団体につき1度きりです。以前に補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けることができません。また、補助対象となる事業は滋賀県自治振興交付金の対象となる事業に限るものとするため、申請書の提出前に必ずご相談ください。

※購入した物には、「補助を受けた団体名」および補助金を活用して購入したことがわかるように「令和8年度草の根防災補助事業」と明記してください。

※中古品の購入や振込手数料、廃棄処分料は補助の対象となりません。

■申込方法

防災訓練実施事業は、訓練実施前に「訓練実施計画書」を提出し、訓練終了後に「交付申請書兼実績報告書」を提出してください。

避難啓発事業、備蓄食料品購入事業・資機材購入事業（第1・2・3種）は、購入する内容や金額が決まってから、購入するまでに「補助金交付申請書」を提出してください。市からの交付決定以前に購入したものについては補助の対象となりません。

防災士養成事業は資格を取得した後で「補助金交付申請書」を翌年度9月末までに提出してください。

■申請期限

資機材購入事業（第3種） 令和8年4月30日（木）

資機材購入事業（第2種） 令和8年7月31日（金）

資機材購入事業（第1種） 避難啓発事業、備蓄食料品購入事業 随時

防災訓練実施事業 訓練実施日の2週間前まで

防災士養成事業 防災士として認定後、翌年度9月末まで

※予算枠に限りがありますので、期限内であっても早期終了する可能性があります。

早期終了する場合は、ホームページでお知らせします。

■問合せ先 防災危機管理課（TEL 65-6555）



(11)交通安全推進活動補助金【電子申請可能】

■目的

地域での自主的な交通安全活動に対して補助金を交付することにより、地域ぐるみでの自主的な交通安全活動の推進および住民の交通安全意識の向上を支援します。

■事業主体

自治会または自主的に取り組む地域団体

■補助対象となる経費

自治会等が行う交通安全推進事業のうち、次の事業に要する経費が補助対象となります。

- ①広報紙、機関誌、啓発パンフレット、ポスター等の作成
- ②啓発用立看板（飛び出し坊や）、懸垂幕、横断幕等の作成
- ③のぼり旗、カーブミラー、街頭指導用の横断旗、タスキ等の購入
- ④交通安全教室等の開催
- ⑤その他交通安全の啓発活動

※カーブミラー、安全柵、路面標示などは補助対象ですが、公道上の

施

工・占有には別途道路管理者の許可が必要となります。
※ただし、飲食費は除きます。

■補助金の額

補助対象経費の2分の1以内。ただし、40,000円を限度とする。

※補助金を受けた翌年度については、補助金の対象になりません。

※申請は、年度につき1団体1回限りです。

■申込時期

随時 ※予算枠に限りがありますので、お早めに相談願います。

■問合せ先

市民協働部 市民活躍課（TEL 65-8711）



都市景観に関する補助金

(12) 近隣景観形成協定修景対策補助金

■目的

知事の認可を受けた近隣景観形成協定を締結した自治会等が行う、景観形成に関する事業に要する経費について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援します。

■事業主体

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第28条第4項に基づき、近隣景観形成協定として知事の認定を受けた自治会等

■補助対象となる経費

- ①樹木、つる性植物等により、新たに生垣を設置する事業に要する経費
(例) 道路沿いのブロック塀等を取り壊し、生垣を設置するもの
道路沿いに新たに生垣を設置するもの
- ②広場等の公共空間及び道路から見えるところをフラワーポット、花壇等により緑化する事業に要する経費
(例) 道路から望見できる敷地の緑化
窓、入口、ベランダ等にフラワーポットを設置するもの
- ③協定の関係者が所有又は管理する土地をまちの憩いの空間として整備し、又は由緒書き、ストリートファニチャー等により空間を演出する事業に要する経費
(例) 地区のシンボルとなるポケットパーク、コーナースポット等の整備

■補助金の額

総事業費の3分の2以内で、協定者の数に12,000円を乗じた額を超えない額で、3回を限度とする。 ※ただし、用地費及び補償費は補助対象としない。

■申込時期

事業実施前年9月まで（翌年実施）

■問合せ先

都市建設部 都市計画課（TEL 65-6562）



(13) 景観まちづくり支援事業補助金

■目的

景観形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する経費について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援します。

■事業主体

長浜市景観条例の規定に基づく認定を受けた、景観形成促進区域協議会、景観形成重点区域協議会

※景観形成重点区域：景観計画区域の中で区域特性を生かした景観形成を重点的に図る必要があるとして指定された区域です。

※景観形成促進区域協議会：コミュニティや土地利用などを単位に、景観形成重点区域の指定を目指す地域では、地域の現状と課題の把握、景観の将来像を検討する景観形成促進区域協議会を組織化することができます。

※景観形成重点区域協議会：景観形成重点区域では、景観計画に定めるルールに基づき、地域の魅力を高める景観づくりが進むよう、地域住民による景観形成重点区域協議会を組織化することができます。

■補助対象となる経費

①景観形成促進区域対策事業

景観形成の将来像・景観づくりの進め方の検討に必要な経費

(例) 学習会の開催経費(食糧費は除く)、啓発資料等の作成経費、地域住民の意識調査経費、先進地調査経費、将来構想図(透視図)の作成経費 等

②景観形成重点区域推進事業

景観計画に基づき周辺の景観との調和に配慮した景観づくり活動、修景等に必要な経費

(例) 修景のための建築物等の増改築・移転等、生垣の新設、敷地の緑化、小公園の整備、植樹、市景観計画に基づく景観づくり 等

■補助金の額

①景観形成促進区域対策事業(1団体1回かぎり)

補助対象経費の2分の1以内。ただし補助対象経費は30万円を限度とする。

②景観形成重点区域推進事業

1回目 補助対象経費の3分の2以内

2～3回目 補助対象経費の2分の1以内

4～5回目 補助対象経費の3分の1以内

ただし補助対象経費は90万円を限度とする。

■申込時期 事業実施前年9月まで(翌年実施)



■問合せ先 都市建設部 都市計画課 (TEL 65-6562)



(14) 児童公園設備費等補助金【電子申請可能】

■目的

児童に安全な遊び場を提供し、その健康を増進することを目的に、「自治会」および「自治会で構成する地区連合自治会」が管理する児童公園の整備に要する経費に対して補助金を交付します。

■事業主体

自治会または地区連合自治会（自治会で構成）

■補助対象となる経費および額

補助対象事業	補助対象遊具・設備の種類	補助金額	補助限度額
①遊具の設置	ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、登り棒、シーソー、回転塔、揺りかご、雲てい、ネット遊具、木馬、コンビネーション遊具その他児童公園に適切な遊具として市長が認めるもの	事業に要する経費に3分の2を乗じて得た額	15万円
②遊具の修理または撤去		事業に要する経費に3分の2を乗じて得た額	15万円
③設備の設置	水飲み場、便所、砂場、ベンチ、フェンス、車止めその他児童公園に適切な設備として市長が認めるもの	事業に要する経費に3分の2を乗じて得た額	15万円
④設備の修理または撤去		事業に要する経費に3分の2を乗じて得た額	15万円

○開発行為により設置され市に所有権が移転して以後10年を経過していない児童公園における①及び③の事業は、補助対象外です。

○複数の事業を行う場合の補助金額は、まず①～④それぞれの事業区分ごとに補助金額を算定（上表の限度額有り）した後、これを合計した金額となり、合計額にも15万円の上限額があります。

※受付期間中の申請額が予算額を超えた場合は、予算の範囲内で按分します。

■申込時期

受付期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）

※受付期間中は、申請順にかかわらず受付します。

■その他

①受付期間後も随時受付しますが、申請状況により、年度途中で予算額に達した場合は補助が終了しますので、事前にお問い合わせください。

②補助金交付の対象となる公園は、1年度あたり1か所です。ただし、自治会区域内に5か所以上管理する児童公園を有する場合は2か所です。

③昨年度本補助金を利用して整備した児童公園は補助対象外となります。

④事業実施年度の3月末日までに事業が完了する事が必要です。



■問合せ先 都市建設部 都市計画課（TEL 65-6541）

(15) 空き家活用地域活性化事業助成金【電子申請可能】

■目的

交流、福祉、文化、教養等地域の多様な活動拠点として空き家や空き家の除却跡地の有効活用を促進することで地域の活性化を図ります。

■事業主体

空き家所在地の自治組織、または市内に活動拠点を有する市民活動団体等

■補助対象となる経費

地域の課題解決や地域の活性化を目的とした空き家の改修工事や除却工事に係る経費。空き家を改修・除却後にいずれかの用途に活用する必要があります。

○空き家を次の用途に10年以上活用するための改修工事

※昭和56年6月より前に着工された建築物の改修工事

の場合、一定の耐震基準に適合する必要があります。

- ・サロンやカフェなどの交流施設
- ・子どもの居場所や学童保育などを行う子育て支援施設
- ・防災倉庫等地域の安全安心を確保するための施設
- ・地域の歴史や文化等を学び理解を深めるための施設
- ・その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設

○跡地を次の用途に5年以上活用する空き家除却工事

- ・ポケットパーク ・コミュニティガーデン
- ・バスやデマンドタクシーなどの待合所
- ・観光客や来訪者が利用できる無料駐車場
- ・その他市長が認める地域の活性化に寄与する用途



■補助金額（上限額や補助率等）

事業費（改修工事費、除却工事費）の3分の2（消費税は含まない）。ただし100万円を限度額とする。

■申込時期

事前登録期間：事業実施年度の4月24日まで

※複数の団体から申込みがあった場合は5月8日に抽選会を行います。

事前登録がなかった場合は、先着で申請を受け付けします。

■問合せ先

都市建設部 住宅課（TEL 65-6533）



暮らしに関する補助金

(16) 法定外公共物改修等補助金【電子申請可能】

■目的

自治会が維持管理をしている法定外公共物（法定外道路・水路等）の機能回復工事等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

自治会が行う法定外公共物等の機能回復工事等に係る業者請負経費、自治会施工における原材料費及び機械借り上げ料。

※補助金の交付対象となる機能回復工事等は、次のような工事です。

道路・・・舗装、法面及び側溝の改修または修繕等

水路・・・しゅんせつ、改修または修繕等

■補助金額（上限額や補助率等）

予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限とします。（1,000円未満切捨て）

※補助対象経費が10万円未満の場合は対象外です。

※1度補助を受けられると翌年度から3年間のご利用いただけません。

例) 令和8年度に補助を受けられた場合、次回ご利用いただけるのは令和12年度です。

■申込時期

事業実施前年度の9月末までにご相談ください。

（申込は事業実施年度の4月以降）

※工事費用・修繕箇所が分かる書類を準備してご相談ください。

※補助金の交付を確約するものではありません。

■問合せ先

都市建設部 道路河川課（旧長浜・浅井・びわ・虎姫・湖北）

（TEL 65-6532）

都市建設部 北部建設課（高月・木之本・余呉・西浅井）

（TEL 82-5904）



(17) 除雪機械購入補助金【電子申請可能】

■目的

除雪の促進を図るため、自治会等が自主的に行う除雪作業に必要な除雪機械の購入費用の一部を助成します。

■事業主体

自治会等

■補助対象除雪機械

○歩行式除雪専用機械

○車両系積込装置付建設機械（ホイールローダー）

※バックホウ、フォークリフト、農耕用トラクター等は補助対象外です。

■補助機械台数

1自治会等あたり最大2台

※除雪延長が100m以上、1km以内であれば1台、1km以上であれば2台とします。

ただし、余呉・西浅井・木之本地区、上草野地域については、除雪路線延長を2倍して換算します。

※当該補助事業は、除雪機械1台につき、1度受けていただくと10年間のご利用いただくことができません。

■補助金の額

予算の範囲内で除雪機械1台の購入価格の2分の1以内とし、150万円を上限とします。

※余呉・西浅井・木之本地区、上草野地域については、除雪機械1台の購入価格の3分の2以内とし、300万円を上限とします。

■申込時期

事業実施年度の5月上旬

■その他

未充足地域優先での交付となりますので、申請頂いた場合でも補助金を交付できないことがあります。ご注意ください。

■問合せ先

都市建設部 道路河川課（TEL 65-6532）



(18) 地域除雪作業委託補助金【電子申請可能】

■目的

除雪の促進を図るため、自治会または地域づくり協議会（以下「自治会等」という。）が、生活道路の通行確保を目的に、自主的に行う機械除雪作業委託に対し、委託費用の一部を助成します。

■事業主体

自治会、地域づくり協議会

■補助対象となる経費

自治会等が、生活道路の通行確保のために業者または自治会等の区域の住民（以下「地域住民」という。）に委託する機械除雪作業の委託料で、次のすべてを満たすもの。

①自治会等と業者間または地域住民間で委託契約を締結していること。

②除雪作業を行う路線で、次のいずれかに該当すること。

○除雪指定路線以外の市道

○車両通行可能な生活道路で沿線に概ね5戸以上の住居を有する路線

○小中学校の通学路に指定されている路線

○除雪指定路線に付帯する歩道

③除雪作業を行う際の積雪深は10センチメートル以上であること。

■補助金の額

予算の範囲内で自治会等が支払う機械除雪作業の委託料（時間単価に実稼働時間を乗じた額）の50パーセント以内

※時間単価は市の設定額が上限

■申込時期

事業実施年度の8月上旬～下旬まで

■問合せ先

都市建設部 道路河川課（旧長浜・浅井・びわ・虎姫・湖北）

（TEL65-6532）

都市建設部 北部建設課（高月・木之本・余呉・西浅井）

（TEL82-5904）



(19)市道路愛護活動事業補助金【電子申請可能】

■目的

市が管理する道路について、地域の道路環境保全を目的とした道路路肩等の美化清掃活動（以下「道路愛護活動」という。）を実施する市内の自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■事業主体

自治会

■補助対象となる路線

幹線市道（1・2級）とする。ただし、市が実施する除草、清掃箇所を除く。

■補助対象となる道路愛護活動

- ①対象路線の路肩その他道路施設の除草
- ②対象路線の植栽施設およびその周辺の除草並びに植栽樹木のせん定整枝
- ③上記①と②の活動に付随する散在性ごみの除去および清掃

■道路愛護活動の実施期間・回数

毎年5月15日から11月15日までの間に1回以上行う。

■補助金額（上限額等）

○単位面積当たりの単価※1に実施面積※2を乗じて得た額とする。

※1 除草単価：16円/㎡（単価は予告なく変更することがあります）
植栽施設のせん定整枝の単価は別に定める。

※2 実施面積は延長に幅（1メートルを上限とする。）を乗じて算定する。
ただし、植栽施設については、植樹帯の面積を上限とする。

○同一区域につき実施2回までを補助対象とし、1団体あたりの限度額を10万円とする。

■申込時期

事業実施年度の6月末まで。

ただし、道路愛護活動を実施する10日前までに申し込んでください。

■問合せ先

都市建設部 道路河川課（旧長浜・浅井・びわ・虎姫・湖北）

（TEL65-6532）

都市建設部 北部建設課（高月・木之本・余呉・西浅井）

（TEL82-5904）



環境に関する補助金

(20) きれいなまちづくりパートナーシップ事業補助金

【電子申請可能】

■目的

パートナーシップ協定を締結し、協働で不法投棄を未然に防止する活動に取り組むことによって「ごみを捨てにくいきれいなまちづくり」を推進します。

■事業主体 自治会、地域づくり協議会

■補助対象となる経費

不法投棄防止パトロール、散乱ごみの収集、不法投棄防止のための周辺環境整備または啓発活動等にかかる経費

- (ア) 補助対象事業を実施するための消耗品費、燃料費、印刷費、原材料費、賃借料、保険料、その他必要と認められる経費
- (イ) 家電リサイクル法対象等の廃棄物処理費用等
- (ウ) 湯茶等に限る飲料費

■活動の要件

次のすべての活動を規定回数以上行うこと

- (1) 不法投棄防止パトロール 年10回
- (2) 散乱ごみ収集 年2回
- (3) 不法投棄防止のための周辺環境の整備または啓発活動 年1回

■補助金の額

- (1) 上記(ア)の経費の補助率は3分の2以内(ただし、保険料については事業実施参加人数一人一日あたり50円以内)
- (2) 上記(イ)の経費の補助率は10分の10
- (3) 上記(ウ)の経費の補助率は2分の1以内(ただし湯茶等にかぎる。活動1回一人あたり150円以内かつ飲料費は総事業費の5分の1以内)
- (4) 補助限度額は、上の(1)～(3)の総額で15万円以内

■申込時期

随時受付していますが、申込みに際して事前にご相談ください。



■その他

次年度以後も引き続いて取り組んでいただくことを前提としています。

■問合せ先 市民生活部 環境保全課 (TEL 65-6513)

(21)ごみ集積所整備事業補助金【電子申請可能】

■目的

ごみ集積所付近の環境美化及び安全性の確保を図るとともに、ごみの減量化および再資源化に関する市民活動を支援するため、自治会が設置する集積かごの整備や集積所のブロック塀の修繕や撤去に要する経費に対し、補助金を交付しています。

■事業主体

自治会

■補助対象となる経費

ごみ集積かごの修繕、追加、取替、統合ならびにブロック塀の修繕や撤去に要する経費

■補助金額（上限額や補助率等）

	補助対象事業	補助率	補助限度額
1	既存のごみ集積所内において、既存の集積かごに隣接して新たな集積かごを追加する事業。ただし、新たな集積所を設けて集積かごを設置する場合は除く。	1/2	新たに追加する集積かご1基につき3万円
2	集積かごの修繕等で次に該当する事業 ①集積かごの老朽化等に伴い、一部を修繕する事業。ただし、構造上重要でない部分の修繕（塗装、腐食防止剤塗布等）のみの場合は除く。 ②集積かごの老朽化等に伴い、全部を取り壊して新たに設置する事業 ③カラスネット等から集積かごへ変更する事業 ④強風や地震によるごみ集積かごの転倒の防止等を目的として行う転倒防止措置に関する事業		修繕し、または新たに設置する集積かご1基につき3万円
3	既存のごみ集積所を統合（2箇所以上）して、新たな集積かごを設置する事業。		新たに設置する集積かご1基につき10万円
4	既存のブロック塀を修繕し、又は撤去する事業。ただし、修繕する場合は、建築基準法施行令（昭和25年号外政令第338号）第62条の8の規定に適合するブロック塀であること。		修繕し、または撤去するブロック塀1集積所につき3万円

■申込時期

随時受付していますが、予算の状況により年度途中で補助が終了することがありますので、事前にお問い合わせください。



■問合せ先 市民生活部 環境保全課（TEL 65-6513）

福祉に関する補助金

(22) 地域介護予防通所活動支援補助金

■目的

『高齢者の元気アップ』をめざして、高齢者が気軽に集い、おしゃべりできたり、介護予防、健康づくりに向けた体操等を行う住民主体の通いの場が定期的に開催され、身近な居場所となるよう、活動の充実と運営への支援として補助金を交付します。

■事業主体

高齢者の体力向上および閉じこもり予防等のために、通いの場活動を行う65歳以上の者が5人以上で構成され、地域の高齢者が誰でも参加可能な団体

(地域サロンや転倒予防自主グループなど、自治会を単位としたもの、複数自治会の連携によるもの、地域づくり協議会など広域で実施されるもの、いずれも可)

※特定の趣味の集まり等の参加者が限定される団体は、この補助金の対象外です。

※長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金や長浜市老人クラブ活動補助金など、本市から他の補助金等の交付を受ける団体等は対象外とします。

■補助対象となる経費および額

種類	補助対象経費	補助の要件	補助率	補助限度額	備考
充実支援補助金	通所活動の立上げおよび充実のために必要と認められる経費(備品購入費等)	次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。 (1)通所活動を原則として月2回以上(年間20回以上)実施すること。 (2)通所活動を補助金交付後1年以上実施すること。	2 / 3	(1) 団体登録会員数(以下「会員数」という。)5人以上15人未満 25,000円 (2) 会員数15人以上25人未満 30,000円 (3) 会員数25人以上35人未満 35,000円 (4) 会員数35人以上 40,000円	交付は1団体当たり1会計年度に1回とし、交付年度以後3年間は交付を受けることができない。
運営支援補助金	通所活動の運営に要する経費【人件費、講師謝礼(当該団体の構成員以外の者に限る。)、消耗品費等】	通所活動を1回1時間かつ月3回以上実施することを原則とし、年間30回以上実施すること。 なお、地域共生型活動の回数は、原則として、全体の2分の1以内とする。	1 / 2	40,000円	交付は1団体当たり1会計年度に1回とする。

■申込時期

5月下旬ごろまで ※新規に申請される団体は、事前にお問い合わせください。

■問合せ先 健康福祉部 長寿推進課 (TEL 65-7841)



(23)長浜市老人クラブ活動補助金（改定）

■目的

高齢者の生きがい対策の一環として、生活を健全で豊かなものにし、福祉の増進を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に要する経費に対し、クラブ活動を支援するため補助金を交付します。

■対象となるクラブ

- (1) 活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する高齢者で組織されたクラブであること。
※同一小地域で組織することが困難な場合は、地域づくり協議会の範囲内で組織されたクラブも対象となります。
- (2) おおむね60歳以上の高齢者で構成され、10人以上の会員がいること。
※常に活動に参加できる会員がおおむね10人以上いることが必要です。
- (3) クラブに、会員の互選による代表者1人と、その他必要な役員がいること。
- (4) 会則、会員名簿、現金出納簿（証票綴を別に作成すること）、その他老人クラブの運営に必要な帳簿類を備えていること。
- (5) 定期的または不定期に、会費等を徴収していること。
※会費等の免除について、会則に定めがあっても構いません。
- (6) 毎月1回以上の活動を行っているクラブであること。
※毎月1回以上の活動のうち、1回以上は地域を豊かにする社会活動（奉仕活動など）に該当する活動を実施してください。

※地区老人クラブ（旧長浜市老人クラブ連合会各支部）に加入していないクラブも申請いただけます。

■補助対象となる経費

老人クラブの活動に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費

■補助金額（上限額や補助率等）

補助対象経費の実支出額と下記に定める補助基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額

補助基準額 ※1,000円未満切捨て

会員数が30人以上のクラブ	34,300円+(300円×会員数)
会員数が10人以上30人未満のクラブ	21,600円+(300円×会員数)

■申込時期 事業実施年度の4月末まで(新規申請の場合は事前に問い合せてください。)

■その他

- 老人クラブバス利用補助金は、令和8年度から長浜市老人クラブ活動補助金に統合しました。
- 地区老人クラブ（旧長浜市老人クラブ連合会各支部）に加入しているクラブは、地区老人クラブへ問い合わせのうえ申請してください。
- 地区老人クラブに加入していないクラブは市長寿推進課へ申請してください。

■問合せ先 健康福祉部 長寿推進課（TEL 65－7789）



(24)ふれあいサロン助成金

■目的

地域において高齢者・しょうがい者・子育て中の親子などすべての地域住民を対象に、ともに交流しあえるふれあいサロンの支援を行います。

「ふれあいサロン」は、地域住民相互のたすけあい・支えあいの輪を広めることを目的とした交流・居場所づくりに取り組む活動をいいます。世代間交流等により地域住民の福祉に対する理解や関心を深め、誰もがいつまでも安心して暮らせるまちづくりをめざすものです。

■事業主体

市内の自治会程度の小地域で、ふれあいサロンを開催する団体
(ボランティア・自治会・福祉委員会等)

■補助対象となる経費および額

会議費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、食糧費、材料費、謝礼金
光熱水費、備品費、会場等借り上げ料

■補助上限金額（上限額や補助率等）

立ち上げ1年目～3年目 30,000円/団体
4年目以降 10,000円/団体

■申込時期

- ア 助成1年目の団体
令和8年4月1日（水）から令和8年11月30日（月）まで
- イ 助成2年目以降の団体
令和8年4月1日（水）から令和8年5月29日（金）まで

■問合せ先

長浜市社会福祉協議会 地域福祉課（TEL62-1804）

第7章 資料集

■例規等

長浜市市民自治基本条例

長浜市市民自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくりの原則（第3条・第4条）
- 第3章 まちづくりの担い手（第5条－第9条）
- 第4章 開かれた市政（第10条－第12条）
- 第5章 公平な市政（第13条－第18条）
- 第6章 みんなでつくる市政（第19条－第23条）
- 第7章 協働のまちづくり（第24条－第26条）
- 第8章 他の機関等との関係（第27条）
- 第9章 条例の位置付け及び見直し（第28条・第29条）

附則

わたしたちのまち長浜市は、琵琶湖の東北部に位置し、注ぎこむ多くの清流と、伊吹山系をはじめとする美しい山々に囲まれた、里山・田園の広がる自然環境豊かなまちです。また、いにしえの時代から湖上・陸上交通の要衝、情報の交流点として発展し、いくつもの文化圏の接点であったことから、個性的で多彩な地域文化を育んできました。

また、町衆に代表されるような進取の気性に富んだ創造の担い手や、結いに代表されるような相互扶助の精神による自治の取組が古くから行われてきました。こうした自治の心は今もそれぞれの地域の中に息づいており、長浜らしさとして今日まで受け継がれてきています。

いま、わたしたちを取り巻く情勢は地方分権の進展や社会環境の変化に伴い、近年大きく変化してきています。さらには、わたしたちのまちは様々な歴史や文化を持つ広い地域であり、今後はそれぞれの地域特有の伝統や活動を尊重しつつ一体感のある市政運営が求められています。

そうしたことから、まちづくりの推進に当たっては、市民や市議会、市などの担い手の役割を明確にし、自分たちのことは自分たちが決め自分たちで取り組んでいくという、協働による自治の基本ルールを確立する必要があります。

このような認識のもとに、わたしたちは、この地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源を大切にし、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働による公平・平等で格差のない開かれたまちづくりをすすめるため、ここに長浜市市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割と市政運営の仕組みを定めることにより、協働による自治を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、勤務、就学する者及び市内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本市のまちづくりに関係のある団体
- (2) 市 市の執行機関
- (3) まちづくり 市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと活躍でき安全で安心して暮らせる社会を実現するための公共的な活動
- (4) 協働 市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること。
- (5) コミュニティ 市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを目的として自主的に結ばれた組織及び集団

第2章 まちづくりの原則

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働して次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民及び市が、合意形成を図るために必要な情報を相互に共有できるわかりやすく開かれたまちづくり
- (2) すべての市民の人権が保障され、それぞれの個性又は能力が活かされる公平・平等で格差のないまちづくり
- (3) 市民の自主的・主体的な参画が保障されるとともに、市民及び市が相互の役割を尊重し、みんなで協働して取り組むまちづくり

(情報共有の原則)

第4条 市民及び市は、相互に地域活動を重ねながら、まちづくりに関する情報共有を推進するものとする。

- 2 市は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

第3章 まちづくりの担い手

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利及びまちづくりに関して必要な地域学習を選択して学ぶ権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりに関して自らの責任及び役割を自覚し、その活動において自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。
- 3 市民は、自己責任のもと自ら解決できる問題は自ら解決するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、本市において受け継がれてきた自治の精神を尊重し、まちづくりにおける参画及び人材の育成に努めるとともに、その活動の発展及び促進に寄与するよう努めるものとする。

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう市の監視機能の向上に努めるものとする。

- 2 市議会は、市民と意見交換を十分に行い、議会活動を活発に行えるよう努めるものとする。
- 3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明するとともに、情報公開の求めに応えるものとする。
- 4 市議会の議員は、市民の代表者として議事に参加し、審議能力及び政策提案能力の

向上に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第7条 市は、まちづくりを推進するため、必要な施策を講じるものとする。

2 市は、市民の自主的・主体的なまちづくりを促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

3 市は、地域におけるコミュニティの役割を認識し、その活動を促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

(市長の役割及び責務)

第8条 市長は、市民生活の安全を守り、民主的かつ能率的で公平な市政運営を図るよう努めるものとする。

2 市長は、市民がまちづくりに参画できる機会を提供するよう努めるものとする。

3 市長は、市民の意見等を積極的に聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 市長は、多様化する市民の行政需要に対応し、協働のまちづくりを推進するため、市民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めるものとする。

(職員の役割及び責務)

第9条 市の職員は、まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務を遂行するよう努めるものとする。

2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、地域の課題把握に努め、市民と連携しまちづくりに自ら積極的に取り組むものとする。

3 市の職員は、まちづくりに必要な能力開発及び自己啓発に努めるものとする。

第4章 開かれた市政

(情報公開の原則)

第10条 市は、まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく公開するものとする。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開することにより、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できるよう努めるものとする。

(会議公開の原則)

第11条 市は、附属機関等の会議を公開するものとする。ただし、法令に定めのあるもの又は別に定めるところにより公開することが適当でないとき認められるときは、公開を制限することができる。

(個人情報の保護)

第12条 市は、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について個人の権利及び利益が侵害されることのないよう必要な措置を講じるものとする。

第5章 公平な市政

(市政運営の原則)

第13条 市は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、常に最小の費用で最大の効果をあげるよう努めるものとする。

2 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想の理念に基づき、健全な財政の運営及び計画的な事業の実施に努めるものとする。

(市の組織及び体制)

第14条 市は、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織づくりを行うとともに、行政各分野における課題等に総合的に対応できる体制を整えることに努めるものとする。

(総合計画等に基づく市政運営)

第15条 総合的かつ計画的に市の業務を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画は、この条例の目的に沿って策定及び実施されるとともに、新たな行政需要に対応するため、市民参画のもと柔軟に不断の検討を加えるものとする。

2 市は、次に掲げる計画を策定するときは、基本構想と整合した計画相互間の体系化に努めるものとする。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の地方公共団体と関連する計画

3 市は、前項各号の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めるものとする。

(1) 計画目標及びこれを達成するための業務の内容

(2) 前号の業務に要すると見込まれる費用及び期間

(財政運営の基本事項)

第16条 市は、基本構想及びこれを具体化するための計画を踏まえるとともに、経済状況に柔軟に対応できる財政運営を図るものとする。

2 市は、毎年度予算成立後、施策の予定及び進行状況が明らかになるように予算の執行計画を定め、十分な情報の提供に努めるものとする。

3 市は、決算に関する書類を作成するときは、これらの書類が施策の評価に役立つものとなるよう配慮するものとする。

4 市は、一般会計その他特別会計の財政状況及び経営状況の公表に当たっては、市民にわかりやすい方法で行うよう努めるものとする。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりをすすめるに当たっては、基本構想その他の計画に基づく施策を実施し、その結果について評価し改善を図るというサイクルに基づき遂行することにより、能率的かつ効率的な市政運営に努めるものとする。

(説明責任)

第18条 市は、市の業務の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、説明するよう努めるものとする。

2 市は、行政手続に関し別に条例で定めるところにより、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

第6章 みんなでつくる市政

(まちづくりへの参画)

第19条 市は、まちづくりの過程において、計画、実施及び評価の各段階に市民の参画が図られるよう努めるものとする。

2 市は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、NPO、コミュニティ、大学等との協働を推進するよう努めるものとする。

(審議会等への参画)

第20条 市は、市政の重要な事項に対し、市民と協働して対処するため、審議会等の附属機関等を設けることができる。

2 市は、附属機関等の委員を任命しようとするときは、条例等で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるとともに、性別、年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等に配慮するものとする。

(各種計画策定への参画)

第21条 市は、まちづくりを計画的に実施し、市民の参画を推進するため、基本構想

をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画等策定に関する情報を事前に公表すること。
 - (2) 市民が計画等の策定に参画できるよう、多様な方法を工夫すること。
 - (3) 計画等の計画案及び策定中の経過を公表し、市民の意見を聴くこと。
 - (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明すること。
- (市民意見等の募集及び反映)

第22条 市は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定改廃に際し、パブリックコメント制度等を活用し、広く市民の意見を聴くものとする。

- 2 市は、前項の規定により市民の意見を聴こうとするときは、別に定めるところにより、事前に必要な事項について公表するものとする。
- 3 市は、第1項の規定により提出された意見等について総合的に検討し、その適切な反映に努めるとともに、検討結果を公表するものとする。

(住民投票)

第23条 市長は、市政及び市の将来にかかわる最重要項目について、広く市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 協働のまちづくり

(コミュニティ)

第24条 市民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じた多様なまちづくりを行う組織をつくることができる。

- 2 市民及び市は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくための学習機会の確保に努めるものとする。
- 3 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会その他のコミュニティの活動に参画し、相互に助け合い、協働して行動するものとする。
- 4 市は、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(地域づくり協議会)

第25条 市民は、地域の様々な課題の解決に向けて、市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるため、地域づくり協議会を設置するものとする。

- 2 地域づくり協議会は、地域課題の解決のほか市民にかかわる公共的な活動を担い、様々な主体が行う活動について連携しながら、より効率的、効果的に実施できるよう調整する役割を担うものとする。
- 3 地域づくり協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市その他の組織と連携しながら地域における自治をすすめるものとする。
- 4 市は、地域づくり協議会の活動に対して必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、地域づくり協議会との協働により、事務事業の一部を当該協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施にかかる経費等について必要な措置を講じるものとする。
- 6 市は、地域づくり協議会の活動その他必要な事項について、別に指針で定める。

(多文化共生)

第26条 市民及び市は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、平和

に共存することができるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努めるものとする。

第8章 他の機関等との関係

(国、他の地方公共団体等との関係)

第27条 市は、国、他の地方公共団体その他関係機関との間において、相互に協力して適切な関係の構築に努めるとともに、共通する地域課題の解決のため、積極的に連携するよう努めるものとする。

第9章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第28条 この条例は、本市の自治における基本となるものであり、市民、市議会及び市は、まちづくりの推進に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するよう努めるものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

(条例の見直し)

第29条 市は、まちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、市は市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

長浜市市政事務嘱託員設置規程

長浜市市政事務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 市と市民との連絡や調整等を行い、市政事務を迅速かつ円滑に遂行するため、長浜市市政事務嘱託員（以下「市政事務嘱託員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 市政事務嘱託員は、各自治会から選出された自治会長をもって充てることとし、市長が委嘱する。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、自治会から選出された自治会長以外の者を市政事務嘱託員に委嘱することができる。

(委嘱期間)

第3条 市政事務嘱託員の委嘱期間は、各自治会から次の市政事務嘱託員が選出されるまでの期間とする。

(職務)

第4条 市政事務嘱託員は、担当する自治会の区域において、次に掲げることを職務とする。

- (1) 市と市民との連絡や調整を行うこと。
- (2) 市と市民とのパートナーシップの構築に努めること。
- (3) 災害時において、人、建物等被害状況を的確かつ迅速に把握し、その状況を市へ連絡するとともに、市民の避難所等への誘導を適切に行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が依頼した市政事務に協力すること。

(守秘義務)

第5条 市政事務嘱託員は、職務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(報償費)

第6条 市長は、市政事務嘱託員に対し、年額10,500円の基本額に世帯数1世帯当たり850円の加算額を加算した額を報償費として支給する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、市政事務嘱託員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第22号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第9号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第23号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市自治会告示の基準に関する規則

長浜市自治会告示の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市内に地縁による団体（町又は字の区域その他市内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）が設立された際に、当該地縁による団体が長浜市市民自治基本条例（平成23年長浜市条例第1号）第24条に規定する自治会であることを認める告示を行うにあたり、必要な事項を定める。

(告示の要件)

第2条 前条の告示は、地縁による団体のうち次に掲げる要件の全てを満たすものについて行うものとする。

- (1) 地域住民の福祉の向上に資する団体であること。
- (2) 良好な地域社会の維持及び形成のため、住民相互の連絡、交流、環境整備、安全確保等地域的な共同活動を行うことを目的に、民主的かつ主体的に運営され、現にその活動を行っていること。
- (3) その区域が、道路や河川等、相当の期間にわたって存続し、住民にとって客観的に明らかなもので定められ、かつ道路、河川、公園、集会所等の公共的な空間を含む一定の連続したものとして定められていること。
- (4) やむを得ない場合を除き、その区域が、他の自治会の区域と重複していないこと。
- (5) その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (6) 目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項等が規定された規約を定めていること。
- (7) 市長の各種要請への協力及び協働のまちづくり推進の意思があること。

(告示の申出)

第3条 第1条の告示を受けようとする団体の代表者は、前条各号に掲げる要件について事前に市長と協議を整えた上で、自治会告示申出書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設立の理由書
- (2) 区域を示す図面等
- (3) 設立総会の決議を記した議事録（議長、議事録署名人等の複数の署名または記名・押印があるものに限る。）
- (4) 役員及び構成員名簿
- (5) 規約
- (6) 事業計画書及び予算書

2 やむを得ず他の自治会と区域が重複している場合は、前項各号に掲げる書類に加えて、当該区域の重複している自治会と区域の境界について確認した旨を証する書類を添付しなければならない。

(告示)

第4条 市長は、前条に規定する申出があったときは、第2条各号に掲げる要件に該当

するか否かを審査し、適当と認めるものについて、これを告示するものとする。

(解散届)

第5条 第1条の告示を受けた自治会の代表者は、自治会を解散したときは、解散届を速やかに市長に提出しなければならない。

(告示の取消し)

第6条 市長は、第1条の認定を受けた自治会が、第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は虚偽の申請その他不正の手段により認定を受けたと認められるときは、当該告示を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、これを告示するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長浜市人権学習推進員設置要綱

長浜市人権学習推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域の人権学習を推進するため、自治会に長浜市人権学習推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(職務)

第2条 推進員は、人権学習の推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地域住民のあらゆる人権問題に対する正しい理解の推進及び人権尊重意識の高揚に関すること。
- (2) 自治会及び地域人権学習組織等との連携により、地域における人権学習の推進を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権学習推進のための活動に関すること。

(委嘱)

第3条 市長は、自治会の長から推薦された者で、適当と認めるものを推進員として委嘱することができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(研修等)

第5条 推進員は、その職務を行うために必要な研修に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第108号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

長浜市連合自治会会則

長浜市連合自治会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は長浜市連合自治会と称し、事務所を長浜市役所本庁内に置く。

(目的)

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 市民の自治意識の高揚と自治活動の振興を図ること。
- (2) 自治会長相互の連絡協調、親睦を図り、円滑な職務の遂行に努めること。
- (3) 市政との協働により、明るく住みよいまちづくりの推進に努めること。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治組織の運営及び発展に関する調査と研究
- (2) 会員相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 市政との協働の推進に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するため必要と認める事項

第2章 組織、役員及びその任務

(組織)

第4条 本会は別表に掲げる各町の自治会をもって組織する。

(役員)

第5条 本会の役員は、各地区連合自治会長をもって充てるものとする。ただし、長浜まちなか連合、神照連合、六荘連合、びわ連合においては、副会長1名(複数の小学校区を有する等の地区)を含む。

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 26名以内
- (4) 監事 2名

(役員の仕事の選出)

第6条 選出は次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事により会長、副会長、監事を選出し、総会において報告するものとする。理事は、会長、副会長、監事に選出された者以外の役員をもって充てる。
- (2) 会長、副会長、監事に欠員を生じたときは、役員会で選出補充する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。また、研修・事業・会計それぞれの総括責任者を兼ねるものとする。

3 理事は、本会の運営に関して審議し、会務の執行にあたる。

4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は定期総会までとし、再任されることを妨げない。役員が欠けた場合において、補欠により就任した役員任期は、前任の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会および役員会とする。ただし、必要に応じて他の機関との連絡会議を開くことができる。

(会議の構成)

第10条 総会は各町自治会長、役員会は第5条の役員をもって構成する。

(会議の議決)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、会長が議長となる。会議の議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第12条 定期総会は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

2 総会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、事業報告
- (2) 予算決算
- (3) 役員報告
- (4) 会則の変更
- (5) その他重要な事項

(役員会)

第13条 役員会は会長が必要と認めるとき随時招集し、次の事項を付議決定する。

- (1) 自治会の要望により委任された事項
- (2) 市からの要望または依頼された事項
- (3) その他本会運営に関する事項

第4章 会計

(経理)

第14条 本会の経費は、負担金、補助金、受託金その他をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 会長は、毎年度終了後すみやかに会計監査を受け、決算報告をして総会の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(庶務)

第16条 本会の庶務は、長浜市市民協働部市民活躍課において行う。

(簿冊)

第17条 本会に次の簿冊を整える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿

- (3) 会計簿
- (4) 事業記録
- (5) その他
- (その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で定める。

附 則

この会則は、平成18年4月23日から実施する。

{ (中略) }

附 則

この会則は、令和5年5月13日から実施する。

■規約例

自治会規約（例）

〇〇町自治会規約

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇町自治会（以下「自治会」という。）と称し、事務所を地区集会所に置く。

（目的）

第2条 自治会は、会員の相互扶助並びに福祉の増進を図り、良好な地域社会の形成及び維持並びに発展に資することを目的とする。

（区域）

第3条 本会の区域は、長浜市〇〇町〇〇番〇〇から〇〇番〇〇までの区域とする。

（組織）

第4条 自治会は、〇〇町の居住者をもって組織する。

（入会）

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

（事業）

第7条 自治会の事業は、次の各号に定めるところによる。

(1) 会員相互の親睦に関すること。

(2) 会員の福利厚生に関すること。

(3) 区域内の美化、公衆衛生、環境の整備に関すること。

(4) 防災並びに防犯に関すること。

(5) 公共諸団体との連絡協調に関すること。

(6) その他必要と認める事項

（役員の種類）

第8条 自治会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 会計 〇名

(4) 班長 班数名（地区により、組長等名称は異なります。）

(5) 監事 〇名

2 監事は、正副会長及び会計を兼ねることができない。

（選出の方法）

第9条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、自治会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、金銭の出納と管理を行う。
- (4) 班長は、班を代表し班を取りまとめるとともに、第4条の事業に協力する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

2 各役員は、相互に協力し自治会の運営を行うものとする。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の手当)

第12条 役員の手当の規定は別に定める。

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。

3 役員会は、監事を除く第8条の役員をもって構成する。

(会議の招集)

第14条 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、臨時総会については、役員会の決定又は会員(世帯数)の〇分の〇以上の請求があったときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総会)

第15条 定期総会は、原則として毎会計年度終了後開催し、次の事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 自治会規約等の変更に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

2 会長は、必要があると認めるときは、役員会に諮り、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第16条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自治会の事業運営に関すること。
- (2) 総会に付する案件に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(会議の成立要件、議長及び議決)

第17条 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者に加える。

2 総会の議長は、会員から選出し、役員会は会長が議長となる。

3 会議における議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(総会の書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第17条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

(経費)

第20条 自治会の経費は、次の各号に定める収入をもって充てるものとする。

(1) 会費

(2) 協賛金

(3) 市交付金等

(4) 寄付金

(5) その他の収入

(会費及び協賛金)

第21条 会費及び協賛金は、次の各号のとおりとする。

(1) 会費は、会員1世帯あたり年額〇〇〇円とする。(または、月額〇〇〇円)

(2) 協賛金は、本会の区域内に存する事業所で、本会の運営に協賛する事業者の協賛金とする。

2 会費の納入時期、減免及び新規加入者の会費の規定は別に定める。

(会計年度)

第22条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

認可地縁団体規約（例）

〇〇町自治会規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇町自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、長浜市〇〇町〇〇番〇〇から〇〇番〇〇までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、長浜市〇〇町〇〇番地〇〇に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

（役員の種類）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

1 ○○○○○○○○

2 ○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決のよりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は、担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、○月○日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、長浜市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

自主防犯隊規約（例）

〇〇自主防犯隊規約

（名称及び事務局）

第1条 本隊は、〇〇〇自主防犯隊と称し、事務局を〇〇町〇〇番地に置く。

（目的）

第2条 本隊は、〇〇地区における犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、ボランティアによる自主防犯活動を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 前条の目的を達成するため、本隊は次の活動を行う。

- (1) 地区内における巡回パトロール
- (2) 犯罪の抑止、青少年の健全育成のための声かけ運動
- (3) 事件、事故に遭遇した際の通報
- (4) 環境浄化活動
- (5) 地域安全に関する調査並びに研修活動
- (6) 広報啓発活動

（隊員）

第4条 本隊は、第2条の趣旨に賛同するものをもって構成する。

（役員）

第5条 本隊に隊長1名、副隊長1名、事務局長1名、監査1名を置く。

2 前項の役員のうち隊長は、隊員の互選により選出し、他の役員は隊長の指名により選出する。

3 役員任期は1年（欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間）とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第6条 予算、決算、役員改選、規約の改正、その他本隊の運営に必要な事項を協議するため、年1回以上総会を開催する。

2 総会は役員をもって構成し、隊長が招集し、議長には隊長が指名する。

3 総会は、構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 活動計画の立案、総会資料の作成等を行うため、役員会を開催する。

5 役員会は役員をもって構成し、隊長が招集し、議長には隊長があたる。

6 役員会の議決は、総会の場合に準じるものとする。

（経費）

第7条 本隊の経費は、会費、募金その他をもって充てる。

2 会費は年〇〇〇円とする。ただし、活動時必要に応じて別に徴収することができる。

3 会費の管理は副隊長が行うものとする。

（年度）

第8条 本隊の事業年度並びに会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項については、役員会の議決を経て隊長がこれを定めるものとする。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

自主防災組織規約（例）

〇〇町自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本組織の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第3条 本組織は、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること
- (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯を持って構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本組織を代表し、事業を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、事業の運営に当たる。
- 4 監査役は、本組織の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 防災計画の作成および改正に関する事
 - (3) 事業計画に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長・副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事
 - (2) 総会により委任された事
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事
 - (2) 防災知識の普及に関する事
 - (3) 防災訓練の実施に関する事
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事
 - (5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

■書式例

総会次第（例）

〇〇町自治会 令和〇〇年度総会次第

と き 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
〇〇時から〇〇時まで
ところ 〇〇集会所

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 総会定足数報告・総会成立宣言
- 4 議長、議事録署名人の選任（選出）
- 5 議案審議
第1号議案 令和〇〇年度事業報告案
第2号議案 令和〇〇年度決算案
第3号議案 令和〇〇年度監査報告
第4号議案 役員改選
第5号議案 令和〇〇年度事業計画案
第6号議案 令和〇〇年度予算案
- 6 閉会

事業計画書（事業報告書）（例）

【例1】

令和〇〇年度 〇〇町自治会事業計画書（事業報告書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

1 総務部事業

- (1) 総会の開催 ○月〇日
- (2) 役員会の開催 毎月第〇 〇曜日

2 環境衛生部事業

- (1) 琵琶湖一斉清掃 7月1日
- (2) 衛生・害虫駆除作業 ○月～〇月
- (3) ごみステーション周辺清掃 毎週〇曜日

3 防犯・防災部事業

- (1) 防犯灯の新設と一部修理 新設〇か所、修理〇か所
- (2) 防犯パトロール 毎月第〇〇曜日
- (3) 交通安全指導 毎月1日、15日

4 体育部事業

- (1) 運動会の実施 ○月〇日

・
・
・

【例2】

令和〇〇年度 〇〇町自治会事業計画書（事業報告書）

期日		事業名	場所	事業内容
月	日			

予算書（例）

令和〇〇年度〇〇町自治会予算書

【収入の部】

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減	備考
会費				〇〇円×〇〇世帯
補助金・交付金				長浜市〇〇交付金
寄付金				
雑収入				預金利息
繰越金				前年度の繰越金
合計				

【支出の部】

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減	備考
運営費				
会議費				総会、役員会
通信運搬費				郵便料、電話代
事務消耗品費				事務用品他
備品費				書庫、机
印刷費				コピー代、写真代
助成費				各種団体への助成
人件費				役員報酬
光熱水費				電気、ガス、水道代
修繕費				防犯灯修理費
保険料				集会所火災保険料
負担金				連合自治会負担金等
事業費				
環境衛生費				清掃用品等
防犯・防災費				啓発物品、訓練費用
体育振興費				運動会費用
予備費				
合計				

決算書（例）

令和〇〇年度〇〇町自治会決算書				
【収入の部】		(単位:円)		
科目	予算額	決算額	増減	備考
※予算書と 同じ科目				
合計				
【支出の部】		(単位:円)		
科目	予算額	決算額	増減	備考
※予算書と 同じ科目				
合計				

監査報告書（例）

監査報告書	
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日、帳簿、通帳、証拠書類などについて監査を行ったところ、帳簿の記入、通帳や証書、証拠書類の整理・保管、現金の出納は確実に処理されており、令和〇〇年度〇〇町自治会の会計は収支ともに適正に執行されていたことを認めましたので報告します。</p>	
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>	<p>監事 〇〇 〇〇 ⑩</p>

予算科目（例）

【収入】	
科目	内容
会費	会費収入
補助金・交付金	市などからの補助金や交付金（市自治振興交付金など）
寄付金	寄付金収入
会館使用料	会館の使用料
雑収入	預金利息
繰越金	前年度からの繰越金
【支出】	
科目	内容
総務費	
会議費	総会、役員会などの会議費
通信運搬費	郵便料金、電話料金
事務消耗品費	文房具などの事務用消耗品
備品費	書庫、机、椅子など
印刷費	資料などのコピー代、写真現像代
助成費	子ども会や老人クラブなどへの補助金
人件費	役員報酬など
光熱水費	電気、ガス、上水道、下水道料金
修繕費	防犯灯や集会所等の修繕費
保険料	集会所等の火災保険料
負担金	連合自治会負担金等
事業費	
環境衛生費	環境美化活動に要する経費
防犯・防災費	防犯パトロールや防災訓練に要する経費
交通安全対策費	交通安全の啓発等に要する経費
体育振興費	運動会などの行事に要する経費
福祉費	福祉活動に要する経費
積立金	会館の新設、増改築等に備える基金
予備費	

総会議事録（例）

令和〇〇年度〇〇町自治会総会議事録

1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時から〇〇時まで

2 会 場 〇〇町自治会館

3 総会の成立

規約（規則）第〇条第〇項のとおり、総数〇〇〇名のうち、出席〇〇〇名、委任状〇〇〇名、欠席〇〇名で出席者及び委任状提出者が〇〇〇名であり、総会定足数を満たし総会が成立した。

★ポイント①★

規約に定める定数を満たしていることを明示しましょう。

4 議長選出

全員賛成により、〇〇〇を議長に選出した。

5 議事の審議

第1号議案 令和〇〇年度事業報告案

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり承認された。

★ポイント②★

表決権の行使について具体的な数字を明示しましょう。

第2号議案 令和〇〇年度決算案

第3号議案 令和〇〇年度監査報告

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり承認された。

第4号議案 役員改選

役員選考委員会から以下のとおり新役員案が提案された。

会長〇〇〇〇、副会長〇〇〇〇、会計〇〇〇〇、監事〇〇〇〇

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。

★ポイント③★

役員に誰が選ばれたのかを明示しましょう。

第5号議案 令和〇〇年度事業計画案

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。

第6号議案 令和〇〇年度予算案

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

★ポイント④★

規約に定める議事録署名人による署名または記名・押印などがきちんとされていること。

議 長 〇〇 〇〇 ⑩
議事録署名人 〇〇 〇〇 ⑩
議事録署名人 〇〇 〇〇 ⑩

■文書例

総会開催通知（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会 員 各 位

〇〇町自治会長 〇〇 〇〇

令和〇〇年度〇〇町自治会総会の開催について（通知）

〇〇の候 皆様方には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より自治会運営につきまして、ご理解ご協力を賜り深くお礼申し上げます。

さて、令和〇〇年度通常総会を下記により開催いたしますので、万障繰り合わせの上
ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時から

2 場所 〇〇町自治会館

3 議事

①報告第1号 令和〇〇年度〇〇町自治会事業報告及び決算報告について

②報告第2号 令和〇〇年度〇〇町自主防災組織事業報告及び決算報告について

③報告第3号 会計監査報告について

④議案第1号 令和〇〇年度〇〇町自治会事業計画(案)及び予算(案)について

⑤議案第2号 令和〇〇年度〇〇町自主防災組織事業計画(案)及び予算(案)について

4 その他

委任状

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の令和〇〇年度〇〇町自治会総会を欠席します。つ
いては、総会の議決権を

代理人 〇〇 〇〇 に委任します。

住所

氏名

印

自治会への加入のご案内（例）

〇〇町内にお住まいの皆様へ
（〇〇町内に転入された皆様へ）

〇〇町自治会長 〇〇 〇〇

〇〇町自治会への加入・参加のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

〇〇町自治会は、この地域にお住まいの方々の親睦や、安全・安心な暮らしのために、いろいろな取り組みを行っています。

- ごみステーションの設置や管理、歩道の花壇の手入れなどの環境美化に努めています。
- 犯罪を防止するため街路灯を設置しています。
- 自治会内の生活道路の除排雪を行っています。
- 通学路での交通安全パトロールや見守りをしています。
- お祭りや運動会、新年会などの行事で親睦を図っています。

この他にも様々な活動を行っています。

私たちの生活は自治会と大きく関わりをもっています。

〇〇町をさらに安全・安心で住みよい地域にしていくために、自治会へのご加入と活動へのご参加をお願いいたします。

自治会費について

1か月〇〇〇〇円です。集金方法についてはご加入時にご説明いたします。

家庭ごみの収集日

ごみ収集カレンダーをご確認ください。

問合せ先

〇〇町自治会（担当〇〇 〇〇 TEL：〇〇-〇〇〇〇）

----- 切り取り線 -----

【加入申込書】

氏名	住所	電話番号
		()
同居の方の氏名 ()		

※ご記入のうえ、自治会長、組長にお申込みください。

Guia sobre como se filiar à Associação de Moradores de Bairro (modelo)

※「自治会への加入・参加のご案内（例）」をポルトガル語訳したものです。

Aos residentes do (Aos que se mudaram para o)

_____ -cho)

_____ -cho Jichikaicho
(Presidente da Associação de Moradores)

**Guia para filiação/participação no _____ -cho Jichikai
(Associação de Moradores do _____ -cho)**

自治会への加入・参加のご案内

O _____ -cho Jichikai, está engajado em várias atividades para que todos os moradores da região tenham laços de amizade, segurança e tranquilidade na vida cotidiana. Algumas dessas atividades são:

- Instalar e administrar os locais de coleta de lixo, reparar os canteiros de flores das calçadas etc, para o embelezamento do ambiente;
- Instalar postes de luz elétrica para iluminação e prevenção contra crimes;
- Retirar a neve das ruas mais utilizadas situadas dentro dos limites do bairro da Associação;
- Fazer patrulhas de segurança no caminho utilizado pelas crianças para ida e volta da escola;
- Organizar festivais, gincanas esportivas, festas de início de ano, etc. para promoção de amizade e confraternização entre os moradores.

Além dessas, há diversas outras atividades promovidas pelo Jichikai.

Nossa vida cotidiana está extremamente ligada ao Jichikai.

E para fazer do bairro _____ -cho um lugar ainda mais seguro, mais tranquilo e confortável para se viver, pedimos a todos que se filiem e participem no Jichikai.

Sobre o Jichikaihi (taxa da Associação) 自治会費について

O valor do Jichikaihi será de _____ ienes por mês. A explicação sobre o recolhimento será realizada no ato da inscrição.

Sobre os dias de coleta de lixo 家庭ごみの収集日

Verificar o calendário da coleta de lixo conforme o bairro.

Contato お問い合わせ先

_____ -cho Jichikai

Responsável 担当: Sr(a) _____ Tel: _____ - _____ - _____

----- corte aqui -----

【Ficha de inscrição 加入申込書】

Nome 氏名	Endereço 住所	Telefone 電話番号
		()
Nome dos conviventes 同居の方の氏名		

※Após o preenchimento, favor entregar a ficha ao Jichikaicho ou Kumicho ou Hancho (líder de grupo).

自治会への加入のご案内（例）やさしい日本語版

外国人市民向け「自治会加入促進パンフレット」多言語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、中国語）はこちらから→



市ホームページ

〇〇町に住んでいる人へ（〇〇町に引越してきた人へ）
〇〇町自治会長 〇〇 〇〇

〇〇町自治会に 入りませんか

こんにちは。〇〇町自治会は、〇〇町に住んでいる人たちのグループです。〇〇町で みんなが なかよく、安全に 安心して 住んでほしいです。そのために いろいろなことを しています。

①ごみを捨てる場所を つくります。ごみを捨てる場所を 掃除します。

道の花を 育てます。

②夜の道に 電気をつけます。道を明るくして、安全にします。

③〇〇町の道の雪を 掃除します。

④子どもが学校にいく道を 安全にします。

⑤〇〇町のみんなで いっしょに お祭りやスポーツをします。

自治会は 私たちの生活を 良くします。〇〇町を 良くしたいです。

自治会に はいってください。みんなで 仲良くしましょう。

自治会費

上の①～⑤のことを するために 必要なお金です。

1か月〇〇〇〇円 払います。払いは 自治会に入るときに

ごみを 出す日 教えます。

ごみ収集カレンダーを見てください。ごみを出す日が 書いています。

わからないことは、〇〇町自治会の〇〇さんに 聞いてください。電話番号は、〇〇-〇〇〇〇です。

※はさみで 切ってください※

-【自治会に 入ります】

名前	住所（住んでいるところ）	電話番号
いっしょに住んでいる人の名前 ()		

※書いたら、自治会長か班長に 出してください。

自治会加入案内チラシ例（表）

長浜市・長浜市連合自治会

じちかい

自治会

に加入しませんか

Q 自治会って
どんなことを
しているんだろう？

Q 加入したら
どんなメリット
があるの？

【お問合せ】 OO自治会 TEL : 0749-00-0000

※チラシ例は市ホームページからダウンロードできます。



皆さんが快適に暮らしているまちは、 実は自治会の地道な努力に より作り上げられています。



自治会ではこんな活動をされています



01

安全・安心なまちづくり

登下校時の子どもたちの見守りを行っています。また、夜間に道を照らしている「防犯灯」の多くは、自治会で設置や維持管理を行っています。
そのほか、災害への備えとして、備蓄品の確保や防災訓練を行うなど、地域の安全確保に努められています。

02

美しいまちづくり

地域をきれいで快適な環境とするために、清掃活動やゴミ捨て場所の管理などの環境美化活動を行ってられます。
また、沿道や公園に花を植えて、ホッとできる場所をつくられている自治会もあります。

03

ふれあいのあるまちづくり

夏祭りや子ども会などのイベントを通じて、お互いの交流を深められています。
地域の交流は、いざという時に大きな力を発揮します。近くに顔見知りの人がいることは、非常時には何よりも心強く、安心感がありますね。

04

情報を共有するまちづくり

市役所からの文書回覧や広報配布によって、地域の情報共有を行ってられます。
自治会独自の広報誌やホームページ、SNSを作成して地域への関心を高める活動をしている自治会もあります。

【加入申込書】

氏名	住所	電話番号
		()
同居の方の氏名 ()		

※ご記入のうえ、自治会長、組長にお申込みください。

※チラシ例は市ホームページからダウンロードできます。



自治会への加入協力をお願い（例）

〇〇マンション管理会社 様
（〇〇マンション所有者 〇〇様）

〇〇町自治会長 〇〇 〇〇

自治会加入・参加へのご協力をお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから〇〇町自治会の活動にご理解、ご協力をいただいておりますことに、自治会を代表いたしましてお礼申し上げます。

さて、当自治会では、この地域にお住まいの方々の親睦や、安全・安心な暮らしのために、いろいろな取り組みを行っています。

- ごみステーションの設置や管理、歩道の花壇の手入れなどの環境美化に努めています。
- 犯罪を防止するため街路灯を設置しています。
- 自治会内の生活道路の除排雪を行っています。
- 通学路での交通安全パトロールや見守りをしています。
- お祭りや運動会、新年会などの行事で親睦を図っています。

この他にも様々な活動を行っています。

つきましては、貴社（貴殿）の管理される建物の居住者の皆様に、自治会活動にご加入・ご参加いただけますよう、特段のご配慮、ご協力をお願いいたします。

自治会費について

自治会費については1か月〇〇〇〇円です。集金方法等については、ご相談いただきますようお願いいたします。

家庭ごみの収集、除排雪等について

家庭ごみの収集、除排雪、その他の事項については、お気軽にご相談ください。

問合せ先

〇〇町自治会（担当〇〇 〇〇 TEL：〇〇-〇〇〇〇）

Solicitação para se filiar à Associação de Moradores de Bairro (modelo)

※前ページの「自治会への加入協力のお願ひ(例)」を翻訳したものです。

À Administração do prédio _____

(Ao proprietário do prédio _____, Sr(a)_____)

_____-cho Jichikaicho
(Presidente da Associação de Moradores)

Solicitação de colaboração na filiação/participação no _____-cho Jichikai (Associação de Moradores do _____-cho) 自治会加入・参加へのご協力のお願ひ

Como representante do _____-cho Jichikai, gostaria de agradecer a imensa compreensão e colaboração com as atividades realizadas por esta Associação.

O Jichikai está engajado em várias atividades para que todos os moradores da região tenham laços de amizade, segurança e tranquilidade na vida cotidiana. Algumas dessas atividades são:

- Instalar e administrar os locais de coleta de lixo, reparar os canteiros de flores das calçadas etc, para o embelezamento do ambiente;
- Instalar postes de luz elétrica para iluminação e prevenção contra crimes;
- Retirar a neve das ruas mais utilizadas situadas dentro dos limites do bairro da Associação;
- Fazer patrulhas de segurança no caminho utilizado pelas crianças para ida e volta da escola;
- Organizar festivais, gincanas esportivas, festas de início de ano, etc. para promoção de amizade e confraternização entre os moradores.

Além dessas, há diversas outras atividades promovidas pelo Jichikai.

Sendo assim, gostaríamos de solicitar a colaboração de V. S.^a, administradora do prédio, para que incentive os moradores a se filiarem e participarem no Jichikai.

Agradecemos a consideração.

Sobre o Jichikaihi (taxa da Associação) 自治会費について

O valor do Jichikaihi será de _____ ienes por mês. Solicitamos que consulte a Associação sobre o seu recolhimento e outras informações pertinentes.

Sobre os dias de coleta de lixo, remoção da neve 家庭ごみの収集日、除排雪等について

Esteja à vontade para consultar sobre a coleta de lixo, remoção da neve e outros assuntos.

Contato お問い合わせ先

_____-cho Jichikai (Responsável: Sr(a) _____ Tel: ____ - ____ - ____)

第〇〇回〇〇〇夏まつり ボランティア募集

8月〇〇日（〇）

【会場】〇〇小学校グラウンド
※雨天時 同校体育館

【時間】9：30～12：00

子育て家庭や地域のたくさんの人たちと
一緒に夏の遊びを楽しみませんか？
子どもたちと楽しく遊びたい方！！
参加をお待ちしています♪

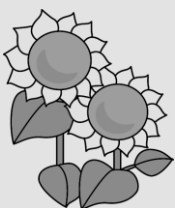
《あそびの内容》

水遊び、きんぎょつり、くじ
などなどいろいろ♪



お願い

- ★当日は午前9時30分までに会場にお越しください。
- ★貴重品は持ってこないようお願いします。持参する場合は、必ず身に付け各自で管理をお願いします。
- ★炎天下での活動が予想されますので、帽子を必ずかぶってください。
- ★水遊びが中心です。動きやすい服装・動きやすい靴（スカート・サンダル不可）、着替え、タオル、飲み物の用意をしてください。
- ★雨天の場合は小学校の体育館で行いますので、上靴と外靴を入れるビニール袋をご持参ください。



【問い合わせ先】

〇〇町自治会

〇〇町〇〇番地（担当〇〇、〇〇）

TEL：〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇－〇〇〇〇

■自治会一覧

世帯数・人口は令和8年3月1日現在の数値です。(住民基本台帳)

○印は認可地縁団体

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
1	まちなか	一の宮 (いちのみや)	124	291	
2	まちなか	月見ヶ丘 (つきみがおか)	39	67	
3	まちなか	八幡中山南 (やわたなかやまみなみ)	98	177	○
4	まちなか	神前東 (しんぜんひがし)	63	139	
5	まちなか	神前西 (しんぜんにし)	20	45	○
6	まちなか	御坊東 (ごぼうひがし)	36	69	
7	まちなか	神前栄 (しんぜんさかえ)	29	65	○
8	まちなか	三の宮北 (さんのみやきた)	29	55	
9	まちなか	三の宮中 (さんのみやなか)	17	42	
10	まちなか	三の宮南 (さんのみやみなみ)	13	30	
11	まちなか	神前上 (しんぜんかみ)	154	314	
12	まちなか	北門前 (きたもんぜん)	42	95	
13	まちなか	米川 (よねがわ)	38	68	○
14	まちなか	高田東 (たかだひがし)	42	95	
15	まちなか	高田北 (たかだきた)	29	65	
16	まちなか	高田 (たかだ)	35	56	
17	まちなか	高田中 (たかだなか)	23	47	○
18	まちなか	高田西 (たかだにし)	61	114	○
19	まちなか	片 (かた)	19	30	
20	まちなか	南片 (みなみかた)	3	5	
21	まちなか	宮 (みや)	36	73	○
22	まちなか	十軒 (じゅっけん)	9	17	
23	まちなか	金屋 (かなや)	10	17	
24	まちなか	錦南 (にしきみなみ)	12	23	
25	まちなか	神戸 (ごうど)	19	40	
26	まちなか	伊部 (いべ)	19	39	○
27	まちなか	御堂前 (みどうまえ)	30	51	
28	まちなか	グラン・ブルー長浜表参道 (ぐらんぶるーながはまおもてさんどう)	65	143	
29	まちなか	三ツ矢南 (みつやみなみ)	30	60	
30	まちなか	三ツ矢中東 (みつやなかひがし)	25	60	
31	まちなか	大通寺 (だいつうじ)	14	39	
32	まちなか	中三ツ矢 (なかみつや)	39	71	
33	まちなか	東三ツ矢北 (ひがしみつやきた)	52	110	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
34	まちなか	東三ツ矢中（ひがしみつやなか）	41	88	○
35	まちなか	東三ツ矢南（ひがしみつやみなみ）	31	65	○
36	まちなか	三ツ矢新道（みつやしんみち）	48	88	
37	まちなか	京（きょう）	30	46	
38	まちなか	三ツ矢北（みつやきた）	54	123	
39	まちなか	仏光寺（ぶっこうじ）	35	80	
40	まちなか	北三越（きたみつこし）	46	93	○
41	まちなか	南三越（みなみみつこし）	43	104	○
42	まちなか	北日吉（きたひよし）	162	369	○
43	まちなか	中日吉（なかひよし）	45	92	○
44	まちなか	南日吉（みなみひよし）	169	337	○
45	まちなか	三ツ矢新（みつやしん）	80	144	
46	まちなか	郡上（ぐじょう）	31	67	
47	まちなか	相生（あいおい）	55	100	
48	まちなか	北呉服（きたごふく）	40	92	
49	まちなか	祝（いわい）	32	69	○
50	まちなか	南呉服東（みなみごふくひがし）	26	52	
51	まちなか	大手（おおて）	59	103	
52	まちなか	南呉服上（みなみごふくかみ）	64	104	
53	まちなか	南呉服元（みなみごふくもと）	76	144	
54	まちなか	南呉服南（みなみごふくみなみ）	131	252	
55	まちなか	殿（との）	251	495	
56	まちなか	公園（こうえん）	300	612	○
57	まちなか	豊公園前式番館（ほうこうえんまえにばんかん）	64	117	
58	まちなか	長浜駅西（ながはまえきにし）	141	288	
59	まちなか	公園新（こうえんしん）	55	118	
60	まちなか	鐘紡町緑風苑（かねぼうちょうりよくふうえん）	65	195	
61	まちなか	大島（おおしま）	41	68	
62	まちなか	横（よこ）	10	18	
63	まちなか	西本（にしほん）	11	20	○
64	まちなか	東本（ひがしほん）	10	19	
65	まちなか	八幡（やわた）	43	96	
66	まちなか	永保（えいほ）	18	45	
67	まちなか	箕浦（みのうら）	17	32	
68	まちなか	紺屋（こんや）	26	50	
69	まちなか	北船東（きたふなひがし）	12	27	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
70	まちなか	北船北（きたふなきた）	33	63	
71	まちなか	北船南（きたふなみなみ）	36	58	
72	まちなか	南船（みなみふな）	38	81	○
73	まちなか	栄船（えいせん）	75	152	○
74	まちなか	船山（ふなやま）	64	132	○
75	まちなか	南新（みなみしん）	15	27	○
76	まちなか	上田（かみた）	22	51	○
77	まちなか	中田（なかた）	59	93	○
78	まちなか	下田（しもた）	43	93	○
79	まちなか	田旭（たあさひ）	75	166	
80	六荘	八幡東（やわたひがし）	698	1355	○
81	六荘	南川（みなみかわ）	92	177	○
82	六荘	八幡泉（やわたいずみ）	56	77	
83	六荘	南高田（みなみたかだ）	204	512	
84	六荘	東高田（ひがしたかだ）	524	1211	○
85	六荘	三和（さんわ）	71	143	
86	六荘	地福寺（じふくじ）	436	1033	○
87	六荘	平方（ひらかた）	641	1451	○
88	六荘	四ツ塚（よつづか）	395	859	○
89	六荘	勝（かつ）	470	1018	○
90	六荘	大辰巳（おおたつみ）	222	484	○
91	六荘	室（むろ）	342	881	○
92	六荘	永久寺（えいきゅうじ）	96	240	
93	六荘	大戌亥（おおいぬい）	356	829	
94	六荘	下坂中（しもさかなか）	113	315	○
95	六荘	寺田（てらだ）	67	166	○
96	六荘	田村（たむら）	200	529	
97	六荘	高橋（たかはし）	57	160	○
98	六荘	下坂浜（しもさかはま）	221	366	
99	六荘	平方南（ひらかたみなみ）	218	472	○
100	六荘	柳（やなぎ）	307	688	○
101	六荘	勝北（かつきた）	179	406	○
102	六荘	弥高（やたか）	309	667	○
103	六荘	平方北（ひらかたきた）	268	521	
104	南郷里	宮司東（みやしひがし）	490	1189	
105	南郷里	宮司西（みやしにし）	757	1745	○
106	南郷里	小堀（こぼり）	396	711	
107	南郷里	大東（おおひがし）	24	55	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
108	南郷里	今川（いまがわ）	149	369	○
109	南郷里	七条東（しちじょうひがし）	125	320	
110	南郷里	七条中（しちじょうなか）	104	247	
111	南郷里	七条西（しちじょうにし）	110	267	
112	南郷里	南小足（みなみこあし）	84	218	
113	南郷里	新栄（にいさか）	198	518	○
114	南郷里	日の出（ひので）	67	146	○
115	南郷里	加納（かのう）	374	702	○
116	南郷里	榎木（えのき）	136	326	○
117	南郷里	南田附東（みなみたづけひがし）	46	113	
118	南郷里	南田附西（みなみたづけにし）	417	1026	
119	南郷里	小足新（こあししん）	383	891	○
120	南郷里	小足北（こあしきた）	189	245	
121	南郷里	七条新（しちじょうしん）	59	134	
122	南郷里	加納新（かのうしん）	143	310	○
123	南郷里	小堀新（こぼりしん）	359	720	○
124	南郷里	コーポ小堀（こーぽこぼり）	113	159	
125	神照	川崎（かわさき）	155	312	○
126	神照	山階（やましな）	199	461	○
127	神照	口分田（くもで）	651	1404	○
128	神照	保田（ほうで）	49	121	
129	神照	今（いま）	92	249	○
130	神照	国友東（くにともひがし）	100	261	
131	神照	国友西（くにともにし）	111	283	
132	神照	泉（いずみ）	158	389	○
133	神照	新庄寺（しんじょうてら）	609	1391	
134	神照	新庄中（しんじょうなか）	209	520	○
135	神照	新庄馬場（しんじょうばんば）	61	170	○
136	神照	小沢（こざわ）	60	179	○
137	神照	下之郷東（しものごうひがし）	20	61	○
138	神照	下之郷中（しものごうなか）	37	100	
139	神照	下之郷西（しものごうにし）	28	67	○
140	神照	森（もり）	49	125	○
141	神照	相撲（すまい）	267	683	○
142	神照	祇園元（ぎおんもと）	698	1904	○
143	神照	列見（れっけ）	267	558	
144	神照	十里（じゅうり）	415	1011	
145	神照	神照東（かみてるひがし）	755	1923	

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
146	神照	神照西（かみてるにし）	638	1421	
147	神照	シティライフ（していらいふ）	57	87	
148	神照	八幡中山（やわたなかやま）	740	1484	○
149	神照	中山（なかやま）	91	174	○
150	神照	分木（ぶんぎ）	203	373	○
151	神照	北新東（きたしんひがし）	138	271	○
152	神照	北新西（きたしんにし）	89	193	
153	神照	北新南（きたしんみなみ）	100	192	○
154	神照	北新北（きたしんきた）	73	173	
155	神照	北新暁（きたしんあかつき）	71	150	
156	神照	上祇園（かみぎおん）	291	706	○
157	神照	美浜（みはま）	131	281	○
158	神照	緑ヶ浜（みどりがはま）	193	469	○
159	神照	八幡中山栄（やわたなかやまさかえ）	247	466	○
160	神照	十里南新（じゅうりみなみしん）	287	664	○
161	神照	相撲西（すまいにし）	218	522	○
162	北郷里	春近（はるちか）	91	207	○
163	北郷里	石田（いしだ）	234	537	○
164	北郷里	堀部（ほりべ）	194	397	○
165	北郷里	保多（ほだ）	36	91	○
166	北郷里	垣籠（かいごめ）	59	174	○
167	北郷里	東上坂（ひがしこうざか）	134	330	○
168	北郷里	西上坂（にしこうざか）	274	560	○
169	北郷里	千草東（ちくさひがし）	412	764	
170	北郷里	千草中（ちくさなか）	68	126	
171	北郷里	千草西（ちくさにし）	241	445	
172	西黒田	八条（はちじょう）	108	276	○
173	西黒田	本庄（ほんじょう）	102	282	○
174	西黒田	常喜東（じょうぎひがし）	66	197	
175	西黒田	常喜西（じょうぎにし）	73	172	
176	西黒田	鳥羽上北（とばかみきた）	71	185	
177	西黒田	鳥羽上南（とばかみみなみ）	37	99	○
178	西黒田	名越（なごし）	88	190	
179	西黒田	布勢（ふせ）	83	200	
180	西黒田	小一条（こいちじょう）	61	143	○
181	西黒田	本庄新（ほんじょうしん）	25	73	○
182	西黒田	常喜新（じょうぎしん）	54	107	
183	神田	加田東（かだひがし）	58	126	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
184	神田	加田西（かだにし）	79	219	
185	神田	加田南（かだみなみ）	74	181	○
186	神田	加田北（かだきた）	74	183	
187	神田	加田今（かだいま）	56	112	
188	神田	加田新（かだしん）	24	48	
189	神田	加田栄（かださかえ）	50	114	○
190	神田	ビレッジハウス加田（びれっじはうすかだ）	63	73	
191	湯田	内保（うちぼ）	734	1994	
192	湯田	大路（おち）	157	445	○
193	湯田	三田（みた）	206	553	
194	湯田	大依（おおより）	90	204	
195	湯田	八島（やしま）	202	490	○
196	湯田	平塚（ひらつか）	18	37	
197	湯田	尊勝寺（そんしょうじ）	82	204	
198	湯田	山ノ前（やまのまえ）	45	118	○
199	湯田	西野（にし野）	56	158	
200	湯田	尊野（そんの）	68	164	
201	湯田	湯次（ゆすき）	83	162	
202	湯田	新三田（しんみた）	205	369	
203	湯田	西新三田（にししんみた）	87	199	
204	湯田	野上（のがみ）	143	410	
205	湯田	中瀬（なかせ）	50	147	
206	湯田	北新三田（きたしんみた）	72	252	
207	湯田	大路楽門（おちらくもん）	39	142	
208	田根	高畑（たかはた）	80	191	
209	田根	力丸（りきまる）	13	39	
210	田根	野田（のだ）	32	81	○
211	田根	木尾（きお）	100	263	○
212	田根	上野（うわの）	62	118	○
213	田根	小室（こむろ）	44	105	
214	田根	黒部（くろべ）	27	61	
215	田根	竜安寺（りゅうあんじ）	1	4	
216	田根	谷口（たにぐち）	37	83	
217	田根	北野（きたの）	52	134	
218	田根	池奥（いけおく）	6	14	
219	田根	瓜生（うりゅう）	37	95	
220	田根	田川（たがわ）	61	170	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
221	田根	須賀谷（すがたに）	5	11	
222	下草野	北ノ郷（きたのごう）	38	100	○
223	下草野	東野（ひがしの）	34	97	
224	下草野	小野寺（おのでら）	28	61	
225	下草野	醍醐（だいご）	16	38	○
226	下草野	徳山（とくやま）	24	48	
227	下草野	飯山（いやま）	22	59	
228	下草野	当日（とうめ）	43	103	○
229	下草野	大門（だいもん）	30	93	○
230	下草野	乗倉（のせくら）	38	96	
231	下草野	西主計（にしかずえ）	76	161	○
232	下草野	東主計（ひがしかずえ）	56	161	
233	下草野	南郷（なんごう）	32	89	
234	下草野	浅井高原（あざいこうげん）	483	1157	
235	下草野	高尾（たかお）	12	31	
236	七尾	相撲庭（すまいにわ）	144	374	○
237	七尾	今荘（いまじょう）	58	179	○
238	七尾	佐野（さの）	38	89	
239	七尾	南池（みなみいけ）	29	67	
240	七尾	北池（きたいけ）	36	81	
241	七尾	法楽寺（ほうらくじ）	28	78	
242	七尾	野村（のむら）	112	297	○
243	上草野	野瀬（のせ）	69	127	
244	上草野	草野（くさの）	65	146	
245	上草野	高山（たかやま）	86	184	
246	上草野	寺師（てらし）	36	81	
247	上草野	西村（にしむら）	24	51	○
248	上草野	太田（おおた）	21	39	○
249	上草野	郷野（ごうの）	63	164	○
250	上草野	鍛冶屋（かじや）	70	170	○
251	上草野	岡谷（おかだに）	13	32	
252	びわ	細江（ほそえ）	132	363	
253	びわ	曾根（そね）	264	659	
254	びわ	錦織（にしこおり）	70	177	○
255	びわ	落合（おちあい）	79	199	○
256	びわ	難波（なんば）	76	193	○
257	びわ	新居（にのい）	63	143	
258	びわ	野寺（のでら）	29	73	

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
259	びわ	八木浜（やぎはま）	92	266	○
260	びわ	大浜町（おおはまちょう）	92	223	○
261	びわ	中浜（なかはま）	42	125	○
262	びわ	南浜（みなみはま）	160	411	○
263	びわ	川道（かわみち）	325	791	○
264	びわ	小観音寺（こかんのんじ）	11	31	
265	びわ	稲葉（いなば）	48	106	
266	びわ	弓削（ゆうげ）	53	135	○
267	びわ	香花寺（こうけいじ）	37	97	○
268	びわ	富田（とんだ）	81	214	○
269	びわ	北富田（きたとんだ）	29	92	
270	びわ	十九（じゅっく）	14	40	○
271	びわ	上八木（かみやぎ）	40	122	
272	びわ	下八木（しもやぎ）	125	329	○
273	びわ	早崎（はやざき）	86	216	○
274	びわ	下益田（しもますだ）	25	56	○
275	びわ	益田（ますだ）	66	197	
276	びわ	安養寺（あんようじ）	97	264	○
277	びわ	御館（みたち）	59	134	○
278	びわ	鶴ヶ島（つるがしま）	26	59	
279	びわ	みずべの里（みずべのさと）	117	360	
280	虎姫	唐国（からくに）	122	275	○
281	虎姫	月ヶ瀬（つきがせ）	101	214	○
282	虎姫	虎姫本町（とらひめほんまち）	54	122	○
283	虎姫	大寺（だいじ）	90	255	○
284	虎姫	中野（なかの）	122	298	○
285	虎姫	三川（みかわ）	199	447	○
286	虎姫	宮部（みやべ）	218	554	○
287	虎姫	大井（おおい）	129	336	○
288	虎姫	西大井（にしおおい）	57	84	
289	虎姫	桜町（さくらちょう）	262	484	
290	虎姫	柿ノ木（かきのき）	84	134	
291	虎姫	長田（ながた）	125	231	
292	虎姫	新旭町（しんあさひまち）	209	337	
293	虎姫	酢（す）	122	272	○
294	虎姫	五村（ごむら）	109	255	
295	虎姫	田（た）	94	210	○
296	小谷	小谷郡上（おだにぐじょう）	57	138	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
297	小谷	小谷美濃山（おだにみのやま）	10	24	○
298	小谷	小谷上山田（おだにかみやまだ）	81	224	○
299	小谷	下山田（しもやまだ）	42	104	○
300	小谷	二俣（ふたまた）	30	86	○
301	小谷	小谷丁野（おだにようの）	169	489	○
302	小谷	山脇（やまわき）	42	122	○
303	小谷	河毛（かわけ）	94	269	○
304	小谷	別所（べっしょ）	13	32	○
305	小谷	留目（とどめ）	53	120	○
306	小谷	小谷伊部（おだにいべ）	70	205	○
307	速水	小今（こいま）	44	138	○
308	速水	賀（か）	43	117	○
309	速水	馬渡（もうたり）	92	244	○
310	速水	大安寺（だいあんじ）	32	85	○
311	速水	南速水（みなみはやみ）	43	120	○
312	速水	小倉（おぐら）	78	193	○
313	速水	湖北高田（こほくたかだ）	111	288	○
314	速水	速水（はやみ）	552	1510	○
315	速水	八日市（ようかいち）	90	230	○
316	速水	青名（あおな）	66	173	
317	速水	猫口（ねこぐち）	55	142	
318	速水	沢（さわ）	21	50	
319	速水	湖北今（こほくいま）	54	135	
320	朝日	山本（やまもと）	308	849	○
321	朝日	五坪（ごのつぼ）	35	103	○
322	朝日	大光寺（だいこうじ）	29	82	○
323	朝日	田中（たなか）	54	145	○
324	朝日	海老江（えびえ）	69	206	○
325	朝日	延勝寺（えんしょうじ）	106	247	○
326	朝日	今西（いまにし）	88	215	○
327	朝日	津里（つのさと）	44	128	○
328	朝日	石川（いしかわ）	28	58	○
329	朝日	東尾上（ひがしおのえ）	32	88	○
330	朝日	尾上（おのえ）	93	230	○
331	富永	井口（いのくち）	123	302	○
332	富永	持寺（もちでら）	35	92	○
333	富永	洞戸（ほらど）	18	40	○
334	富永	高月尾山（たかつきおやま）	27	71	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
335	富永	保延寺（ほうえんじ）	49	126	○
336	富永	雨森（あめのもり）	133	359	○
337	富永	高野（たかの）	70	195	○
338	富永	新井口（しんいのくち）	113	287	○
339	高月	柏原（かしはら）	254	581	○
340	高月	新柏原（しんかしはら）	88	266	
341	高月	渡岸寺（どうがんじ）	88	237	○
342	高月	落川（おちかわ）	190	407	○
343	高月	馬上（まけ）	150	376	○
344	高月	森本（もりもと）	118	233	○
345	高月	高月（たかつき）	689	1695	○
346	高月	宇根（うね）	231	691	○
347	高月	東阿閉（ひがしあつじ）	138	376	○
348	古保利	東柳野（ひがしやなぎの）	112	283	○
349	古保利	柳野中（やなぎのなか）	47	132	○
350	古保利	西柳野（にしやなぎの）	44	117	○
351	古保利	重則（しげのり）	28	66	
352	古保利	松尾（まつお）	18	43	
353	古保利	高月西野（たかつきにしの）	88	258	○
354	古保利	熊野（くまの）	51	135	○
355	古保利	片山（かたやま）	28	62	○
356	古保利	西阿閉（にしあつじ）	127	326	○
357	七郷	高月東高田（たかつきひがしたかだ）	40	117	
358	七郷	高月布施（たかつきふせ）	33	87	○
359	七郷	唐川（からかわ）	94	276	○
360	七郷	横山（よこやま）	61	140	○
361	七郷	東物部（ひがしものべ）	116	312	○
362	七郷	西物部（にしものべ）	39	100	
363	七郷	磯野（いその）	99	270	○
364	杉野	金居原（かねいはら）	45	73	
365	杉野	杉野（すぎの）	97	221	○
366	杉野	杉本（すぎもと）	25	45	○
367	杉野	音羽（おとわ）	6	11	○
368	高時	大見（おおみ）	16	27	
369	高時	川合（かわい）	150	337	○
370	高時	古橋（ふるはし）	151	375	○
371	高時	石道（いしみち）	40	81	○
372	高時	木之本小山（きのもとこやま）	35	89	○

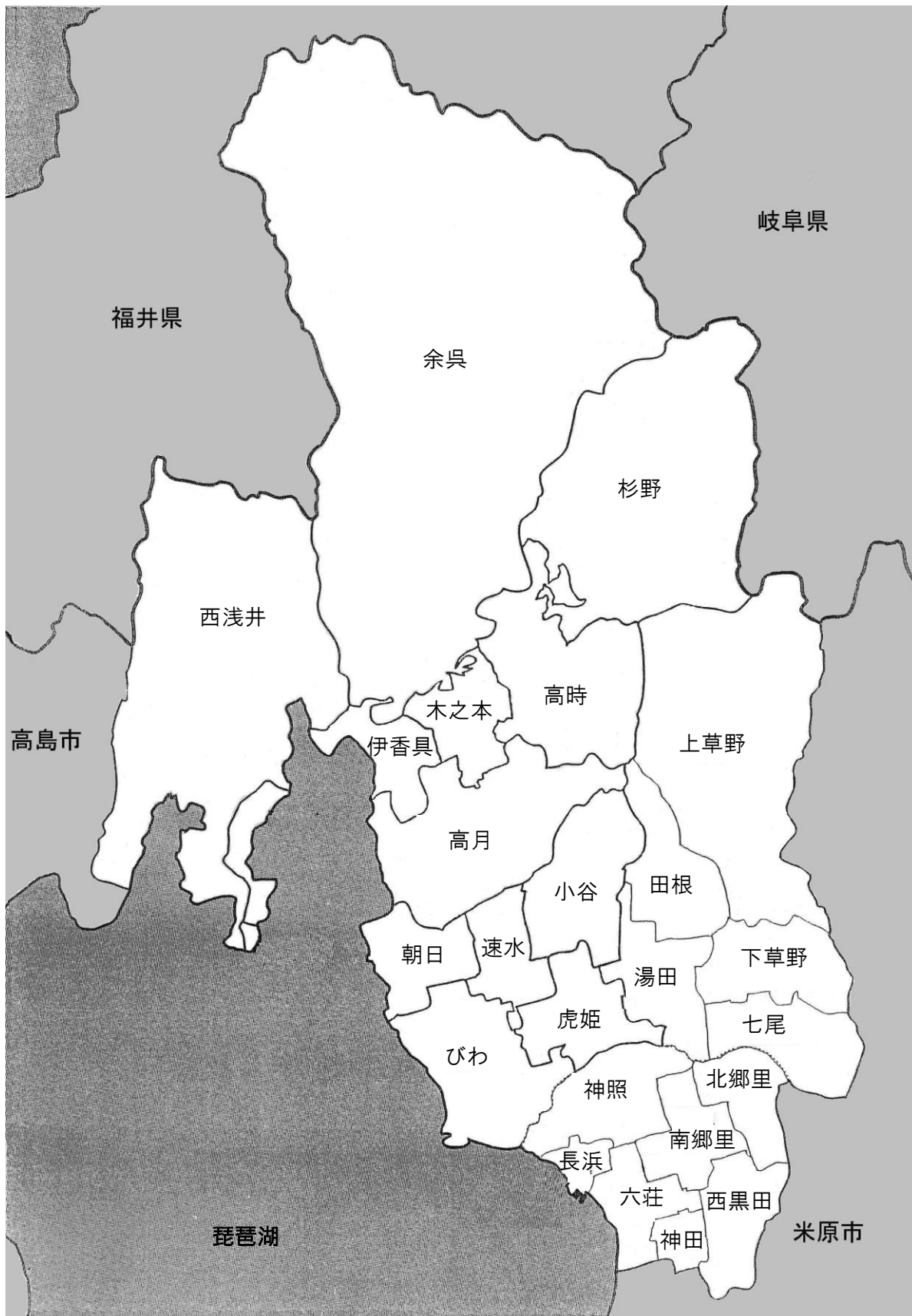
No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
373	木之本	木之本（きのもと）	713	1513	○
374	木之本	廣瀬（ひろせ）	512	905	
375	木之本	黒田（くろだ）	281	617	○
376	木之本	黒田新町（くろだしんまち）	61	123	
377	木之本	駅前黒田（えきまえくろだ）	26	94	
378	木之本	南黒田（みなみくろだ）	12	36	
379	木之本	アツトリ（あつとり）	30	59	
380	木之本	田部（たべ）	48	125	○
381	木之本	千田（せんだ）	128	356	○
382	伊香具	大音（おおと）	112	283	○
383	伊香具	飯浦（はんのうら）	19	31	
384	伊香具	山梨子（やまなし）	9	17	
385	伊香具	西山（にしやま）	70	164	○
386	伊香具	田居（たい）	49	112	
387	伊香具	北布施（きたふせ）	47	123	○
388	伊香具	赤尾（あかお）	52	133	○
389	余呉	坂口（さかぐち）	55	114	○
390	余呉	下余呉（しもよご）	147	328	○
391	余呉	中之郷（なかのこう）	178	419	○
392	余呉	八戸（やと）	33	67	○
393	余呉	川並（かわなみ）	98	212	○
394	余呉	下丹生（しもにゅう）	34	78	○
395	余呉	上丹生（かみにゅう）	104	208	○
396	余呉	摺墨（するすみ）	8	14	○
397	余呉	菅並（すがなみ）	30	38	○
398	余呉	文室（ふむろ）	30	62	○
399	余呉	国安（くにやす）	54	122	○
400	余呉	余呉東野（よごひがしの）	151	365	○
401	余呉	今市（いまいち）	58	136	
402	余呉	新堂（しんどう）	39	96	○
403	余呉	池原（いけはら）	47	100	○
404	余呉	小谷（おおたに）	37	72	○
405	余呉	柳ヶ瀬（やながせ）	20	40	○
406	余呉	椿坂（つばきざか）	20	29	○
407	余呉	中河内（なかのかわち）	18	18	○
408	西浅井	塩津浜（しおつはま）	147	366	○
409	西浅井	祝山（ほりやま）	42	99	○
410	西浅井	野坂（のさか）	31	92	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
411	西浅井	塩津中（しおつなか）	59	123	○
412	西浅井	余（よ）	87	208	○
413	西浅井	集福寺（しゅうふくじ）	52	134	○
414	西浅井	杳掛（くつかけ）	45	105	○
415	西浅井	横波（よこなみ）	30	83	○
416	西浅井	岩熊（やのくま）	91	220	○
417	西浅井	余南（よみなみ）	35	93	
418	西浅井	大浦（おおうら）	277	674	○
419	西浅井	菅浦（すがうら）	61	101	○
420	西浅井	月出（つきで）	8	19	○
421	西浅井	八田部（はたべ）	86	212	○
422	西浅井	山田（やまだ）	29	70	○
423	西浅井	西浅井小山（にしあざいおやま）	31	66	○
424	西浅井	山門（やまかど）	77	187	○
425	西浅井	中（なか）	38	102	○
426	西浅井	庄（しょう）	127	302	○
427	西浅井	黒山（くろやま）	40	71	○

■地域づくり協議会一覧

No.	連合自治会名	地域づくり協議会名
1	長浜	長浜まちなか地域づくり連合会
2	六荘	六荘地区地域づくり協議会
3	南郷里	南郷里地域づくり協議会
4	神照	神照地区地域づくり協議会
5	北郷里	北郷里連合地域づくり協議会
6	西黒田	西黒田ふるさと振興会議
7	神田	神田地区まちづくり協議会
8	湯田	浅井湯田地域づくり協議会
9	田根	田根地区・地域づくり協議会
10	下草野	下草野地域づくり協議会
11	七尾	七尾地区地域づくり協議会
12	上草野	上草野地区地域づくり協議会
13	びわ	びわ地域づくり協議会
14	虎姫	虎姫地域づくり協議会
15	小谷	小谷地区地域づくり協議会
16	速水	こほく地域づくり協議会
17	朝日	朝日地区地域づくり協議会
18	高月	高月地域づくり協議会
19	杉野	杉野地区地域づくり協議会
20	高時	高時地区地域づくり協議会
21	木之本	木之本地区地域づくり協議会
22	伊香具	伊香具地区地域づくり協議会
23	余呉	余呉地域づくり協議会
24	西浅井	西浅井地区地域づくり協議会

長浜市地域づくり協議会の区域



自治会と関連のある担当連絡先

担当課	項目	電話番号
市民活躍課	自治会活動全般、 地域づくり協議会、 防犯、交通安全、 多文化共生	65-8711
秘書広報課広報室	広報ながはま、 市民の意見聴取	65-6504
未来こども若者課	移住に関する相談	65-6371
生涯学習課	生涯学習講座	65-6552
人権施策推進課	人権学習、 女性の悩み相談	65-6560
環境保全課	ごみの収集、 ごみ集積所整備、 不法投棄対策	65-6513
消費生活相談室	消費生活相談	65-6567
社会福祉課	避難支援・見守り支え合い 制度、生活保護、	65-6536
農政課	鳥獣害対策	65-6522
都市計画課	児童公園	65-6541
	コミュニティバス、 デマンドタクシー	65-6562
道路河川課	市道に関すること、 除雪に関すること (旧長浜、浅井、びわ、虎 姫、湖北)	65-6531
住宅課	空き家に関する相談	65-6533
北部建設課	市道に関すること、 除雪に関すること (高月、木之本、余呉、西 浅井)	82-5904
防災危機管理課	自主防災組織、消防団、 防災行政無線、避難場所、 ハザードマップ、 安全安心メール(防災)	65-6555
長浜市社会福祉協議会	自治会の備品購入補助、ボ ランティア	62-1804
長浜市連合自治会	自治会に関するご相談	65-8711 (市民活躍課内)